

第七十四回国 参議院社会労働委員会会議録第一号

昭和四十九年十二月二十一日(土曜日)
午後一時六分開会

委員氏名

委員長 山崎 昇君
理事 玉置 和郎君
理事 丸茂 重貞君
理事 須原 昭二君
理事 須原 昭二君
理事 小川 正吉君
理事 上原 正吉君
理事 小川 半次君
理事 神田 博君
理事 高田 浩運君
理事 徳永 正利君
理事 橋本 繁蔵君
理事 森下 泰君
理事 山崎 五郎君
理事 柏谷 照美君
理事 片山 甚市君
理事 浜本 万三君
理事 柏原 やス君
理事 沓脱タケ子君
理事 星野 力君
理事 柄谷 道一君

委員の異動

十二月十四日 選任 矢野 登君
十二月十八日 辞任 橋本 繁蔵君
補欠選任 石本 茂君
矢野 登君 齋藤 十朗君

出席者は左のとおり。

委員長 山崎 昇君
理事 山崎 昇君

委員

玉置 和郎君
丸茂 重貞君
須原 昭二君
小平 芳平君
石本 茂君
上原 正吉君
小川 半次君
斎藤 十朗君
徳永 正利君
森下 泰君
山崎 五郎君
柏谷 照美君
片山 甚市君
浜本 万三君
柏原 やス君
沓脱タケ子君
星野 力君
柄谷 道一君

衆議院議員

修正案提出者 大野 明君
政府委員 労働大臣 長谷川 峻君
労働政務次官 中山 正暉君
労働省労働基準局長 東村金之助君
労働省婦人少年局長 森山 真弓君
労働省職業安定局長 遠藤 政夫君
労働省職業訓練局長 藤縄 正勝君

事務局員

常任委員会専門員 中野 武夫君
説明員 中野 武夫君

労働省職業安定局失業保険課長 関 英夫君

本日の会議に付した案件

○調査承認要求に関する件
○雇用保険法案内閣提出、衆議院送付
○雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

去る十二月十四日、矢野登君が委員に選任されました。また、十二月十八日、橋本繁蔵君及び矢野登君が委員を辞任され、その補欠として石本茂君及び斎藤十朗君が選任されました。

○委員長(山崎昇君) 次に、調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査を行なうこととし、これら二件の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕
○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕
○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(山崎昇君) この際、長谷川労働大臣及び中山労働政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。長谷川労働大臣。

○国務大臣(長谷川峻君) 前国会でもたいへん皆さんにお世話になりましたが、三木内閣の労働省を担当する者として戻ってまいりましたので、この委員会には格段の御心配、御配慮をいただくと思ひます。何ぶんよろしくお引き回しのほどお願いいたします。

○委員長(山崎昇君) 中山労働政務次官。

○政府委員(中山正暉君) 労働政務次官を拝命いたしました中山正暉でございます。先生方の御指導を切にお願いを申し上げます。ごあいさつにありがとうございました。

○委員長(山崎昇君) 雇用保険法案、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を一括して議題とし、政府から説明を聴取いたします。長谷川労働大臣。

○国務大臣(長谷川峻君) ただいま議題となりました雇用保険法案及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行失業保険法は、施行以来、わが国の雇用失業対策の柱として重要な役割りを果たしてまいりましたが、この間に、わが国の雇用失業情勢は、基本的な変化を遂げるとともに、いわゆる高齢者社会への移行や最近の雇用失業情勢に見られるような国際的あるいは国内的要因による失業問題等の新たな事態に対処していく必要性が生じてきております。

政府といたしましては、このような経済社会の動向に適切に対処することができるよう、雇用に

関する総合的機能を持った雇用保険制度を創設することとし、雇用保険法案及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を提案した次第であります。

まず、雇用法案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律案は、失業者の生活の安定をはかるとともに求職活動を容易にする等その就職を促進するために失業給付を行ない、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、雇用構造の改善、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進をはかるための事業を行なうことを目的としたしております。

第二に、この法律案は、零細企業の労働者はもちろん、従来から課題とされてきた農林水産業の労働者をも含めて、すべての労働者に適用することとしたしております。

第三に、高齢者社会への移行等に即応して、給付日数等の面で中高年齢者等就職の困難な者に手厚く措置するとともに、給付率の改善、全国的に失業状況が悪化した場合の給付延長制度の新設など失業補償機能の強化をはかることとしたしております。また、日雇労働被保険者に対する給付についても、改善をはかっております。

第四に、農林水産業の適用に伴い、季節、短期雇用労働者に対する失業給付を、その実態に即して、五十日分の一時金にするとともに、これらの者の資格要件は、最低四ヵ月二十日で足りるよううにいたしております。

第五に、以上のほか、高年齢者の雇用の促進や不況の際の一時休業に対する援助によって失業を防止することなど積極的に雇用の改善をはかるための事業を行なうとともに、労働者の能力開発及び労働者の福祉のための事業を行なうこととしたしております。

第六に、保険料については、現行の千分の十三の保険料率を据え置きとしつつ、千分の十の部分に労働者が折半して負担して失業給付に充てるものとし、千分の三の部分は使用者の負担として雇用

改善事業等の三事業に充てることとしたしております。また、高年齢者の就職の促進と福祉の増進のために、高年齢者に關し、労使の保険料負担を免除することとしたしております。

次に、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました雇用保険法案の施行に伴って必要とされる関係法律の規定の整備及び経過措置を定めるものであります。

以上、二法案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在のわが国の労災保険の給付は、これまでの数次の改正により、ILO条約の水準に達しているところであり、最近における経済社会の諸情勢にかんがみ、業務災害または通勤災害をこうむった労働者及びその遺族に対する給付の一その改善をはかるため、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労災保険給付の改善についてであります。

第一に、障害補償年金及び障害補償一時金の額を、それぞれ約二二%引き上げることとしたしております。

第二に、遺族補償年金の額を、約一三%引き上げることとしたしております。

第三に、障害補償一時金、遺族補償一時金及び遺族補償年金の前払い一時金についても、年金給付と同様に、賃金水準の変動に応じてその額を改定することとしたしております。

また、これらの改善措置は、通勤災害に関する給付についても同様に行なうこととしたしております。

次に、船員保険の給付の改善につきましては、職務上の事由による給付について、労災保険の給付の改善に準じた改善措置を講ずることとしたしております。

以上のほか、労災保険の遺族補償年金の前払い一時金制度の拡充、中央労働災害防止協会の業務に化学物質等の有害性の検査の業務を加えること等の改正を行なうこととしたしております。

なお、この法律案は、公布の日から施行することとしたしておりますが、労災保険及び船員保険の給付の改善等にかかわる部分は、国家公務員災害補償法等の改正にあわせて、昭和四十九年十一月一日から適用することとしたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山崎昇君) この際、雇用保険法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員大野明君から説明を聴取いたします。大野君。

○衆議院議員(大野明君) 雇用保険法案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

その要旨は、第一に、基本手当の算定の基礎となる賃金日額の最低額を千五百円から千八百円に引き上げること。

第二に、政府は、昭和五十年一月一日から施行日の前日までの間において必要があるときは、失業保険の福祉施設として、景気の変動等により一時休業を余儀なくされた事業主に対し、失業を予防するために必要な助成及び援助を行なうことができるものとするのであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。○委員長(山崎昇君) 以上で説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。○浜本万三君 大臣に雇用保険の関係につきまして質問を申し上げたいと思います。

まず第一は、この法律を提案いたしました理由につきまして簡単に御尋ねをいたしたいと思います。

自民党の経済政策の失敗によりまして、異常な物価高と深刻な不況が併存する状態に今日なっております。こういう中で国民の雇用と生活を脅かしておることはもう御承知のとおりであります。特に、深刻な不況の中で、十月には一千万人を余る倒産が出ております。さらに、来年の十一月三月期には失業者の数が百万人になるのではないかと、こういう報道をされておるところであります。

こういう状況の中で失業者の生活を保障するためには、むしろ現行の失業保険法を強化、補完いたしまして国民の期待にこたえるのが政府の取るべき責任ではないかというふうに私は感じるところでございます。

しかるに今回政府は、現行の失業保険法を、給付の削減、あるいはまた労働者の負担で使用者や政府が本来やるべき責任がありますところの三事業をあわせて行なわれようとしておるわけでありまして、したがって私は、この雇用保険法案の特質を一口で言えというふうに申されますならば、わが国における失業補償の唯一の具体策でありまして、労働者の生存権、生活権を奪うということになろうと思えます。

同時にまた一方では、企業が必要とするところの低賃金労働者の供給機構の再編成を財界の要望によって実現しようとするものであるというふうに言うことができると思ふわけです。

そこで、お尋ねをしたいと思ふのは、このような時期に、そういう事情にあるにもかかわらず、あえてこの法案を今国会で成立させようとする理由をわかりやすく御説明いただきたいと思います。

○委員長(山崎昇君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(山崎昇君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(山崎昇君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○國務大臣(長谷川敏) 私に参議院の本会議でもどなたかの御質問に答えまして、失業というものは人生の不幸である、こう申し上げたんです、労働省として、あるいはまた、お互いだけれどもそれでいいけれども、失業の防止ということ、最大のことに思ふんです。働く意思と働く能力がありながら、しかも自分の理由でなくして職場から離脱せざるを得ない、こういうことに對してはほんとうに何とか対処しなきゃならぬという立場でございます。そこで、かりに失業保険、この雇用保険になりました、失業者の方々に失業の手当はすつと行くわけであります。現に、十月から三三%アップまでしております。なおかつ、それならば雇用保険法をこういう短い臨時国会のときに参議院の予算委員会と並行してお開きいただきますと、こういう気持ちというものは、最近の雇用の非常に深刻化していること、これはもうたいへんなことでありまして、そういうことからはまずという、この雇用失業情勢に正確に對処するために積極的な施策を盛り込んである、たとえば、一時休業に對しての助成などというものは従来の法律にはございせんでした。そういうものもろものが社会的に私は何とかこの法律を成立させるべきだという世論もまた生まれてゐる。また、私たちが皆さん方にこの法律を御審議をお願いしておたということもそこにあるのでありまして、そういうことからしまして、私はこの臨時国会においてぜひ通過をさせて、おっしゃるやうに七十五万という数字を出されましたが、そういう雰囲気があるときでありますから、持つていく手だてを一つ一つでもやることによつてそういう方々にいささかの安心感といふますか、そういうものを与えることが大事じゃなからうかと思ひます。今後の経済社会発展の動向に即して、あるいは能力とか訓練の問題なども入っておりますが、そういう総合的機能を持つ、私は雇用保険制度をこの際におつくりいただきまして、失業保険法の一部改正によつては十分に對処できないものをさらにこれによつて大きくカバーしていく、こういうことでございすので、よろしくひとつ御審議のほどをお願い申し上げます。

○浜本万三君 今日失業の状態にかんがみまして、先ほど大臣からお話がありました、救済措置を講ずるために、この法律を今国会にぜひ成立させたいという大臣の考え方はわかつたわけでありましたが、そうだといたしますならば、当然失業者を救済する最大の価値といひましては、失業給付を増加させる、拡大させるということが一番重要なことであるというふうに思ふわけでございす。私はそういう立場に立ちまして、以下本法案の給付事業に焦点を当てまして労働省のお考えを伺いたいというふうに思ふわけでございす。

まず第一に伺ひたいのは、この法案で最も重要だと思ひますのは、失業者に對しまして生活不安を与えないための給付事業を充実することだといふふうに思ひます。しかし、第一条の「目的」によりますと、給付事業とおおよそ縁もゆかりもない雇用改善事業、能力開発事業あるいはまた労働福祉といった一般労働政策に属する三事業が同列ないし、私の見解ではそれ以上に扱われておるといふことを考えるわけであります。このような扱い方はまことに失業救済という立場から考えますと不合理であるというふうに考えますが、その合理性は一体どこに求められておるか、大臣の見解を伺ひたいと思ふわけでございす。

○政府委員(遠藤政夫君) ただいま御指摘になりました雇用保険法案の中に盛り込まれております雇用改善事業、能力開発事業、雇用福祉事業、この三事業が雇用保険法という体系の中で失業給付事業と並んで行なわれるのは不合理ではないかと、こういうお尋ねかと思ひますが、実はこの雇用改善事業以下の三事業につきましては、その新しくこれから実施しようといひまして内容の中の一部は、現行の失業保険法の福祉施設という形で行なわれておるわけでございす。

そこで、私どもは、この雇用保険法で新しく三事業という形で体系化したしましたのは、こう

いった從來から行なわれております各種の事業を今後の雇用失業情勢に、より正確に對処できるやうなそういう積極的な政策を一つの体系のもとに実施しようといひまして、こういう三事業を現行の失業保険法の福祉施設という形で行ないますにつきましては、その財源等も労使の保険料でまかなわれると、ところが、こういうものは本来外国の制度でも雇用税でございすとかあるいは訓練税と、こういった形で行なわれてゐる例もございす。

で、そこで、從來からこの点につきましては、衆議院、参議院のこの社会労働委員会におきましてもこういったものを労使の負担する保険料で行なうのは適當ではないのではないかと、こういう御指摘がございました。私もこういった外国の例にもかんがみ、また当委員会の御指摘にも十分配慮いたしまして、今回こういった性格の事業につきましては事業主の全額負担による財源を原資にしてこの事業を実施することにいたしましたわけでございす。

で、そもそもこういった事業を行ないますにつきましては、この事業はこの雇用保険法の一つの大きな柱になっております失業者に對する給付で、こういった保険事故であります失業を減らすだけ未然に防止し、あるいはこういった失業を減少させるということに役立つための事業でございす。で、したがって、こういった三事業を雇用保険法という一つの体系の中で実施することとは、私は制度として最も合理的なものではないか、かように考えておる次第でございす。

○浜本万三君 局長のいまの答弁がございましたが、なおこの問題についてお尋ねをいたしたいと思ふわけでございす。

私が考えますのに、この法案は失業者の求職活動を容易にするなど、その就職を促進させて、これとあわせて、積極的労働政策の支障となる年功序列型の賃金など、雇用賃金慣行を是正するためにいゆる三事業の増進をはかることを目的にしておるというふうに読み取つておるわけなのでございす。

で、それによつて、労働者が失業した場合の給付というものは、誠実かつ熱心な求職者が再就職できなかったというのを前提にいたしまして、その上で認定された場合に限つて必要な給付を受けることになっております。この場合の必要給付と申しまして、生活保障に値する給付であるかどうかといふことはきわめて大きな疑問があるわけでございす。雇用促進が前面に出て、失業保険等の生存権の保障がそういう意味で私はあとになっておるといふことを申し上げたいと思ふわけでございす。本来、生活保障の精神を持つこの制度を根本的に変えろとするならば、何といつても現行法を強化充実するということが非常に大切なことではないかといふふうに思つておるわけでございす。

そこで、まず統いてお尋ねしたいと思ひますのは、そういう私も見解に立つて考えるならば、三事業と同一の法案の中で扱うということはどうしても私はまだ理解できないわけなのでございす。したがつて、三事業は他の雇用関係法、職業訓練法、労働福祉法の改正によりましてむしろこの本法のワケ外に出して、そして、それらの給付につきましては一般会計予算で對処することが望ましいのではないかとこのように思ひますが、重ねてお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(遠藤政夫君) 御指摘のとおり、今回の雇用保険法の中では、失業給付という現行の失業保険法によります失業中の生活保障、就職までの生活安定、こういった事業が一つの大きな柱になっておりますと同時に、この失業を未然に防止し、失業給付事業のより効果的な運用をはかるための事業として三事業を加えております。この三事業をただいま御指摘のように全く別個の制度として一般会計でこの事業を運営すべきである、こういう御指摘でございすけれども、失業給付の事業を主体とする法律と全く別の体系で、別個の法律でこれを実施するということももちろん理論的には可能でございす。しかしながら、私どもは、先ほど申し上げましたように、失業をできる

だけ防止し、減少させよう、そういうことに役立つための雇用改善事業であり、あるいは能力開発事業であり、先般のILO総会において採択された教育訓練休暇に対する助成制度、こういったきわめて斬新な新しいものを盛り込んでおるわけでございます。こういうものをもしかりに別な法律体系でやるということになりますと、その原資をどこに求めるか。いま先生御指摘のように一般会計ということでございますが、私もむしろこういうものは一般会計ではなくて、使用者の全額負担による原資をもつて充てるべきではないか、かように考えるわけでございます。一般会計ということになりますと、御承知のように、一般会計の財源であります国税は勤労者の所得税がその大宗を占めております。つまり、勤労者の拠出による一般会計の税金によってこれをまかなうんではなくて、むしろ使用者の社会的責任と申しますか、使用者の義務としてこういう事業を実施すべきである。私もむしろそのほうがより社会的に妥当である、こういうふうな考えているわけでございます。また、かりにそういう使用者の全額負担による法体系を別建てにいたしますと、いうことになりまして、全く新しい角度から独自の法律を出して、こういう事業を実施することになりますと、いま直ちにこういったものを全国民的な関係者の合意を得て実施に移すということはきわめて現実の事態におきましては困難な事態かと思ひますので、私もむしろこの失業の予防、防止ということと直接関連のある形でまとめるほうがより妥当ではなからうか、こういうふうな考えた次第であります。

○浜本万三君 使用者の負担でその事業を行なう、これが本旨であるという回答でございますが、私が非常に心配をいたしますのは、この保険財政の中に三事業の仕訳の状況によつては失業給付の中に食い込むのではないかと、そういう心配を第一に持つておるわけでございます。また、私の計算によりますと、使用者が今回この三事業を負担するという立場で千分の一・五保険料を引き上げ

るということになっております。これまでの失業保険法でいわれております三事業に相当する事業費が大体五百億円、新しく三事業をこの法律で実施するといまして約一千二百億近い財源が必要であるといふに言われておるわけでありまして、そうなつてまいりますと、五百億円の使用者の負担で一千二百億円の事業を行なうということになると、局長の答弁の内容とは結果は相当違ふのではないかと、こういう不審な点が起るんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) 従来、現行の失業保険法の福祉施設という形で行なわれてきた各種の事業の経費は正確にはいま手元に数字を持っておりませんが、四、五百億見当だったかと思ひます。これは現在では労使の折半で負担する保険料によつてまかなわれております。これが雇用保険法によつて立てますと、こういった事業はすべて新しい雇用保険法によりまして三事業に吸収されることになりまして、したがつて、その原資は全額使用者負担の保険料によつてまかなわれる、いわゆる千分の三によつてまかなわれることになりまして、昭和五十年の一度推計をいたしますと、この千分の三の使用者負担の保険料が約千五百億円でございます。したがつて、予算によつて確定いたしますが、この三事業に充当する千数百億の経費は全額この千分の三の使用者の拠出による保険料によつてまかなわれる、こういうことでございますので、千分の三の労使折半によりまして保険料は、もつぱら失業給付事業に充てられる、こういうこととでさい然と区別されることに相なつております。

○浜本万三君 私は単純な計算で言うのですが、千分の一・五をふやしたのが五百億円、それから従来の三事業に相当する財源が約五百億円、そういったと今度新しく三事業に要する財源が千二百億、そういう単純な計算をいたしますと、従来は折半であつたわけなんで従来の割合よりも新しく改正される今回の雇用保険法の場合は使用者負担の割合が少なくなるんじゃないやありませんか、こ

ういう意味のことを言つております。

○説明員(関英夫君) 技術的な予算の数字の問題になりますと、実はまだ昭和五十年の予算というものが固まりませんで、来年度の保険料収入全体を幾らと見ることかききょうこの段階で確定的に申し上げることができませんで申しわけないんですが、かりに私も昭和四十九年度、これは現年度はすでに予算は確定しておりますし、いままだ補正をお願いしているわけでございますが、四十九年度に置きかえて考えると、千分の三が約千億円ということになります。で、その千億円に比して従来の三事業に相当するようなものが五百億円であつた。で一・五がという先生の御説明でございますが、その千分の三はすべて事業主負担のものが一千億円になるわけでございまして、事業主からの拠出のものが三事業に回る部分が少なくなるということとはございせん。やはり従来よりはふえるわけでございまして、千分の三はすべて事業主負担でございますので、どうも数字がまだ固まらない段階でございまして、明確な数字で御説明できないのを申しわけないと思つております。

○浜本万三君 では、それではまたあとに譲りたいと思ふのですが、では続いて次の質問を申し上げます。この法案によりますと、求職者に対する失業給付は、第十条によりますと、求職者給付とそれから就職促進給付という二つが盛られておると思ふわけでありまして、

そこでまず、給付の改善の問題なんです、つまり、低賃金労働者の給付の改善についてお尋ねをいたしたいと思ふわけですが、失業者の基本手当の給付率は賃金日額によつて日額の六〇%から八〇%の幅を持たせております。そして賃金の日額は上限、下限が定められておつて、千五百円と千七百五十円に押えられられると思ふのですが、これは先ほど千八百円というふうな下限が訂正をされております。さらにこの場合、賃金日額の八〇%の給付率は千八百円からした

がつて三千円の賃金日額の労働者になつておるというふうに思ひます。そこで最高の八〇%の給付率の設定というのは、これは私ともいへんよろしいというふうに思ふのですが、幾ら八〇%になつたと申しまして、日給がわずか修正された千八百円の労働者の失業保険給付では、今日の悪性インフレーションの中で労働力の再生産の生計費になることはとうてい及ばないというふうな思ふわけでございます。

そこで伺いたいと思ひますのは、もつとこのような低賃金労働者の給付の改善を行なうべきではないかというふうな思ふわけですが、この点いかがでしょうか。

○説明員(関英夫君) 失業給付の中の基本手当の最低日額の御質問だと思います。で、現行の失業保険の最低日額、これは先ほど大臣からお答えもございましたように、ここの十月にそれまでよりも三三%の引き上げを行なつたわけでございまして、この十月から三三%引き上げたばかりでございます。それから雇用保険法案の政府の今回の提出原案は、その十月一日現在引き上げられたものに比してさらに三八%を引き上げる、こういうのが政府提出原案でございます。さらにまた、衆議院段階での修正案はそれをさらにまた引き上げると、こういうことでございまして、六六%の引き上げになる、こういうことでございまして、非常にわずかな期間に大幅な給付改善をするというふうな考え方に基つてやつてゐるものでございまして、

○浜本万三君 それは幾ら六六%引き上げられたと申しまして、絶対額が少なくてこれはもうしょうがないというふうな思ふわけでございます。

そこで、もう一つこの問題についてお尋ねをしたいと思ふのは、一体いま申しした八〇%の給付率を受ける低賃金労働者というのは幾らぐらいい見込まれるでしょうか。何か明確なデータございましたら局長からお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(遠藤政夫君) 今回、衆議院段階で修

正をされて引き上げられました最低額千八百円から三千円までの賃金階層に属する人たちの全体に対する割合がどれくらいかという御質問かと思いますが、つまり逆に言いますと、日額で三千円以下、千八百円以下はもちろん含まれますが、三千円以下の部分が大体おおよその見当で、いま的確なデータはございませんが、全体の四分の一程度というふうに私も試算をいたしております。

○浜本万三君　そういうふうな四分の一二五%相当の数だろうというふうに思うわけなんですけれども、今日のようなインフレが進行する中で非常に生活が困窮するおそれがあるならば、本来の失業保険の目的を達成するためには、最低額の引き上げをまだやるべきだというふうに私は思うわけでございます。特にこの際あわせて考えていかなければならないことは、所得の再配分と申しましようか、労働の価値を正しく評価するという立場から申しましても、当然労働者の全国一律の最低賃金制ということが問題になっておるといふふうに思うわけでございます。総評などの労働組合では全国一律最低賃金制を七万円にしたいという要求も出され、労働省とも交渉されておるといふことを伺っておるわけなんですけれども、それらの事情を考えてみますと、やはり低賃金失業者の最低の給付金額をさらに上げていくということとは当面行政としては重要な課題ではないかというふうに思いますので、特に最低賃金との関係におきまして大臣の考え方を伺いたいと思うわけ

です。
○国務大臣(長谷川峻君)　働く諸君が手当がよくなる、労働分配率を高めていく、これはもう原則として当然なことでございます。ただ、全国最低一律賃金とよく言いますが、それならば東京の最低賃金と宮崎県なり鹿児島県なり、あるいは私たちが東北の最低賃金というものは、これは差があるわけです。で、それをどこに合わせるか、これは私はいへん将来の問題だろうと思ひます。そこで、私たちとすれば、これはそ

ういう審議会にいろいろおはかりしなければならい。ませんけれども、東京と川崎地帯ならば広域的にちやんと大体の賃金が共通しているものがありはせぬか、今日までは地方によつての賃金、あるいは業種別の賃金が政・労・使の三者構成で定められていたわけですが、私は、将来の問題として、これはほんとうに御研究願わなければならぬものだろうと、こういうふうな感じを持っていますもの

であります。
○浜本万三君　それでは、給付のほうにもう一べん返つてみたいと思ひますが、今回の法案の特徴の一つとして考えられますのは、失業保険の給付日数が押しなべて短縮されておることだといふふうに思ひます。つまり年齢等就職の難易度と受給資格者の雇用期間によつて給付日数がきめられることになっておるわけでありまして、真に対策を必要とする人に必要な給付を行なうというのが、先ほど大臣の御答弁でありました労働省の考え方であらうというふうに思うのでございしますが、しかし、私に言わせれば、この政策意図というのは、企業が必要としておる若年低賃金労働者には給付日数を大幅に削減をいたしまして就職を促進させる、そして逆に就職の困難な中高年齢層など、相対的に賃金の高い階層については、六〇%という上乗の給付率と扶養手当の廃止によつて給付を低く押えて、失業保険財政の剰余金の拡大をはかるという趣意があるのではないかとこのように思われるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君)　先ほど大臣から冒頭に御答弁ございましたように、今回の雇用保険法案の一つの大きなねらいは、現行失業保険法によりまして失業給付、失業期間中の生活の安定のための施策、これをさらに一そう現実的に即して機能を強化するといふことが大きな課題でございます。で、私どもは今回の雇用保険法案の中の失業給付につきましまして、その給付日数の改定を行なつておりますが、不幸にして失業した方の中で再就職のなかなか困難な方々、たとえば中高年齢層の方とか、あるいは身体障害者でございすとか、そういう

た労働力不足の全般的な浸透する中で、なおかつ、就職のむずかしい人たちにできるだけ手厚くいたしますと同時に、こういう不況の中にありまして、比較的再就職の容易な若年層の人につきましては、従来の実績を十分踏まえまして必要にして、かつ、十分な給付日数を確保すると、こういう考え方では給付日数を定めたわけでございまして、ただいま仰せのように、失業給付に必要な保険料の剰余金をできるだけふやそうということでは決してございませんで、むしろ剰余金を法律に定められた割合以上にふやますと保険料率を自動的に下げるといふ規定がございすので、剰余金をふやすといふことは私も何ら目的とするところではございせん。

○浜本万三君　さらにまた、これは疑いの質問なんでございしますが、給付日数の短縮によつて半ば強制的に再就職をさせられる条件をつくることにならなかつたかといふような私は心配をするものであります。と申しますのは、すでに大臣も御承知のように、昭和三十九年には例の悪名高い「失業保険給付の適正化について」という労働省通達が出されておりますし、さらに昭和四十四年の法律改正によつてその地ならしが行なわれて、今回はいわばその総仕上げではないかとこのように思うわけなんです。そうなつてまいりますと、憲法に保障された職業選択の自由というものが奪われるといふふうに私は思うのでございしますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君)　御指摘になりました過去の適正化の通達等でございますが、今回の雇用保険法が成立いたしますならば、こういった関係の一連の通達は全部廃止いたすつもりでおります。と同時に、私どもは従来の第一線の職業安定所の窓口でこの失業保険金の給付に伴ういわゆる認定業務と申しますか、これが非常に繁雑をきわめておりましたので、そのために、本来のこういった失業し再就職を希望する方々の就職あつせんあるいは求人確保、こういった業務がややもすれば手不足のために十分行き渡らない、こういうきらいが

ございす。私どもは今回の新法の成立を機会に、失業給付は十全に行ない、いままでは失業給付をいろいろと判定のために手をわずらわしておつた、そういう手をできるだけ簡素化することによつて、こういった人たちの再就職のあつせん、求人確保あるいは身体障害者、中高年の人たちのためのごあつせん、こういったものに全力を傾注していく、こういう考え方でございまして、いま御指摘の御懸念のような事態は今後は絶対に起こらないように、私も配慮してまいりたいと思つております。

○浜本万三君　そうなつてまいりますと、今日の状況というのは、もう御承知のようにたいへんな深刻な不況でございまして、特に今日の不況の特徴というのは、新聞報道にもございすように、新卒者の採用も取り消すといふような状況でございす。また、比較的好況産業、若年労働者を雇用しておりました産業の深刻な不況といふことがございすので、当然、若年労働者、婦人労働者を含めて雇用問題は深刻な状態になつておるといふふうに思うわけなんです。そうならば、当然それらの失業者に対する給付の充実といふことが考えられなかつたかといふふうに思うわけでございす。そういう立場に立つて、法律の二十二条の関係の給付の削減問題についてお尋ねをしてみましたというふうに思ひます。

今回の改正法によつて、給付日数を一律に年齢によつて給付することになりまして、例の百八十日から九十日というふうには、三十歳以下の失業者に対する給付が下がつております。これはまことに最近の情勢にかんがみまして、逆行する政策ではないかといふふうに思うわけでございす。特に、これら若年労働者、婦人労働者の数は全体の被保険者の中で三分の一以上あるといふふうにいわれております。しかも、そういう方々がこの法律によつて、従来の既得権を侵害されるということになるわけでございす。そうなつてまいりますと、先ほど説明をされた労働省の考え方とはまさに逆行する政策ではないかといふふうに思うわけ

そこで、お尋ねをいたしたいのは、こういう給付日数をもとの百八十日に既得権を守るといふ立場に立つて改正される気はないか、そういう点についてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員（遠藤政夫君） こういう不況で若年者についてもかなり雇用情勢がきびしいんではないかと、こういう御指摘でございます。新規卒卒の例にとつてみますと、来年三月の卒で就職を希望する人たちは、約七万前後でございます。高等学校を卒業して就職をしようとする人が男女合わせて約五十万。これから日本経済が従来の高度成長から一転いたしまして、低成長と申しますか、安定成長へと向かつてまいります。従来のような大きな雇用の伸びは期待できないにいたしまして、今後長期的に見まして、やはり年間二百万をこえる雇用需要があるわけでございます。その中でこの新規卒卒者が五十数万、六十万に満たないという状態でございまして、来年三月卒卒の予定者にいたしまして、就職希望者に対して数倍の求人がございまして、確かにことし、この不況に際しまして、一部の企業で求人取り消しという事態も起こっておりますけれども、これは求人と求職に対する倍率からいいますと、ほとんど問題にならない数字でございまして、なおかつ相当な高い倍率を示しております。また、新卒以外の若年者につきましても、こういった不況の中でも、失業という事態が起りましても、なおかつこういう人たちにきましましては、雇用の需要が高いというふうな実態がありますために、たとえば先般工場閉鎖をいたしました大信紡績とか、東海レーヨンで若い人たちが一挙に失業という事態に直面したわけでございまして、この場合も当該地域でこういう人たちの再就職のための対策本部をつくって、再就職を確保したいということで現地で努力をいたしましたが、ところが実際は十数倍の求人がある、ほとんどの人が一カ月たないうちに従来の条件、あるいはそれを上回る雇用条件で再就職をされた、こういう実態がございまして、一つの地域に大量に失業者が出るという事態があり

まして、若い人につきましましてはこういう不況のさなかでありまして、さほど大きな困難な事態にはなっていない。ただ問題はそういう場合にどうしても中高年とか、身体障害者でございまして、か、そういった人たちにきましましてはなかなか再就職が確保できない、こういうことでございまして、そこで、この給付日数につきましては、私どもはこういう比較的容易に就職できる若年層の人につきましましては、従来の実績を十分踏まえた上で所定の給付日数を定めたわけでございまして、そういったしまして、中高年とか、身体障害者とか社会的にいろいろ問題をかかえておられる方々につきましてはできるだけ手厚くするために給付日数を延ばす、こういう措置をとっております。しかしながら、一般的にはそういうことが言えまして、若年層の人の場合にもなお就職がむずかしいという事態、個人的にもありまして、地域的にもあると思ひます。したがって、そういう場合に就職困難の人については給付日数の延長という新しい制度がこの雇用保険法の中に盛り込まれております。こういう制度が活用されることによりまして、そういった就職困難な人につきましましては給付日数が延ばされる、こういうことになっておりますので、私どもは十分そういったケースに対処し得る、かように考えておるわけでございまして、

○浜本万三君 先ほどのお話によりまして、給付日数の延長というのはおそらく個人別延長制度という適用をされることを想定されて御答弁になつたのではないかと一ふうに思ふわけなんです。ございまして、いづれにいたしまして十五歳で就職をいたしましたして、十五年つとめて三十歳未満でございまして、十五年間の失業保険は掛け捨て、なおかつ失業した場合には従来の既得権すら失つていくことでは、たいへんこれは法の精神としては失業給付にもとる考え方だといふふうな思ふわけでありまして、しかし、先ほど局長がおっしゃいましたように、これは別途に個人別延長制度を活用いたしまして救済する措置があるといふふうには私は伺つたんでございまして、そ

うであるならば、個人別延長制度という問題の具体的な適用についてさらにひとつ御回答をいただきたいといふふうに思ひます。

○政府委員（遠藤政夫君） 私は、給付日数の延長の制度につきましましては、いま御指摘になりました個人別延長と、それから広域延長、それからもう一つは全国一律延長、こういう延長制度がございまして、もちろんそのほかに訓練期間中の延長もございまして、こういった延長制度が新しく設けられておりますので、この制度を活用することによりまして十分御懸念のような問題は解消し得る、かように考えているわけでございまして、その具体的な内容につきましては、これから関係の審議会に御諮問申し上げて、その答申の結果に基づいて基準が設定される、あるいは政令、省令が定められる、こういうことになるわけでございまして、

○浜本万三君 そうしますと、いまの局長の答弁を私がもう一ぺん申し上げますが、これは非常に重要な点ですからお答えをいただきたいと思ふのですが、法律でこうなつておつても、個人別給付日数延長制度を活用いたしまして、三十歳未満の人でも就職困難なものとして具体的に救済する措置を審議会にはかつて実現するというふうに何一つよろしいですか。

○政府委員（遠藤政夫君） そういうことでございまして、

○浜本万三君 そうしますと、これはおそらく政令で定めなければならぬといふふうに思ふのでございまして、しかもまた来年の一月一日から実施をするといふことになつてまいりますと、審議会の審議にいたしまして、政令を要する問題にいたしまして、相当急を要するといふふうに思ふのでございまして、たとえば審議会をいつころ開かれて、そして政令をどういふふうに改正されて、具体的に来年の一月一日から適用されるようにされる御予定なのか、ひとつ日程を追つて具体的に説明してもらいたいと思ひます。

○説明員（関英夫君） この給付日数の制度、こういう点につきましては、政府提出案は四月一日を

施行日にいたしております。で、一月一日といひま先生お話しございましたのは、衆議院段階での修正案のお話で、その一月一日は休業時の休業補償に対する援助のことでございまして。したがって、私どもその修正案の問題は別にいたしまして、四月一日に間に合わせるべく、来春早々に審議会を開催するように準備を進めたいという腹づもりでございます。

○浜本万三君 四月一日では、これはしょうがないと思ふのです。ですから、私はやっぱり来年の一月三月が失業のピークであるといふことをしよつちういわれておるわけなんです。ございまして、衆議院段階における話し合いを含めまして、実質的に一月一日からの救済できるような措置を講じなければならぬという考え方があつたもので、それから、そのお尋ねをしておるわけであります。

○政府委員（遠藤政夫君） いま課長から御説明申し上げましたように、この法律案は成立いたしましたと来年の四月一日から施行になります。したがって、三月三十一日までは、現行の失業保険法がそのまま適用されることとなります。私どもは、四月一日施行になりまして所定給付日数が新しい法律によつて改められた、その問題につきましまして、ただいま三十歳未満の問題もございまして、就職困難のために所定給付日数が足りないという場合が当然起こり得るわけでございまして、そういうものにつきまして、個人別延長、あるいは広域延長、あるいは全国一律延長と、こういう給付日数を延長する制度を設定いたしておりますので、その延長の基準につきましましては、来年の四月一日の施行に間に合うように政令、省令を設定することにいたしたいと、こう申し上げておるわけでございまして、

○浜本万三君 重ねて給付の実質的な増額だけに、ついてしほつてもう一ぺんお尋ねをするのですが、先ほど局長が答弁されましたように、法律では一応九十日にはなつておるけれども、個人別延長制度を活用いたしまして、できるだけ私の質問に沿うような審議会で検討すると、こういうふう

○政府委員(遠藤政夫君) 正確に申し上げますと、法律案の二十三条によりまして一公共職業安定所長が政令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認めた受給資格者については「云々と、こうなっております。したがいまして、その政令を定めることになりますので、その政令の基準によつて就職が困難であるという判定をなされる者について、そういう延長の措置が考えられることでございます。こういうことでございます。

それではまた、これは二十四日まで審議がされるそうでありますから、引き続きてまたお尋ねをすることにいたします。

次に御質問をいたしたいのですが、これは例の女子の結婚、妊娠退職による問題でございます。

これも給付が制限をされておりました。私どもは非常に不満なのでございますが、労働省の見解にやりますと、四年間を限度に受給資格を延長できるところにされております。しかし、出産後再就職を希望いたしましたも、今日の状況を考えてみますと、たとえば保育所の設備が量的にも質的にも貧弱でございまして、そういうわが国における困難な条件の中で、結局これらの方々は受給資格を失っていくのではないかとというふうに想像されるわけでございます。したがって、そうなつてまいりますと、せっかくこういう制度をつくりましても、絵にかいたもちになるようでございますので、従来のような制度を踏襲されるということが必要ではないかというふうに思います。その点について重ねてひとつお尋ねをいたしたいと思ひます。

○説明員(関英夫君) 失業保険制度というものがあるいは現在の法律の名前にかかりますので、少しことばを変えまして、失業補償のための保険の制度といえますものは、そもそもこの国でもやはり短期保険として制度が立てられておる。したがいまして、長期的に保険料を積み立てて、で、非常に長期にわたって積み立てた保険料に基づく原資で長期の給付をするというような年金的な制

度とは非常に異なっております。端的に言えば、その年に、一年間に保険料を全員が納める、不幸にして失業した人にそれで給付をする、こういう制度でございますので、そもそも長期的に掛け捨てというような概念とはならないものだと思いますが、ただ、私ども今度の雇用保険法案におきまして、受給期間を女子について延長いたしましたのは、やはりそこに男性の場合と、女性の場合とは、職業を求める場合に別な条件があると、したがって、従来から受給期間は離職後一年間ということになっておりますが、それをそのまま今後も続けたのでは女性にとって不利な場合がある。それは今回の法案にありますように、妊娠とか、出産、育児等の場合は、そういう理由でやめられた方にとりまして、一年以内に求職をしなければ一年たつと受給資格がなくなってしまうと、こういうことでは男性に比して一律にしていることがむしろ平等を欠くというふうに考えまして、私どもこれを四年間に延長すると、最高四年間に延長すると考えたわけでございます。で、この四年間というのは私ども検討の際に長過ぎるのじやないかというようなこともずいぶんございました。本来が一年勝負の短期の保険でございます。しかし、まあ最高四年ぐらいにしなければ、こういう事態から変わりまして、ほんとうに求職し得る事態にならぬ場合も考えられる。で、考え得るぎりぎりの期間延ばそうということで四年といたしましたわけでございます。なお、女子の問題につきましては、それ以外には、この雇用保険法案では変えていないところはございませんで、現行制度より不利になるといふことはございません。

○浜本万三君 もう一つ心配になります点は、労働省令の定めるところによりますと、それらの方が四年以内にこの給付を受けようとするときには、公共職業安定所に申し出るということになつておるのですが、そうなつてまいりますと、これまでも女子の方に対する給付は、窓口で制限をされるという苦情が絶えなかつたわけでございまして、時間が経過するに従つてその心配はなお増す

のではないかと、いふふうにかえられますが、そういう点、どのようにお考えでしょうか、またそういうことがないように、どういう御指導をなさるのか、その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

○説明員(関英夫君) 先生のいまの御質問は、具體的な安定所の失業の認定の問題として、先ほどご給付適正化通達というおことばがあったわけですが、そういう問題にからむ窓口での認定の問題だと思ひます。前国会におきますこの参議院の社会労働委員会でも、その給付適正化通達の問題は非常に時間をかけて論議が行なわれました。私も当時も申し上げたように、また先ほど局長からも申し上げましたように、雇用保険制度に切りかわつた場合には、その給付適正化通達は廃止いたしました、もちろん失業保険でございますから、失業の認定ということが必要でございますし、職業紹介をし、その上でなおかつ就職できなない者に給付をする、この原則は変えるわけにはありませんまいませんが、安定所の窓口で無用なトラブルがないように、それよりもむしろほんとうに必要とする職業をできる限り開拓してお世話する、そちらのほうに重点を移して、安定所の本来の使命に戻つた行政運営をやりたいといふふう

に思つてゐるわけでございます。

○國務大臣(長谷川峻君) いまの問題は、私ども非常に考へておりまして、こういう雇用不安のときですから、この十月に全国の職業安定課長を労働省に全部集めまして、——これは異例なことだそうなんです。そこで、やはり職安はこういうときにこそ、人が悩むときに親切な声をかけてやることを、熱心に就職を世話すること。そうすれば、世話することによつて仕事をした本人も喜びを感じる。こういうときこそ一生懸命やるべきだといふことでやつております。私はその際に、やはりほんとうに働くといふものの意味、それをひとつよくお考えいただきながら、私たちのほうでもできるだけのいろんな手当て、考へ方をこういう委員会では聞いたことを参考にしながら、たとえばいまの女子の場合でも、ほかの男子の場合よりはまだまだ

いいと、そういう問題なども考えながらやってお
りますことも、あらためてひとつ御理解いただき
たいと、こう思います。

○浜本万三君 次は、日雇い労働者の給付の問題
についてお尋ねしたいと思うんですが、日雇
い労働者の給付金は、印紙保険料の納付日数に
よって三段階に分かれておると思っています。二千七
百円、千七百七十円、千六百十円というふうになっ
ておると思っています。そこで、現在の不況下で、し
かも狂乱物価の中で、雇用不安にさらされておる
建設、港湾労働者などの日雇い労働者の問題なん
でございしますが、このような仕事に携わっておら
れます日雇い労働者についての雇用の促進という
ことは当面非常に重要な問題になっておると思っ
んですが、まず、現状について簡単にひとつお聞
かせ願いたいと思います。

○説明員(関英夫君) 現在、公共職業安定所で日
雇いの求人を受雇しておりますが、この民間の日
雇い求人につきましては、本年に入りまして、前
年同期に比しまして毎月大体二〇％程度の減少に
なっております。特に、建設、港湾等の日雇い労
働者が集中しております山谷あるいは愛隣等の地
区につきましては、その減少幅が三〇％台という
ふうな減少を示して、景気後退の影響があらわれ
ているというふうに言えるかと思っております。

○浜本万三君 先ほど、お話がございましたよう
に、確かに非常にいま重要な問題であるというこ
とが十月から十二月にかけてのあらゆる新聞、雑
誌などに出ておるといふふうに思うわけです。そ
ういう方々の雇用のあつせんということについて
は、早急に対策を講ずる必要があるというふうに
思うわけでございます。それにいたしまして、
これらの労働者の受給資格要件というのは、過去
二カ月間に印紙保険料を通算いたしまして二十八
日分納付することが最低の条件になっておると思
います。そして、日雇い失業保険給付は一カ月間
に十三日から十七日分しかないということも御承
知のとおりだといふふうに思うわけでございま
す。こういう方々の給付の額をふやしていくとい

うことは、結局それらの方々の生活を守つていくために非常に重要になってきておるといふやうに思ふんですが、そういう点につきまして、どういふふうなお考えをお持ちいらっしゃるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○政府委員(遠藤政夫君) 日雇い労働者の方々の就労状況につきましては、ただいま御説明申し上げましたように、一般常用求人の場合と同じように、やはりかなり低下を来たしております。私も、特に常用の場合もそうですけれども、日雇い労働者の方々につきましては、毎日毎日働いて、その日の賃金を得られるという方でございますだけに、一そう強力に求人確保をいたしまして、こういう人たちの就労状況が低下をすることのないように努力をいたしておるわけでございます。幸い、いまのところ求人は減っておりませんが、就労状況はさほど悪化はしておりません。大体横ばいのような状態でございます。まあ今後求人がある一そう減少するようになりまして、現在に、現在の就労状況が確保できるように努力してまいりたいと、かように考えております。

ところで、こういった人たちのいわゆる日雇い失業保険につきましては、御指摘のように、前二カ月に二十八日ということでございます。月に十四日働いて残りのいわゆる不就労日に対して保険金が支払われると、こういう制度でございます。しかもそういう資格を持った人につきましては、平均十五日の保険金が支払われる。といたしますと、十四日の就労プラス十五日ということで、ほぼ一カ月分が就労と失業保険の保険金によりまして給付が行なわれると、こういうことでございまして、私どもは、支給される保険金の新しい雇用保険になりましたと、失業給付の日額の引き上げにつきましまして、今後とも実態に即して努力してまいりたいと思ひますが、資格要件なり給付日数につきましましては、給付日数をこれ以上ふやしますと一カ月三十日をオーバーすることになります。したがって、私どもは、むしろ実態に即した給付内容の充実に今後つとめてまいりたい。

かように考えておるわけでございます。

○浜本万三君 特に職がないということになりますと資格要件を欠く条件が生まれると思うのですが、その点についてはどういふ配慮をなさっているおつもりでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) ただいま申し上げましたように、二カ月二十八日ということに月十四日ずつなきやならぬということじゃなくて、かりに一カ月が十日を下回るようなことがあつても、一カ月で二十八日を満たす、たとえば十八日あればいいということでございますので、その点はきわめて弾力的に設定されておると私どもは考えております。この点、今後そういう事態が生まれないと、これは考えられないと思ひますけれども、私どもは、そういうことにならないように就労確保の点で十分努力をしてみたいと、かように考えております。

○浜本万三君 重ねて給付額の問題についても一回ひとつお尋ねするのですが、この千六百四十円では、いかにもこれは低いと思ふのです。私は、やっぱりこれで合理的な根拠があるのだろうかというのをしつちゅう疑うのですけれども、労働省としては千六百四十円にどういふ合理的な理屈をつけていらつしやるのでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) これは一般の場合に、失業前の賃金の六割ということでございます。日雇い労働者の方々の給付の日額につきましても同じような考え方に立っております。今回の雇用保険法におきまして、さらに上のほうに一段階積み上げまして一級を新たに設けたということございまして、今後とも賃金の動向に即してこういった給付内容をさらに積み上げていくといふふうにいたしたいと考えております。

○浜本万三君 次は、身障者の雇用問題についてお尋ねしたいと思ふのですが、今日、一般の労働者も深刻な雇用状態があるわけなんですけれども、身障者の方の雇用不安というものはそれに余るものがあるといふふうに思ふわけでありまして、これに對しまして遠藤局長は、十一月十一日です

たか、全国職安課長会議の中でりっぱなことをおっしゃつておられるのが載つておるのですが、それによりますと、一番大切なのは金や物ではなく、働く人たちがすべてにその職場を確保することなんだという訓辭をなさつていらつしやいます。そこで、これらの方々の雇用の確保という問題について今日特にどのような配慮をなさつていらつしやるのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(遠藤政夫君) ただいま御指摘の十一月の全国課長会議におきまして、大臣からもお話しございましたように、異例なことでございますが、大臣から直接この問題につきまして御指示をいただいたわけでございます。私どもは、先ほど来御指摘がございまして、こういう不況が深刻になつてまいりますと、どうしても雇用・失業面に相当の影響が出てまいります。その中でやはり一番問題になりますのは、中高年で身障者の方々である。で、たとえ人員整理を余儀なくされるようになつても、こういった社会的に非常に痛めつけられやすい身障者の方々にしわ寄せをして、こういう人たちの解雇することのないようにといふことで、各関係企業を強力に指導いたしてまいっておりますが、御承知の身障者雇用促進法によりまして身障者の雇用率も定められております。一応民間企業につきましては、一・三%の雇用率は達成されておりますけれども、なおかつ今後この身障者で就職を希望される方はまだまだ多いわけでございます。で、この身障者雇用促進法によりまして各種の援助手段等も今後充実してまいらなければなりません。と同時に雇用率の問題につきましても、民間企業は必ずしも十全に達成されているわけではございません。特に大企業につきましまして、この雇用率の達成状況はきわめて悪い状況が現実にあつておるわけでございまして、この問題につきましても、先般来委員会でも御指摘を受けております。私どもはできるだけ早い機会に、今年度じゅうに、こういった大企業で身障者の雇用率を達成しない、しかも何理由もなく達成してないよ

うな、こういった企業につきましましては、これを公表するような制度を発足させることによりまして身障者の雇用の促進につとめてまいりたい、と同時に身障者の雇用促進法の身につきましても、関係審議会等いろいろと御意見を賜つております。できるだけ早い機会に抜本的な改正を考えてまいりたいと、かように考えております。

○浜本万三君 次は、適用事業等の、事業所の範囲拡大に関連する問題についてお尋ねをいたしたいと思ふわけであります。この法案によりますと、農林水産など第一次産業を除いて、五人未満の事業所に適用の拡大をはかることになつております。そこで懸念の農林水産業につきましては、当分の間、暫定任意適用事業として当然これは適用の範囲に据え置かれることになると思ふのであります。しかしこれまでの経過を調べてみますと、昭和四十四年の法律改正のときに農林水産事業等を当然適用するための適切な方策について調査研究を行ない、六年以内に必要措置を講ずるといふことを国民を代表する国会で約束されておるといふふうに思ふのでございますが、今回そのことに反して適用除外されておるといふことは納得できないわけでございます。したがって、これまでの調査研究の経過並びにその内容について簡単にお知らせを願ひたい。

○説明員(関英夫君) 先生御指摘の昭和四十四年の失業保険法の一部改正法の附則で農林水産事業等、当時失業保険の当然適用事業とされていなかった事業を当然適用とするための適切な方策について調査研究を行なうことになつておりましたので、私どももいたしましては、昭和四十七年度に林業に關しまして、四十八年度に農業、漁業に關しまして実態調査をいたしました。たとえば労働者の就労状況とか、季節性がどこまで克服されているかといふような点に主眼を置いて調査を実施するとともに、失業保険制度研究会という、これは大臣の私的研究会でございますが、学者の、学識経験者の先生方からなります研究会も設けて検討を重ねたわけでございます。

うな、こういった企業につきましましては、これを公表するような制度を発足させることによりまして身障者の雇用の促進につとめてまいりたい、と同時に身障者の雇用促進法の身につきましても、関係審議会等いろいろと御意見を賜つております。できるだけ早い機会に抜本的な改正を考えてまいりたいと、かように考えております。

○浜本万三君 次は、適用事業等の、事業所の範囲拡大に関連する問題についてお尋ねをいたしたいと思ふわけであります。この法案によりますと、農林水産など第一次産業を除いて、五人未満の事業所に適用の拡大をはかることになつております。そこで懸念の農林水産業につきましては、当分の間、暫定任意適用事業として当然これは適用の範囲に据え置かれることになると思ふのであります。しかしこれまでの経過を調べてみますと、昭和四十四年の法律改正のときに農林水産事業等を当然適用するための適切な方策について調査研究を行ない、六年以内に必要措置を講ずるといふことを国民を代表する国会で約束されておるといふふうに思ふのでございますが、今回そのことに反して適用除外されておるといふことは納得できないわけでございます。したがって、これまでの調査研究の経過並びにその内容について簡単にお知らせを願ひたい。

○説明員(関英夫君) 先生御指摘の昭和四十四年の失業保険法の一部改正法の附則で農林水産事業等、当時失業保険の当然適用事業とされていなかった事業を当然適用とするための適切な方策について調査研究を行なうことになつておりましたので、私どももいたしましては、昭和四十七年度に林業に關しまして、四十八年度に農業、漁業に關しまして実態調査をいたしました。たとえば労働者の就労状況とか、季節性がどこまで克服されているかといふような点に主眼を置いて調査を実施するとともに、失業保険制度研究会という、これは大臣の私的研究会でございますが、学者の、学識経験者の先生方からなります研究会も設けて検討を重ねたわけでございます。

○説明員(関英夫君) 先生御指摘の昭和四十四年の失業保険法の一部改正法の附則で農林水産事業等、当時失業保険の当然適用事業とされていなかった事業を当然適用とするための適切な方策について調査研究を行なうことになつておりましたので、私どももいたしましては、昭和四十七年度に林業に關しまして、四十八年度に農業、漁業に關しまして実態調査をいたしました。たとえば労働者の就労状況とか、季節性がどこまで克服されているかといふような点に主眼を置いて調査を実施するとともに、失業保険制度研究会という、これは大臣の私的研究会でございますが、学者の、学識経験者の先生方からなります研究会も設けて検討を重ねたわけでございます。

○浜本万三君 これにつきまして、私は特に次の点が心配になってまいりますので、お尋ねをして明快な回答をいただきたいというふうに思っています。

つまり五人未満の事業所ということになりますと経済基盤も非常に弱い。そうすると不況による倒産の影響が非常に強いということになります。そうしますと、来年の四月からこの法律が適用されるということになりますと、受給資格を得るためにはさらに六カ月間要する。そうなるとまいりますと、それまでの間に倒産する企業があるかも知れないというふうに思っています。

そういう受給資格のない倒産のうき目にあつた失業労働者に対してどのような救済措置を講じられるのか。これは非常に重要だと思ひますので特にこれは大臣のほうからひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川峻君) 新たに当然適用とされる零細事業所に雇用される被保険者は、法施行後六カ月を経過しなければ受給資格を得ることができないということでございますが、最近のこういう雇用・失業情勢にかんがみまして御指摘のようないくつかのことも当然考えられますので、これに對しましては職業転換給付、この制度を充実させまして、その活用によつて対処してまいりたいと、こう思つております。

○浜本万三君 いま大臣がおっしゃいましたように、そういう具体的な措置を講じられるということなんでございしますが、私どもは、特に一―三月が非常に心配になるというふうに思ひますので、なお積極的な対策を講じられるように希望いたします。

次は、雇用調整交付金制度の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

この問題は、労働省としては、今回の法案に情熱を傾ける一つの理由、目玉商品になつておるといふふうに思つてございします。しかし、これに對してはやはり若干の心配がございしますので、その点についてお尋ねをいたしたいというふうに思ひます。

思ひます。

まず第一は、保険財政の面からお尋ねしようと思つたんですが、これは先ほど御回答がございしましたので、それで私は一応質問を打ち切りたといふふうに思つてございします。

次の問題は、使用者が雇用調整交付金制度というものを安易に利用する心配はないかということなんでございします。その点について労働省はどういう対策を考えておられるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(遠藤政夫君) 雇用調整の措置、いわゆる雇用調整交付金制度につきましては、確かに御指摘のような懸念もあり得るかと思ひます。私どもは、この雇用保険法案の中で雇用調整措置を制度化いたしました最大の理由は、冒頭に大臣からお話ございましたように、私どもはできるだけ失業をさせないようにする、働いている人々を職場から離脱させないようにするということが、これが最大の眼目でございまして、企業が不振のために不況の影響を受けて休業しなければならぬ、操業短縮をしなければならぬという場合に、それが即人員整理、解雇につながらないようにするためにこの措置が設けられたわけでございます。したがって、企業が恣意的にこの解雇につながるような、なしくずし解雇につながるような休業をするという場合にこの雇用調整措置を發動するつもりはございしません。したがって、御指摘のように、そういうことにならないようにするために、労使の事前の協議とか、そういうものが前提になるような方法を私どもは考えてまいりたい。具体的には、この基準をきめますに際しましては、中央職業安定審議会に十分御意見を伺ひまして、その結果に基づいてそういう利用が行なわれることがないように最大の努力をしてまいりたいと、かように考えております。

○浜本万三君 これは三事業の給付制度の一つになるというふうに思つてございします。この問題を御尋ねするのですが、三事業の中で行なわれるこの種給付制度を円滑に運用していくためには、どうしてもこの労働者の参画が必要だといふふうに考えるわけなんでございしますが、この制度をうまく運用するために労働者の意見というものをどのようにくみ取つていられるつもりなのか、具体的にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(遠藤政夫君) この運用につきましては、ただいま申し上げましたように、当然運用の基準をきめます際に中央職業安定審議会の意見を聞いて、その答申に基づいて実施いたすわけでございます。この審議会は御承知のとおり労・使・公益、三者構成になつておりまして、労働代表が参画をして意見を出されるわけでございます。したがって、私どもはその労使の意見を十分しんしゃくした上で実施に移してまいりたいと、かように考えております。

○浜本万三君 別にこの制度運用の労使委員会というものを持たれるお気持ちもございせんか。

○政府委員(遠藤政夫君) 具体的な実施基準がきまりまして、それをそのまま適用するわけでございます。具体的には、個別的に一々交付するかわらないかといふようなことは、これは担当機関の実施になりますので、それについて労使委員会というものを考える必要はございせん。

○浜本万三君 いや、もう一つお尋ねするのですが、新聞によりますと、この特別措置は特別措置として来年の一月一日から繰り上げ実施したいという御意向が労働大臣から表明されておられるわけなんですが、そうしますと当然それまでにある種の制度をつくらなきゃいかないということになりますと、一月一日という限られた期限を考えると、先ほど局長が言われた委員会との関係はどうなるのでしようか、日程的にお答えください。

○説明員(関英夫君) 私ども衆議院段階におきまして修正案というものが成立いたしました場合のことを考えまして、二十六日に中央職業安定審議会の招集をお願いいたしております。そこにこの一―三月の実施基準をおはかりして、何とか間に合うように作業いたしたいというふうに考えております。

○国務大臣(長谷川峻君) 四月一日から実施の法律でございすけれども、委員会が審議してありますと、やっぱりこれはほむかしい情勢じゃないか、はだにひたひたと国会におられる先生方もいまの社会のこの雇用不安を感じられるわけですから、何とか早く施行できないかという熱心な御意見が出ました。私は非常なときはやっぱり非常なことをやつて、そしてみんなに安心してもらう、そういう姿勢の中に、みんながどう努力をしていくという姿勢が大事じゃなかろうか、こういう御答弁をしておりまして、先ほど大野議員がここで説明申し上げましたように、衆議院の段階においては与野党の皆さんがそれならば一月一日にやるべしといふような修正案、――私は、こういうときにこそ労働省がほんとうに労働者を助けるために、守るために心中するつもりでひとつかりやううじやないかといふことで実はお願いしているわけでありまして、まあ、そういう善意と申しますか当然のことでしょうけれども、そういう姿勢でやつておるといふところをひとつおくみ取りいただき、その間にいまのように事務的には審議会等々も開いていく、こうしたまあ年の暮れ、役所とすれば年の暮れ、普通は年の暮れでしょうけれども、ほんとうにこういうときに努力しなきゃならぬという気持ちで労働省の諸君ががんばつておるといふこともまた皆さん方に御理解願ひたい、こう思つ次第であります。

(委員長退席、理事須原昭三君着席)

○浜本万三君 まだ少し質問が残つておるので、二十四日まで審議されるということですから、一応時間が参りましたので私の質問を終わらせていただきます。

○粕谷照美君 私は、大体三事業を中心として質問をしたいといふふうに思つておりましたが、いまの浜本委員の質問、それからそちらの答弁をお伺ひいたしまして若干関連してどうしてもお聞きしたいといふことがありますので伺ひます。

この八月の十六日の総理府統計によりますと、四十九年の上半期に労働力人口が七十五万人減員

をしたというのがありました。これは昨年の同期に比べますと約四万人減だと、しかもその内容については男子がふえているのに女子がたいへん大幅に減っているということがあげられておりましたが、その理由の最たるものに、いわゆるピークの時代に生まれた人たちが昭和二十三年前後になるとありますが、そういう人たちが結婚及び育児、出産、これを機会に退職をしたのだと、こういう問題点が出されていたわけです。非常に私は婦人のこの若年層の退職というものが、この失業の不安の中でもっとも大きな問題として大臣にも考えていただかなければならないというふうに思っているわけです。先日、東京都の中小企業に働く婦人の統計をとりました、その統計表を見させていただいたわけですが、その中に母性保護の規定すら知らないような、こういう企業主がいるという数字があげられています。そういうところで婦人労働者は働きたくても働けない、これはもう本人の意思とか何とかにかかわらず失業と同じような条件が、たとえば出産をすることによって退職しなければならぬという条件が出てきているというふうに私は思うわけですが、現在でも若年定年制をとっているところ、これはちよつと古い統計になりますが、先回婦人少年局長にお伺いしたのですが、御答弁がありませんでしたので、四十七年の答弁をお伺いしますと、結婚定年制をとっているところが六%、出産が二%、そしてまた、若年定年制をとっているところが一・四%あるという、こういう問題点が出ているわけなんです。したがって、それとからまり合ひまして、今回婦人労働者とは書いてない労働者側はおっしゃいますけれども、しかし、私たちは一番の被害を受けるのはこの婦人労働者だということに考えて、納得ができないわけなんです。ね、延長しました、延長しましたなんて言っていますけれども、現実には日数を切り下げられているという、このところで納得をすることができないわけなんです、いま職安局長が、今回たいへん大ぜいの方々が集団的に不況によって失職をし

た、そうして、そういう人たちに對してたいへん親切に職業指導をなさって、なかなかいいところに全員就職をしたということのお話がありました。私はそれがほんとうであつたらばたいへん喜ばしいことだというふうに思っています。たとえば現在以上の条件で就職をした人たちがいたという報告はほんとうであつたらば、たいへん喜ばしいことだというふうに思っています。その統計も現実に見まさんと、私は心から喜べるという状況にありませんので、その資料を後ほど私にいただきたというふうに思っています。なぜかと申しますと、私たちはいま職場の中でもう二十歳を過ぎますとね、係長あたりが「おばさん、おばさん」なんて言わせて、居づらくなるような状況というものをつくっているわけですよ。そういう中で女の人が、たとえば二十五歳で失業した、二十七歳で失業した、こういうときに、この人たちがほんとうに若い人と言えるかどうかという問題点があると思うのです。採用する側のほうにしてみれば、そうしますと、こういう人たちが今回失職をしたあるいはこれから失職するであろう、そういう状況の中で、いままでだったら失業保険が入るのだから、半年ももたないで、こう思っているのが四月一日からだめだということになりました。これはまさに保険を掛けていたのだから、もたないで、半年ももたないで、こう思っているわけなんです。この個別的な延長を考えると、こういうふうにおっしゃっていますけれども、ぜひこの部分については全国一律に、たとえば一年間二年間延長するとか、こういうような問題を具体的に考えをいただきたいというふうに思っているわけですが、この辺のところはいかがでしょう。

〔理事須原昭二君退席、委員長着席〕
○政府委員（遠藤政夫君） この点は、先ほど浜本先生のお質問でお答えした次第でございまして、が、本来のこの失業に対する補償といひますか、この雇用保険法での失業給付の所定日数につきましては、失業した人たちが不幸にして職を離れた方が次の新しい職につかれるまでの間をこの保険制度によって補償する、こういうことでございまして。したがって、これからの深刻な労働力不足の事態の中でもなおかつ就職がきわめて困難な人たちが一部におられます。反面、若い人につきましては金の卵といわれるような状態でございます。そして、そういう人たちの過去の現行失業保険法によります受給実績、それから、これからの雇用情勢に照らしまして、私どもとしては必要にして十分な補償ができるような体制を前提にいたしまして給付日数を定めておるわけでございまして。しかしながら、こういった不況という事態に直面いたしますと、かりに一般的には比較的就職が容易な若い人たちでありましても、現実にはなかなか就職がむずかしいという事態も起こつてまいります。したがって、先ほど申し上げましたように、こういう場合に個人別延長、あるいは地域的な延長、あるいは全国的な、不況によって失業状態が深刻になった場合の全国一律延長、こういったことによりまして、九十日なり百八十日なりあるいは二百四十日なり、それぞれの所定給付日数に對しましてさらにこの給付日数を延長するといふ制度が設けられておるわけでございまして。したがって、こういった給付日数延長の制度をフルに活用することによりまして、御懸念のような点は十分私どもは対処してまいれる、かように考えておる次第でございまして。

私は、失業保険制度というのは、労働力を売る以外に生存の手段を持たない労働者が失業という社会的な事故にあつた場合に、失業保険給付を受けることによって失業中の生活の安定を確保する、すなわち憲法でいへば生存権を保障するところに本来の目的があるんだと、基本的にこう考えているわけですが、それは近代的な社会保障制度は、十九世紀後半のヨーロッパで、一定収入以下の労働者を対象に失業保険、医療保険、そして年金制度がつくられたのが初めてでありますし、また、日本の国におきましても戦後に整備された制度もまず労働者に適用されたという歴史から、こう考えているわけですが、この基本的な認識に誤りがあったならば御指摘をいただきたいというふうに思います。

○國務大臣（長谷川峻君） まあ、私たちが働くことを売るとか買ふとか、そういうふうなことでなくして、私はやっぱり生きるために働く、それがときに給料になつてくる。自営者もございまして、問題は、やっぱり一生のうちで、二十四時間のうちで働く時間が一番大事なことで、そういう方々が安定して、そして、その生活が年々充実していく、その中に自分の子供も教育していく、こういうふうなところに焦点を合わせて、そのお手伝いを労働者がしていく、いらない政府がしていく、こういう考え方でやつてまいりたい、こう思っております。

○粕谷照美君 私の質問にお答えいただいたんです、それで、よくわからないんです。

○國務大臣（長谷川峻君） それじゃ、あれですが、失業保険制度というものは、やっぱり失業者の生活を安定させて、その再就職を援助することをまず第一に目的にしております。そういうことかならうという、社会保障の重要な一環をになつていて、こういうふうな感じ方を持っております。

○粕谷照美君 それでは、さらにこの保険給付による生活保障が失業した労働者に適職を選択させる機会を保障し、労働力の窮乏販売を防ぐ機能を

も有しなればならないというふうに思うわけですが、その意味で失業保険制度は失業補償制度の基幹でなければならぬんだというふうに思っています。この考え方に對しても御意見を伺い示してください。

○國務大臣(長谷川峻君) そのとおりです。

○粕谷照美君 しかし、そういうふうにいっても、失業補償が失業保険制度による一時的な所得保障という限界があるというふうに思います。ですから、失業者の適職選択機会、労働力の窮乏販売防止の機能を十分に生かすためには、どうしても政府が雇用機会を創設し、職業教育、そして訓練、職業紹介などの雇用安定対策を講じなければならぬというふうに思うわけです。その意味で、失業補償と雇用保障というものは、法的には別個の問題であるというふうに思いますけれども、表裏一体の関係にあるというふうに考えます。いかがなものでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) 私ども、現行の失業保険法におきましても、あるいはたまたま御審議いただいております雇用保険法案におきましても、働く人たちが失業された場合に、できるだけその失業の期間を短くして希望される適職に再就職をしていただく、その期間、この保険によって生活をささえるために、生活を安定させるために一定の所得を保障する、こういう考え方で、これがこの法律の根幹をなすわけでございます。同時に、そうすることによって、それぞれのすべての人に生涯安定した働く場、職場を確保するということが私どもは最大の目的である、かように考えておるわけでございます。したがって、この雇用保険法案の中で、失業給付という一つの大きな柱と、それと表裏一体をなします適職に再就職を確保する、そのために必要ないろいろな事業、あるいは教育訓練でございますとか、あるいは福祉のための事業、こういったものがもう一つの柱として盛り込まれている、こういう仕組みになっているわけでございます。

○粕谷照美君 そういうことであるとするとなら

ば、今回の法案の失業給付事業の求職者給付において実質的に給付水準が切り下げられますし、さらに従来においてもしばしば問題になっていた求職者の職業選択の自由を無視するような、ややもすると、強制労働的な職業安定行政がより強力になるところに今回の問題があるというふうに思うわけです。これは、三日前に、私、たいへん近しい職業安定所につとめている人にお伺いしたわけですが、けれども、この雇用保険法案が通つたならば一体あなた方はどういうふうな感じですか、受けとめますかと、こう質問したら、われわれの権限が強化をされるというふうな考えでいますと、こういうふうな言われたので非常にびっくりしたわけですが、つまり、法案のたたき台になった失業保険制度研究会の報告の中にある、失業保険制度には失業補償機能のほかに、失業を予防し、再就職の促進をはかる機能があるという考え方は社会保障と全く矛盾するものであると、わが国の多くの労働法、それから社会政策分野の学者がそういうふうな批判をしていることも御存じだということに思うわけです。

そこで、あえて労働省がこの法案に失業給付事業と一般労働施策で行なうべき雇用改善、能力開発、そして労働福祉といった三事業を保障事業と考へて同一に扱う措置をとった理由を、先ほどの浜本委員への御説明にもありましたけれども、どうしても納得がいきませんので、もう一度明確にお伺いをしたいというふうに思うわけです。

○説明員(関英夫君) 今度の雇用保険法案におきましては、失業給付のほかに考えております。失業というものを保障事業と考へ、そういう保障事業にあつた方に失業給付をする、これが保障事業の問題でございます。しかし、保障事業全体といたしましては、そういう保障事業をできるだけ発生を防ぐとか、あるいは、不幸にして保障事故が発生した場合に、その保障事故をできるだけ短くするといふことが、早く再就職を促進する、こういった事業も保障事業全体としては非常に必

要なことであるので、あわせて保障事故に対する失業給付と、それから保障事故を予防し、あるいはそれを短くするよう、そういうような三事業とをあわせて行なう総合的な制度として雇用保険制度というものを考へたものでございます。三事業については、保障事故というふうには考へておりません。

○粕谷照美君 これは、私や社会党が言うだけではなくて、総理府の社会保障制度審議会も、この点については、雇用改善事業等三事業が失業の予防に資する点は理解できるとしても、これら保障事故でないものを含めて、ことさらに「雇用保険」と称することは、社会保障の概念を拡張しすぎるものであり、それぞれの事業の責任の所在を不明確にする。と、こういうきびしい批判をした答申を四十九年の二月八日に出しているというところはもう御存じだということに思いますので、重ねてこの給付事業と三事業を法案に盛り込んだ合理的な理由というものを伺いたいわけです。

○説明員(関英夫君) ただいま御指摘の社会保障制度審議会の答申は、国会に提出いたしました雇用保険法案、これは今回もあるいは前回の場合も同様でございますが、でなくて、それ以前の雇用保険法案大綱といふものが、そういう考え方について御諮問申し上げ、御答申をいただきました、その御答申をできる限り尊重して、初めて雇用保険法案全体を考へたわけでございますが、そのときに社会保障制度審議会にお出ししたおりに、たとえば三事業は三分の三をもつて充てるといふような考へ方が明確に書かれてはおりませんでした。そういうふうな全体の事情から、私どもの説明の不十分さもありましたが、三事業を含めて保障事故というふうにお考へた先生方もおられたかと思ひますが、国会に提出いたしました雇用保険法案におきましては、はっきりと保障給付事業と三事業とを分けまして、三事業は本来の保障事故である失業というものを予防し、あるいはそれをできる限り短縮する、そういうものに役立つ事業として、従来の失業保険法で言いますと、福祉施設と

いう形で失業の予防、就職の促進をやつてきたわけでございますが、いわばそれを発展、拡充した形とし、かつ財源は事業主負担のみの財源として、そういうものとしてはっきりと制度的に確立いたしまして国会に提案したと、こういうことになっております。

○粕谷照美君 そういう経過はわかりました。それでは、この雇用保険法案というものは、そもそも人手不足の時代に対応して、単なる失業給付事業だけじゃなくて、能力開発、雇用促進などの雇用政策分野にまでも拡大しようという考え方から出されたという経過があるわけですか。つまり、背景には高度経済成長政策を通じて、深刻な失業問題は発生せず、そして給付の制限強化によって保障財政が潤つていった。そして潤つた保障財政は、積立金運用収入によりまして、独占資本の財投にあるいは勤労者財産形成事業、あるいは官舎あるいは公用自動車購入などに充てられたなどという批判もあるような、そういう運用がなされていたというふうな考へるわけですが、この法案の構想は、制度的にも財政的にも、また不況による中小企業倒産、そして失業者の増大という今日の状況、そしてまた、総需要抑制政策を堅持しようという現在の政府の基本方針と合わないのではないかと、こういうふうに思いますが、これはいかがでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) 粕谷先生いま御指摘のようによ、この雇用保険法案が今日の姿で御審議いただきますまでには約一年半の期間がございまして、この法案を最初に準備に着手いたしましたのは、昨年の八月でございます。したがって、当時まだ高度経済成長下でございまして、この法案作成に着手いたしました時点で、まず大前提として議論になりましたことは、一体日本経済は従来のような、こういう高度経済成長といったような事態が、今後常態として続くものであるかどうかということが議論になりました。早晩近いうちに経済の転換期が来るであろう。その際も、なおかつ労働力不足という事態は、長期的にいま以上

に、当時の時点以上に深刻になるであろう。しかしながら、国際経済の影響とかあるいは国内経済の摩擦的要因によつて、当然相当深刻な経済不況、それに伴う失業の深刻化という事態も予想しておかなければならぬ。その際に、そういう事態を考えると、現行の失業保険法ではきわめて不十分な点が多い。したがつて、この失業保険法の持つております失業補償の機能を、そういう、これから予想される深刻な失業状態にも対処できるような形に機能を強化すると同時に、いかなる事態に対しても、できるだけ失業を予防し、働く人たちが生涯働ける間、その適職に安んじて働けるような安定した職場を確保できるような体制をとつていく必要がある。そのためには、この失業の予防という観点からの積極的な政策を確立する必要がある。こういうことが出発点になりまして、この雇用保険法案ができたわけであり、でございます。したがつて、できた当時の時代的背景と、現在とはかなり情勢は変わつておりますけれども、この雇用保険法案が法案という形ででき上がったのは、実は昨年の十二月からことしの一月にかけてでございます。すでにその当時では、いわゆる昨年の秋以来の石油危機によります不況が当然予見されておつたわけでございまして、その時点から私どもはことしの九月、十月にはこういう失業事態がおそく出てくるであろうということを予測しながら政策を進めておつたわけでございまして、ただいま粕谷先生の御指摘の点は私どもとしては十分予見し、織り込んだ上でこの法案を御審議をお願いしているわけでございます。

○粕谷照美君 たいへん先見の明のある雇用保険法案だといふふうにおっしゃっているわけで、私たちほんとうはそうであつてもいいけれど、この願っているわけですけれども、今日の不況下のこの不安の状態とは、全くそれとは逆な状況下の発生であるだけに、現在ではむしろ失業者を発生させないという、こういう施策のほうが重要になつていふというふうに思つてゐるわけです。それで、

その三事業によつて失業を予防するんだというその効果が生かされるという自信があつて出されてゐるんだといふふうにするわけですが、ほんとうに私たちが安心をして、ほんとうにそうなんだといふふうな明確な説明というものをいただきたいと思ひます。

○政府委員(遠藤政夫君) 具体的なお答えになるかどうかわかりませんが、実は先般の通常国会が終了いたしました六月三日以降、この数カ月間に一時休業、操業短縮あるいは人員整理が進んでおります繊維とか電機とか、こういった関係の業界、労使をあげてこの雇用保険法案の早期成立の私どもは強い要請を受けてまいりました。で、先般の通常国会で衆議院段階でいろいろ御審議をいただきました中で、かりにこの雇用保険法案が成立しても、五十年の四月一日からではおそいんじゃないか、すでにこの秋には相当深刻な不況の影響を受けて、雇用面でもたいへん憂慮すべき事態が起こり得るであろう。そういう事態に対応しなければならぬにもかかわらず、四月一日までゆっくりこの中身を練り上げて実施したらどうか、こういう御意見もしばしば承つたわけでございまして、そういう点につきましても、いろいろと御議論ございましたが、もしそういう今回来議院段階で御修正になりましたような来年一月一日から繰り上げて緊急に実施に移すと、こういうことがもし可能であり、実施されておりましたとしたしますならば、繊維、電機あるいは運輸関係、化学とかこういった各産業界で起こつております操業短縮、一時休業あるいはその一歩進んで人員整理、合理化といったような問題が、私ども相当程度緩和され、失業が予防できたんではないか、こういうふうな考へておられますし、関係の労使の間でもそういうことが考へられただけに、この法案の成立を急ぐという御要請を受けておつたわけでございます。

○粕谷照美君 そこは考へ方が違つたわけで、何もこの法律を出さなくてもそういう問題を解決することができるといふふうにはお考へにならないのか。この雇用保険法案を出さなくても、たとえばそのようなことに対するにはどのようなふうに対処をしたらいいか、こういう発想はなかつたわけですね。

○政府委員(遠藤政夫君) そういう不況業種に對しまして緊急融資をやるとか、あるいは私どものほうでは人員整理に至りますまででできるだけ指導をして、そういうふうにならぬようにする、これは十分いたしてまいりました。しかしながら、そういった融資措置とかそういう指導だけでは、この不況を乗り切るために、特に中小企業等におきましてはなかなかむずかしい事態になつてゐることも、先生御承知のとおりでございます。私どもはこういう雇用調整措置によつて、休業期間中の経費が三分の二なり二分の一補てんされるというところであれば、それだけ企業としては切り抜けることが十分可能である、こういうことが私どもとしては考へられるわけでございまして、その観点から関係者の御要請もあつたんだと、私どももかように考へております。

○國務大臣(長谷川峻君) 粕谷先生、こういうことじゃないですか。いまから四、五年前に繊維、シヨックがあつたんです。そのときも七、八万が出たという話から、いまこの雇用保険でなくて、持っている労働者のいろんな手当で、失業者が出たのではありませんから、それで受け血といふものをつくつたんです。そのときはシヨックが激しくなくて、思つたよりはそういう人は出なかつた。しかし、今度のやつは失業する前に給付金といふもの、雇用調整交付金といふものをやつて、中小企業は三分の二、一時休業の月給を助成していく。そのことによつてずっと長い解雇をしない済む。こういうことは今度の新しい法律でできるわけですからね。それはこれがなくとも何かやりましたよ。やりますけれども、この法律ができれば、そういう新しいことをやれるといふところに御審議願つておる。まあ労働省、

先見の明を誇るわけじゃないですけども、私はほんとうにことしの春でもできておれば、四月一日のやつをこの機会に一月一日に繰り上げろという話さへ出ている今日ですから、私は十月でも、ことしの六月に法律が通つておれば、六月でもこれがやれたんじゃないか。そうすれば、いまの方々も多少は救われたんじゃないか。そういうところにも皆さん方の猛烈な要望があつて、それを受けて立つてゐることですから、よくひとつ御吟味のほどをお願いいたします。

○粕谷照美君 吟味すればするほど、私が先ほど申し上げたように、悪い条件というもので切り捨てられる人たちが非常にたくさん出てゐるわけですから、そういうことをしないで、いまの大臣がおっしゃつたようなことをやるというふうなことの発想をまず私たちは要求をしたかつたわけですが、もうすでにここに経過としてきてゐるわけですから、私はもうそれ以上何も申し上げません。いずれ社会党としての最後の見解は二十四日の日に出すということですから……。

三事業についての各論に入ることにしたいと思います。

まず最初に、雇用改善事業について、法案によりますと年齢別の雇用の改善があげられて、中身として、定年の引き上げ、そして高年齢者の雇入れ促進等、年齢別の雇用構造の改善をはかるために必要な事業主に対する助成及び援助というのがありますけれども、現在でも中高年齢者対策としてこれらの助成措置を行なつてゐるわけでございますけれども、具体的な中身を現行法と比較して説明をしていただきたいといふふうに思ひます。

○説明員(関英夫君) まず、定年の引き上げの促進の問題でございまして、これは現在雇用対策法に国の施策として定年の引き上げということ国はつとめることになつておりますし、そういう規定に基づきまして現在予算措置で定年延長奨励金というふうなものをやつておりますが、それをこの事業の中で強化しつつ実施したいといふことでございまして。

次に、高齢者の雇入れの促進でございます。現在中高年齢者等雇用促進法に基づきまして中高年齢者の雇用率というものが官公庁と民間事業所それぞれ別に設定されております。そういった雇用率をもとに高齢者を適職に雇ってくれるように行政的に努力しているわけでございますが、この雇用改善事業の中からは、今度は新しく高齢者の雇入れの奨励のための交付金のようなものを考えていきたい。具体的には来年度予算の問題でございますので、また金額等固まつておりませんが、これが成立すれば来年度予算において高齢者を雇用する事業主に対して奨励金を交付して、高齢者の雇入れの促進に資したいと、こんなふう考えております。

○粕谷照美君 現在でも労働省は中小企業事業主に対して一年延長について一人当たり二万五千円の助成をしているということは存しておりますけれども、助成措置が機能していればこの問題は解決できるというふうに思いますか。それをしていれば解決ができるんだというふうにお考えですか。私たちはその声はあまり聞いていないわけなんです。

それで、現在の定年制の現状はどういうふうになっているのかということ、厚生年金受給年齢の六十歳まで、この定年延長を法律によって規定をするんだという考え方はないのかということについて伺いたいと思います。

○説明員(関英夫君) 定年制の問題につきましては、定年制というものが労使の話し合いによりまして労使関係としてきまつておるということで、ごく最近までは労働省としては、定年問題について国として積極的にどうこうするということが、いわば、労使間に介入するような話にもつながりますので実は差し控えてきたというのが実情でございますが、しかしながら、高齢化社会を迎え、定年問題が非常に重要な社会問題になってまいりますので、そこで、三年前ぐらいですか、雇用対策法を改正いたしまして、定年の引き上げの促進ということを国の施策としてはつきりうたうとい

うことに踏み切ると同時に、ただいま先生のお話にありましたような中小企業におきまして定年延長に對しまして奨励金を交付してそれを促進しようというふうな施策をとり始めたわけでございまして、これらの施策をとり始めてからまだ非常に日が浅いわけでございまして、そういう意味で実績はまだまだ十分あがっているとはいえないかという面もございまして、また、そもそも、定年延長というのは、先ほど申しましたように、企業の中における労使間の話し合いの問題でございまして、そこに、特に日本の雇用賃金慣行といいますが、年功序列賃金といったような問題がからみますだけにこの解決は私は非常にむずかしいことだろうと思っております。で、奨励金を出せばそれで解決するかと云われれば、そのみをもつて解決しますということとはとうてい申し上げることができない非常にむずかしい問題だと思つております。また、法律によつてそれを一律に規制するというようなことも、現実には日本の雇用賃金慣行を考えました場合に、とうていできないことではなからうかと思つております。私どもとしては、この定年の延長という問題につきましまして、奨励措置を充実しつつ、これからの高齢化社会に向かつて労使ともにひとつこの問題を真剣に取り組んでいただく、そういう雰囲気をつくり、そういう論議に必要な資料を提供し、そして定年の引き上げを促進していきたい、こういうふう考えております。

○粕谷照美君 それで、先ほどお話がありましたように、雇用率が官公庁、民間事業所に設定されているというふうになっておりますけれども、この現状について伺いたいと思います。

○説明員(関英夫君) 雇用率につきましては、中高年齢者等雇用促進法の第七条に基づきまして、現在、国や地方公共団体等の官公庁を対象とするものといたしまして、中高年齢者に適した職種十三職種を選びまして雇用率を設定しております。また、民間事業所につきましては、六十三職種について中高年齢者の雇用率を設定しておりますが、これは、一氣にその率まで達成することは

非常に困難なものでございますので、達成の目標年度を昭和四十六年の十月に設定いたしました職種につきましては五十年年度末、それから昭和四十八年九月設定の——こちらは事務員等でございまして、そういった三十四職種については五十二年年度末ということで、その間に徐々に達成していただくこと、こういうことで設定したわけでございまして、したがって、まだその達成目標年度に達していません。

○粕谷照美君 その四十六年に定められたものは五十年年度ですから来年度わかるわけですね。ぜひその目標に達するようにせつかくの御指導をお願いしたいというふうにお聞きわけです。

では、次に、地域的な雇用改善の内容として、雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転、あるいは季節労働者の通年雇用の促進、さらには地域的な雇用の改善をはかるために必要な事業主に対する助成及び援助、というのがあるわけですが、この事業について詳しく伺いたいと思つております。

○説明員(関英夫君) 「雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転による雇用機会の増大」というのにつきましましては、労働力需給から見て雇用機会が非常に少なく、雇用機会を増大させる必要がある地域を労働大臣がいろいろな指標から見て設定いたしまして、その雇用機会不足地域に新たに新增設する事業所の労働費コストといふことが、そういったものにつつまして助成することにより、そういった地域での事業所の新增設による雇用機会の増を促進していきたいというふうな考えでおります。なお、これに関連するものとして、現在、農村地域工業導入促進法等によりまして施策がいろいろ行なわれておりますが、そういったものをさらに拡充強化して対処していきたい、こういうことでございます。

それから通年雇用の促進といふのは、季節的に就業し、季節的に解雇される人たちがおります。これをたとえば通年雇う、そのためには設備の改善、たとえば冷蔵庫を備えて夏も冬も事業ができるというふうなふうにするならばできる、——これはたとえば水産加工のような場合でも、いままで現実にそういう例がございまして、そういったようなことをして通年雇用に切りかえた場合、その通年雇用に切りかえる事業主に対して奨励金を出すとしようという形で通年雇用の促進をはかりたいというふうなことを考えております。

○粕谷照美君 いま課長がおっしゃったように、ほんとうにこの法律は農村地域工業導入促進法とたいへん関係が深いというふうにお聞きわけですけれども、その昭和四十六年に鳴りもの入りの宣伝でつくられたこの法律が、現在、ほんとうにどのような成果をあげているのか、現状はどのようなふうになっているのかということについて、これは課長にお伺いすることじやないかもしれません。

○説明員(関英夫君) 農工法に基づきまして、現在、農村地域にすでに進出して操業している企業は三百三十六企業でございまして、それから進出を決定した企業数は六百十七となつております。で、現在操業中の企業に雇用されている労働者約二万八千人、うち、地元からの雇用者が二万二千人というふうなことになるかと云つております。

○粕谷照美君 そうすると、決定したもの、それから現実のものとの関係は、たいへん大きな差があるわけですね。この原因というものは、一体どういふふうな分析をされているわけですか。

○説明員(関英夫君) 農工法に基づきまして地域に進出を決定いたしましたも、現実に進出したままには工場の新設、それから、その新規工場へ移転することになると思いますが、移転する労働者をどうするか、その住宅施設等をどうするか、あるいは労働者を新規に地元から相当数雇入れれることになりまして、そういった労働者の募集等々に相当の日時を要しますために、進出を決定いたしましたも、現実に操業開始までには相当の日時を要します。そういう意味で、先ほど申し上げま

したのは、すでに操業している、現実に操業している企業が三百三十六、決定企業は六百十七と、こう申し上げたわけでございます。

○粕谷照美君 私、これはやっぱり企業の活動が停滞するということに思ふわけで、地域的なこの雇用改善事業を計画しても、ただ計画だけ、計画倒れに終わるのではないかと危険性が非常に大きいというふうに思います。ほんとうに労働省が言うように、地域の雇用改善が可能なかどうかという点については、制度をつくって中身のいいものではナンセンスであるというふうに思いますし、ナンセンスなだけじゃなくて、害毒がむしろあるんじゃないかということを、現実に地域を回ってみますと考えられないわけでもありません。したがって、十分この点については御審議をいただきたいというふうに考えております。

次に移したいというふうに思ふんですが、「雇用改善事業」の柱の一つに、経済変動に対する雇用調整対策という不況対策がありますけれども、この交付金の支給要件について御説明をいただきます。

○説明員(関英夫君) まず、この雇用調整交付金は、法律にありますように、「景気の変動、国際経済事情の急激な変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合」というのに限られます。したがって、一口に不況産業といえましょうか、その不況産業であるか、これをまず一定の基準を設けて、大臣が指定する不況産業でなければならぬ、これが第一の要件だろうと思ふます。たとえば放漫経営をたまたましておつた、そのために操短に追い込まれたという場合は対象とならないわけでございまして、法律に書いておりますような「経済上の理由により」、「国際経済事情の変化」なり、「景気の変動」なり、そういったようなやむを得ない経済的理由により、事業活動の縮小を余儀なくされるような産業であることが第一だと思ふます。

その休業の規模も非常に問題になろうかと思ふます。あまり小さな休業規模のものまで対象とするというところはなかなかあるのか、やはりある程度以上、一定規模以上大きな休業でないといかぬだろうと、こういうふうに思ふます。

それから次に、先ほど本先生のほうから御指摘がございましたが、その休業ということについて、私どもは労働協約なり、あるいは組合がない場合には、労働者を代表する者との書面による協定なりによって労働者の協議がととのつたもの、こういうことも前提として考える必要があるかと思ふます。

で、そういうような前提を満たす場合に、事業主が労働基準法の休業手当最低補償額六割以上を支払った場合に、その支払った休業手当を大企業の場合は二分の一、中小企業の場合は三分の二、交付金として支給するというようなことを考えておりますが、具体的には、先ほど申しましたように、中央職業安定審議会におはかりをして基準をきめたいと思つております。

○粕谷照美君 私たちが考えているのは、やっぱりこういう不況は、いまのところ自動車とか建設、繊維、あるいは電機などに非常に幅広く影響を受けているわけですが、さらに、こういう産業の下請が現実には中小企業の倒産件数としてあらわれているわけですね、調整金を受けないままに倒産して労働者が失業をするということも推定されるわけで、やっぱりこのことは大企業のみになるのじゃないか、この制度そのものは、そういう心配を持っているわけなんです、ありませんか、そういうこと。

○説明員(関英夫君) 先ほど申しましたような基準のうち、特に私は休業の規模の問題が、大企業と中小企業とは非常に差異があるかと思ふます。したがって、中小企業と大企業との場合には、休業の規模については、やはり差異を設けるというふうなことも必要かと思ふます。つまり、大企業ですと相当自由に——と言いますと語弊がございしますが、休業規模等の幅をもつてきめられ

るでございましょうが、中小企業となりますと、それだけ余裕がございせん。そういう意味で、中小企業の場合に、たとえば三ヶ月も休んでいなければ援助しないというふうなことをした場合には、ほとんど利用できない、こういうふうなことももちろん考えられると思ふます。中小企業の場合には、休業規模がある程度小さくても対象にするというふうなことを考え、かつ、助成内容も大企業よりも三分の二というふうにしますと、たとえば九〇%の貸金を補償するとなれば、三〇%分足りるわけでございしますので、そういう意味で、規模なり、助成内容について配慮すれば、中小企業も活用することが可能であるというふうに思ふます。

○粕谷照美君 中小企業についての配慮を考えているというところはよくわかりました。

この雇用調整交付金の支給、これは労働大臣が基幹産業等を指定して行なうことになっておりますけれども、さつき申し上げましたように、産業も非常に多岐にわたっておりますし、不況回復の時期、あるいは期間も、たいへんこれから長引く可能性が大きいというふうに思ふわけです。で、雇用調整交付金、この支給額はたいへん巨額に達しますし、雇用保険が財政的に破綻をするという危険性があるんじゃないかという、こういう心配を持っているんですけれども、どういう財政勘定になっているわけなんでしょうか。

○説明員(関英夫君) 三事業のうちで、景気等の状況によりましてその見込みが非常に変わってくるというものは、この雇用調整交付金ぐらゐのものではないかと、あとの事業は大体私も従来の経験からして、十分、積算した予算でまかなえると思つております。そういう意味で、本来の失業給付のほうは、景気の影響によって非常に異なつてまいりますので、そこに余裕があつた場合には積み立て金を積み、いざというときに備えて積み立て金を一定規模持つておると、こういうふうなことも必要でございしますが、三事業のほうは千分の三の保険料の中で変動要素、景気による変動要素が非常に大きいのはこの雇用調整交付金でございしますので、その点は来年度予算を組みます場合に、十分配慮して予算措置をしておけば、私どもとしては千分の三の範囲内の中で十分運用できると思つております。また、特に不況期におきましては、三事業の中にも優先度合いというものを考えまして予算を組んでいくというふうなことも可能でございまして、あるいは非常に異常な事態というところになれば、政府もよく既定経費の節減ということをやりますが、三事業の中にも新しく施設をつくるとかいろいろなものがございます。そういうふうなものの運用によって非常事態には対処し得る余地があるというふうに考えております。

○粕谷照美君 たいへんまじめに答えていただいておりますので、その点は来年度予算を組む場合に、十分配慮して予算措置をしておけば、私どもとしては千分の三の範囲内の中で十分運用できると思つております。また、特に不況期におきましては、三事業の中にも優先度合いというものを考えまして予算を組んでいくというふうなことも可能でございまして、あるいは非常に異常な事態というところになれば、政府もよく既定経費の節減ということをやりますが、三事業の中にも新しく施設をつくるとかいろいろなものがございます。そういうふうなものの運用によって非常事態には対処し得る余地があるというふうに考えております。

で、その次に、「能力開発事業」の事業内容についてお伺いするわけですが、従来の職業訓練の行政というものとどういうふうにかかわるかということについてです。法第六十三条に示している事業内容は、事業主の行なう職業訓練への助成及び援助、第二番目に公共職業訓練施設の設置またはそれへの援助、三番目に求職者、退職者を予定する者の訓練、四番目に有給教育休暇制度への助成、援助、そして最後に技能検定の実施に要する経費負担と必要な助成などがありますが、大半は事業主が事業主団体への援助行政になっております。それで、これらの事業内容によって、被保険者等に関し職業生活の全期間を通じて、能力を開発し、向上させることを促進するという事業目的が十分に達せられるというふうにお考えになつていらっしゃるかどうかということなんです。

○政府委員(藤澤正勝君) ただいまおあげになりましたように、これからの職業訓練は労働生涯、特に最近では平均余命が非常に延びてまいりました、長い労働生涯の中で、しかも早い技術革新に対応しまして、それぞれの段階で職業訓練を受け得るような体制を整備させるということが非常に大事でございまして、そこで、従来からも広範な職

業訓練を展開しておりますし、なかんずく昭和四十四年にいまの職業訓練法を制定していただきまして、体系的な訓練を行なえるようになったわけでございますが、しかしながら、なおそれを一そう理想的に行ないますには、たびたびお話にもございまして、諸外国では職業訓練税あるいは訓練賦課金というような制度もあるわけでございまして、わが国でこれを実際にどういうふうに行なうかという問題は今後の重要な課題だと思っておりますけれども、この法案に盛り込んでおります方も、現状からすれば一つの前進ではなからうか。そして事業主の全額負担によります事業におきまして、ここに六十三条にありますような諸般の施策を行なうことによつて、従来より増して訓練の内容を高めることができるというふうに思っております。

ただいまここにあげておるものは、どつちかという事業主に対するものが多いんじゃないかというお話でございますが、従来から職業訓練行政全体を通じて、予算をこらんだきましてもおわかりになります、大半が公共職業訓練に要する経費でございまして、いまも、現在でも事業主に対するものは四、五％程度でございまして、これを行ないまして、今度の法律でかなり充実できまして、まあ、せいぜい一〇％ぐらいではなからうか。全体としては当然公共訓練に重きを置いていく。ただ問題は公共訓練と事業内といいますが、そういうものを十分ミックスして、相互に関連をもたして効果のある訓練を展開したいというところで、訓練の立場から言えば、この制度が一日も早く実現することを期待しているようなわけでございまして。

○粕谷照美君 職業訓練や職業教育訓練に關して私達は考へてゐるわけですが、すべての労働者は、年齢、性別、人種にかかわらず公共的な職業教育訓練を受ける権利があり、国はこれを保障しなければならぬという憲法の二十六条、二十七条があります。さらに、その費用及び教育期間中の生活は国及び資本家がこれを負担しなければ

ならない。三番目に、教育訓練の内容は、体系的で完全な基礎教育を含み、永続的な技術進歩に対応するものでなければならぬ。四番として、見習い、養成工に対しては、法的最低賃金が保障されなければならない。そして最後に、訓練制度の計画、運営、その発展について、また一般に訓練問題の取り扱いについて、労使団体の代表の参加を保障すべきであることという、こういう原則があるわけですが、これらの原則は、ことばの表現こそは違ひますが、ILOをはじめとして、すでに国際的に普遍化された一般的な原則だということに考へてゐるわけですが、この原則に対して賛成なのか反対なのか。そして、わが国の職業訓練制度が、この点に關して、あらゆる面でなつてゐるかどうか、ということについて伺ひたいと思つてゐます。

○政府委員(藤縄正勝君) ただいまおあげになりました各項目につきまして、個々にわたりますいろいろな意見もございまして、大筋としてはやはり私もさういふ考へで訓練をやらなければならぬというふうに思つております。先ほど申し上げましたように、ただいままたおあげになりましたように、生涯にわたるいろいろな段階で訓練を行なう、またそれを受けるような体制が、受け得るような体制が必要であるということからいたしますと、今度のこの制度は一步前進ではなからうかというふうに思ひます。

特に、最近訓練で非常に問題になつておりますのは、高校進学率が非常に高まつてまいりまして、従来のように中卒で高校その他に行けなかつた者を職業訓練校で受け入れまして訓練をやるというパターンが大きくずれておりまして、むしろいまおあげになりましたように、これからは成人訓練、あるいはすでに雇用された者を受託して行なう受託訓練というような形で、しかもその間にペイを受けてやれるように事業主に援助をするというこゝもこれに入つておりますけれども、そういう形で展開をする。そのためには、ここに入つておりますような、たとえば技能開発センターとい

うような考へ方もどんどん推し進める必要があるというふうに考へておるわけでございまして。

○粕谷照美君 この問題は、とうてい私に与えられた七十五分の質問の範囲内では間に合ひませんので、いづれきつちりとやりたいというふうにしてゐるわけですが、昭和四十六年にこの五年計画が出されたわけですが、その五年計画で、まだ統計がとれてないと言われればそれまでなんですが、現在の職業訓練所の実態はどのようになつてゐるかということ、特に婦人の問題も含めまして伺ひたいと思ひます。

○政府委員(藤縄正勝君) ただいまおあげになりましたように、四十六年に新しい法律に基づきまして職業訓練基本計画というものを立てまして、それに目標を置きながらやつてまいりました。ただ、この訓練目標は、特に達成目標といつたしまして、最終時の五十年の収容人員をあげておるといふところが特徴でございまして、たとえば検定科目につきましても、どの程度の検定を行なうかといふような達成の数量を目標に掲げております。そういう点からいいますと、たとえば検定などはかなり目標に到達してきておりますけれども、ただいま申し上げましたように養成訓練、つまり学校を卒業しましたいふゆるグリーンボーイを受け入れて行なう訓練というふうなものにつきましては、なかなか思ふように目標に達してゐない。それからまた、成人訓練というふうなものは、その必要性が理解されておりましたが、ただいま技能開発センターのことも申し上げましたが、そういう具体的な受け入れの体制が十分でないといふことから、必ずしも私も満足はいたしておりません。

中央職業訓練審議会でも、この問題をもつて一べん検討しようじゃないか。ちやうど年度も変わりまして、新しい五年計画を必要といたしますので、それをやりたいと思つてございまして、私どもも検討したいと思つておりますが、当然それから婦人の職業訓練でございまして、当然

のことながら婦人が非常にたくさん就業してゐる職業は訓練の中でもたくさんあるわけでございますが、全体で大体、昭和四十八年度の数字で女子の入校者の割合は一五・四％、全体のまあ一五％ぐらいが女子でございまして。女子につきましては、特にたとえば東京とか、大阪とか、名古屋とかいふところでは女子専門の職業訓練校を持つておりますし、それからまた、中高年の婦人を対象にするいわゆる家事サービスの訓練も、東京で申し上げれば牛込にございまして、あゝといった特殊の訓練も行なつております。そういう訓練のニーズに対応して、われわれは訓練の種目、内容カリキュラム等々にこれからも十分検討を加えて改善をしていきたいというふうに思ひます。

○粕谷照美君 検討したいということは、結局やつぱりあまり成績がよくない、考へていたほどでないというところで、その原因は一体どこにあるかといふことを御検討なさつていただきたいといふふうに思つてゐるわけですが、しかし、そう思つていらつしやうと、その検討まで至るにはさういふふうな考へ方があるのかといふふうに思つてゐるわけですが、現在そのさうな状況になつた理由、原因といふものは一体何なのかといふことを伺ひたいといふふうに思ひます。それからその婦人の訓練について大都市を中心にして女子専門のものができているといふことについては、これはいたしかたがないといふふうに思つてゐるわけですが、私もこれからやつぱり婦人労働者が未熟労働者であつたり、女の人が働かないで家にいるんだんといふ状況とはもう大きく変わつてきているわけですから、積極的にこの婦人労働者も職業訓練を受けられるようなチャンスをつくるように努力をしていただきたいといふふうに思つてゐます。

そして、今後のこの訓練のあり方についてあわせて原因とともに伺ひたいわけですが、けれども、今後公共的な訓練に重点を置いていくのか、あるいは大企業なんかでやつてゐます企業内訓練

です、それとウエートはどのように考えていらっしゃるのかということについて……

○政府委員(藤澤正勝君) 先ほども申し上げましたように、たとえば入校率というような観点からすれば、現在必ずしも十分充實状態がよくないという問題がありますが、それは判断をすれば、つまり需要と供給の両側に問題がある。つまり、需要といいますが、公共訓練が十分受け入れ体制を持っていないがゆえに、なかなか訓練校に入る、きてがない、きてが少ないという問題と、それからもう一つは、訓練校に行く人の数がそもそも少ないという問題があるかと思ひます。その前者につきましては、もう少し魅力のある訓練校にする必要があるというように思ひます。あるいはその訓練中のペイの問題等々もあるわけですが、それは今度のこの法律の制定によりましてはいふ前進し得ると私も思ひます。決定的な問題は、むしろ供給側にあるわけですが、これは、往年でもかなり入校率が高かった時代は幾らでもございす。決定的な問題は、先ほども触れましたように、こゝへきて高校進学率がどんどん上昇してきて、中卒の者は全国で、まあ中卒でそのまゝ終わるといふ者が一〇%ぐらいしかない、東京のごときは四%しかないわけですから、その中から職業訓練校に受け入れようというのは初めから非常に無理があるわけでございます。そこで、私も先ほど申しましたように、一たん雇用された人々をむしろ対象にしたそういう受託訓練あるいは成人訓練というものが必要でございます。

それから一つ問題なのは、よく言われますが、一たん雇用されましたも、まだ成年労働者である間、まあ二十四、五歳までの間に相当流動する層がございす。よく言われますように、三年間で五割も離職をするということが言われます。そういう層に対してむしろ職業訓練を施すべきではないか。現に東京や神奈川や大阪あたりでは、相当数の者がそういう形で職業訓練を受けております。そして失業保険を受給しながら、つまりペイ

を受けながら基礎的な訓練を受けて、そして再び就職していく。これは一つの私は新しいパターンではないかというふうに思っております。いずれにしても、生涯を通じて各段階における各種の訓練に対応できるように、それには何と言いましてもやはり財源がほしいわけでございます。そういう意味で最初に申し上げましたように、この制度は、訓練の立場からは、一日も早くできることを期待をいたしておるというわけでございます。

○粕谷照美君 いまのお考えはよくわかったわけですが、私にはやはり、供給の側に問題があるというふうにおっしゃいますけれども、現在の公共の職業訓練の水準そのものが、大企業に比べてやっぱ非常に低いというところに魅力がない、役に立たないというところ、このところに基本があるというふうにおっしゃいますので、大臣といたしましても、この職業訓練については、労働者側の要求も十分にきかみ入れて、ほんとうに財源的にきかんと喜んでいただけるような条件というものををつくり出すようなお考えがあるかどうかについて伺ひておきます。

○国務大臣(長谷川峻君) 私は、役所の仕事がちよつとひまになりますと、こういう学校をよくたずねるのです。しかも、お互いの平均寿命がどんどん長くなることで、それから機械がどんどん発達することです、やはりあいつとところをを活用して、そして訓練されたことによつてさらに新しい資格が生まれればそれによつてペイがさらによくなる。こういうふうな感じを持っておりますので、おっしゃるとおり、訓練の内容の新しい分野、特に魅力がなければ新しい分野を見つけていくとか、さらにまたこういうものを活用するという雰囲気、そういうものも私はぜひ助長してもらいたい。こういう国会の場においていまのような御熱心な御意見が出るということは、私は非常に御熱心のあることだと、こう思っている次第でありまして、将来ともに一生懸命つとめてまいりたいと、こう思っております。

○粕谷照美君 では、今度の法案に新規に出された有給教育訓練休暇制度の援助というのがあつたわけですが、この教育訓練というのは具体的に何を指しているのか。それから事業主に対する助成などの方法というのをものと具体的に明確に示したいと思ひます。

○政府委員(藤澤正勝君) 御承知のように、このILOの総会で有給教育訓練休暇の条約が採択をされまして、日本政府といたしましても賛成をいたしたわけでございます。その教育訓練休暇の普及の一助にもということで、今度のこの法律には、いま御指摘になりましたように、六十三条の四号に助成措置が書かれておるわけでございます。

で、私もこの法律が成立しましたならば直ちに、ほかの点でもお答え申し上げておきます。同じでございますが、こういった内容を十分詰めて、関係審議会等におはかりすると同時に、予算要求もいたしていきたいというふうに思っておりますが、現在考えておりますこの制度の内容は一応こんなふうな考えております。

つまり、助成援助の対象となる教育訓練のための休暇といたしまして、休暇の全期間について賃金が全額払われる、つまり有給休暇でございますから当然でございます。それから所定の労働時間内にこういった教育訓練を受けるために労働者の申し出によつてまた与えられる。つまり使用者側の命令による訓練ではなくて、労働者側の申し出というものが要件になる。それから労働協約、就業規則その他明文により規定される。そして大半の労働者に適用がある制度というふうになっていく。それから休暇の期間が、訓練コースについて長短がございすが、できれば一カ月以上、場合によつては、中小企業では二週間ということも考えられるかもしれませんが、とにかく一定の長さ以上のものでないといけない、一日二日の講習ということではあまり適当ではないのではないかと。そんなふうなことを考えておまして、公共職業訓練施設の訓練はもとよりのこと、学校教育

育法による学校教育、成人教育等にも取り入れたというところであれば、できるだけ適用したいというふうな考えておまして、これから細部はさらに詰めたというふうに思っております。

○粕谷照美君 それでは最後にお伺ひをしたいと思います。衆議院の社会労働委員会における附帯決議の中でこの問題に関するものがあげられております。それを示されると困るわけですが、附帯決議を尊重するというのは当然の態度だろうというふうに思ひますけれども、いまその附帯決議に対する考え方をひとつ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(遠藤政夫君) 昨日、衆議院の社会労働委員会におきましてこの法案が採決されるにあたりまして、十項目からなります附帯決議が付けられております。この附帯決議につきましては労働大臣から、その趣旨を尊重いたしまして関係各省間とも十分調整の上でその趣旨を履行に移してまいりたいと、このようにお答え申し上げております。私も、当然その労働大臣の指示を受けまして、附帯決議の趣旨を尊重して運用上配慮してまいりたいと、かように考えています。

○粕谷照美君 そういう大臣答弁を私はいたしたいと思つて質問しているわけじゃないんです。そういうことはいつも議事録には書いてありますから、たとえば八項目を見ましても、「十分活用できるような配慮すること。また、育児をはじめとする婦人労働者の諸問題に関する援護措置を含めるよう配慮すること。」「こうあるわけでしょう。具体的にこう出ているわけですから、具体的にお答えいただきたいと思ひます。尊重しますなんてそんな形式的なことだったら要らないわけです。

○政府委員(遠藤政夫君) 申しわけございませう。十項目ございすが、十項目一つ一つお答え……

○粕谷照美君 いや、この「三事業」についてというふうには私は最初に限っているわけですが。

○政府委員(遠藤政夫君) 附帯決議の第七項目

に、「雇用改善事業等の三事業、特に能力開発事業及び雇用調整対策については、中小企業も十分これを利用しよう配慮するとともに、補助率についても大企業よりも高めるよう努めること。」「こういう項目がございます。私も、先ほど御指摘がございましたように、こういった雇用改善事業なりあるいはその中の雇用調整対策につきまして、当面の一時休業対策におきまして大企業だけに利用されるというようなことは、私どもの意図しているところでは決してございません。むしろ逆に、最も困難な状況に置かれる中小企業がこれによってこういう不況を乗り越えることができるように措置をいたしたい、かように考えておりますので、適用の対象なり適用の内容につきまして十分配慮してまいりたいでございます。

それから、その次の第八点目に、雇用改善事業につきまして、短期雇用特例被保険者、いわゆる短期の季節出かせぎ受給者を多数雇用する産業、つまり建設業とか運輸業等でございますが、こういった企業におきましては短期被保険者でございますために雇用改善事業の対象になりにくいんじゃないかという御懸念がございましたが、その中でもたとえば通年雇用対策とかそういういろいろな面がございますが、こういった点も十分活用できるように私も考えてまいりたいつもりでございます。

それから育児、婦人労働者関係の問題でございますが、私も、私どもとしては、婦人少年局で、担当の局におきまして、この婦人問題、特に育児休業の問題につきまして研究会が設置され、いろいろ御審議をいただいているようにございます。私も、私どもとしてはこの雇用保険法の運用の面におきまして、その結果を十分に尊重いたしまして具体的な対策を講じてまいりたい、かように考えております次第でございます。

○政府委員(森山眞弓君) ただいま職業安定局長から大略御説明申し上げたとおりでございますが、育児休業につきましては休業期間中の生活安定措置につきまして何ぶんにも長期間にわたるこ

とでございますので、何らかの措置を考えたいというふうに思っております。その具体的な方法につきましては、ただいま申し上げましたように、育児休業研究会の結論を待つて措置したいというふうに思っております。

○粕谷照美君 終わろうと思つたんですけれども、いまの婦人少年局長のお話がありましたので、この「育児をはじめとする」ということの中心に育児休業を持つてこれたわけですから、労働婦人福祉法の附帯決議とからみ合わせてその審議会でもって検討すると、前向きな方向で検討するということになりましようか、どういふことでしょうか。

○政府委員(森山眞弓君) 仰せのとおりでございます。育児休業その他育児にかかわる便宜供与につきまして労働婦人福祉法に定められておりまして、労働婦人福祉法の可決されたときの附帯決議及びいまお話のありました附帯決議、両方に關係しているわけでございます。前向きに検討いたしたいと思つております。

○粕谷照美君 以上をもつて私の質問を終わるわけでございます。やはりこういうような法律を私たちが基本的には問題があるというふうには思つていますが、いろいろと検討するにあたってはやはり労働者側の代表の意見というものが大きく入らなければならぬというふうに思つておるわけでございます。先ほどもその点について質問をし、お答えもいただいたわけでございますけれども、十分に話し合いを進めていただきますようにお願いをいたしまして終わりたいと思つております。

○委員長(山崎昇君) 三案に対する本日の審査は、この程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後三時四十六分散会

十二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者等援護法案(派本万三君外三名発議)

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 援護(第四条—第四十二条)
- 第三章 不服申立て(第四十三条—第四十七条)
- 第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所(第四十八条—第四十九条)
- 第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会(第五十条—第五十二条)
- 第六章 雑則(第五十三条—第六十三条)
- 第七章 罰則(第六十四条—第六十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状態にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、被爆者年金又は遺族年金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に当該した当時その者の胎児であつた者(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。)の都道府県知事に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

(援護の種類)

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

一 健康診断の実施

医療の給付

三 被爆者年金の支給

四 遺族年金の支給

五 弔慰金の支給

六 医療手当の支給

七 介護手当の支給

八 葬祭料の支給

九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱い

(健康診断)

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果があると認めるときは、当該

健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、被爆者の負傷又は疾病(遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)について、次に掲げる医療の給付を行う。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 医療の給付は、被爆者の同一の負傷又は疾病に関し、労働者災害補償保険法昭和二十二年法律第五十号の規定による療養補償給付その他政令で定めるこれに相当する給付を受けることができる場合は、行わない。

3 医療の給付は、厚生大臣が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(医療機関の指定)

第九条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、前条の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に前条の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき

理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たつては、あらかじめ原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができるとき、及びこれによることを適当としなかつたときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第三十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定につ

いては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査することができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十四条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第一項各号に規定する医療を受けた場合においては、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するについて必要があると認めるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(被爆者年金の支給)

第十五条 被爆者には、被爆者年金を支給する。被爆者年金を受ける権利の規定は、これを受

けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

3 被爆者年金の額は、三十六万円とする。

4 被爆者のうち政令で定める程度の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。)の状態にある被爆者に支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十六万円を超え、三百万円を超えない範囲内において政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たつては、被爆者が原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮すべきものとする。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(被爆者年金の額の改定)

第十六条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、当該被爆者年金の額を改定する。

一 前条第四項に規定する障害の状態になつた者が新たに当該障害の状態になつたとき。

二 前条第四項に規定する障害の状態にあつた者の当該障害の程度が増進し、又は低下したとき。

三 前条第四項に規定する障害の状態にあつた者の当該障害の状態が同項に規定する障害の状態に該当しなくなつたとき。

2 前項第一号又は第二号の障害の程度の増進に係る場合に限る。に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

(被爆者年金の支給期間及び支給期月)

第十七条 被爆者年金の支給は、昭和五十年四月(被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日後であるときは、その交付を受けた日の属する

月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 前条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であっても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)

第十八条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)

第十九条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)

第二十条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令により、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が他の法令による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)

第二十一条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、第一項に規定する順序による。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族年金の支給)

第二十二条 第二号各号に掲げる者が死亡したものの遺族には、遺族年金を支給する。

2 遺族年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。(遺族年金を受けることができる遺族の範囲及び順位)

第二十三条 遺族年金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母であつて、当該死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものとする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者に限るものとし、死亡した者の死亡の時に胎児であつた子が出生したときは、将来に向かつて、その子は、

当該死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた子とみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、死亡した者の死亡の日が昭和五十年四月一日以前であるときは、当該死亡した者の配偶者、子、父母又は祖父母で当該死亡の日以後同年三月三十一日以前に第二十八条第二号、第三号又は第四号に該当したものは、遺族年金を受けることができる遺族としない。

4 遺族年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。

(遺族年金の額)

第二十四条 遺族年金の額は、死亡した者一人につき五十万円とする。

2 遺族年金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族年金の額は、前項の額をその人数で除して得た額とする。

(遺族年金の額の改定)

第二十五条 遺族年金を受けることができる同順位の遺族の数の増減を生じたときは、遺族年金の額を改定する。

(遺族年金の支給停止)

第二十六条 夫(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

2 第十九条の規定は、遺族年金について準用する。

(遺族年金の支給期間及び支給期月)

第二十七条 遺族年金の支給は、昭和五十年四月(死亡した者の死亡の日が同月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 第十七条第二項から第四項までの規定は、遺族年金の支給について準用する。

(遺族年金を受ける権利の消滅)

第二十八条 遺族年金を受ける権利を有する者が

が、次の各号の一に該当するに至つたときは、当該遺族年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した者との親族関係が終了したとき。

五 子又は孫にあつては、十八歳に達したとき。

(未支給の遺族年金)

第二十九条 第二十一条の規定は、未支給の遺族年金について準用する。この場合において、同条第二項中「同項に規定する者」とあるのは、「一次順位者」と読み替へるものとする。

(遺族年金と扶助料等との調整)

第三十条 遺族年金を受ける権利を有する者が、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令により、同一の事由による恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料その他遺族年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき遺族年金の支給を停止する。ただし、遺族年金の額が他の法令による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(弔慰金の支給)

第三十一条 第二号各号に掲げる者が死亡したものの遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

2 弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。(弔慰金を受けることができる遺族の範囲)

第三十二条 弔慰金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者

の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。）とする。

2 第二十三条第二項（胎児に係る部分に限る。）の規定は、前項の場合について準用する。

（弔慰金を受けることができる遺族の順位）

第二十三条 弔慰金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にする。

一 配偶者（死亡した者の死亡の日以後昭和五十年三月三十一日以前に、前条第一項に規定する遺族（以下この条において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）

二 子（昭和五十年四月一日（死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

三 父母

四 孫（昭和五十年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

五 祖父母

六 兄弟姉妹（昭和五十年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族

（弔慰金の額）

第三十四条 弔慰金の額は、死亡した者一人につき五十万円とする。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の弔慰金の

額について準用する。

（弔慰金の支給を受けることができる者）

第三十五条 死亡した者の死亡の日以後昭和五十年三月三十一日以前に、離縁によつて当該死亡した者の親族関係が終了したときは、当該遺族には、弔慰金を支給しない。

（未支給の弔慰金の請求）

第三十六条 弔慰金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が弔慰金を請求することができる。

2 第二十一条第四項の規定は、前項の規定による弔慰金の請求について準用する。

（弔慰金と他の法令による弔慰金との調整）

第三十七条 弔慰金を受ける権利を有する者が、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令により、同一の事由による戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百一十七号）第三十四条に規定する弔慰金その他弔慰金に相当する給付を受けることができる場合には、弔慰金の額のうち他の法令による給付の額に相当する額は、支給しない。

（医療手当の支給）

第三十八条 都道府県知事は、被爆者であつて、負傷又は疾病（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病を除く。）につき第八条第一項の規定による医療の給付を受けてゐるものに対し、その給付を受けてゐる期間について、月額三万円を限度として、政令で定めるところにより、医療手当を支給する。

（介護手当の支給）

第三十九条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けてゐるものに対し、その介護を受けてゐる期間について、月額六万円を限度として、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。

（葬祭料の支給）

第四十条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき五万円を支給する。

（日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無貨取扱）

第四十一条 被爆者及びその介護者は、運賃を支払ふことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができ、

2 前項の規定により乗車又は乗船することができ、回数、区間その他同項の規定の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

（援護の制限）

第四十二条 この法律により援護を受けることができる者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷、疾病、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該負傷、疾病、障害又は死亡に係る援護は、行われない。

2 遺族年金又は弔慰金を受けることができる者が当該死亡した者又はこれらの援護を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該援護は、行われない。当該死亡した者の死亡前に、その者の死亡によつてこれらの援護を受けることができる者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により援護を受けることができる者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなく、療養に関する指示に従わなかつたことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、

その疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該負傷、疾病、障害又は死亡に係る援護の全部又は一部を行わない。

第三章 不服申立て

（異議申立期間）

第四十三条 被爆者年金、遺族年金又は弔慰金に關する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

（原子爆弾被爆者等援護審議会の意見の聴取）

第四十四条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするに当たつては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

（時効の中断）

第四十五条 第四十三条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十六条 第四十三条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（再審査請求）

第四十七条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に關する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

（原子爆弾被爆者保護施設）

第四十八条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設

置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護治療を含む。以下この項において同じ。）を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第四十九条 都道府県は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会

(設置及び権限)

第五十条 厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として、原子爆弾被爆者等援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(委員)

第五十一条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第五十二条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(受給権の調査)

第五十三条 厚生大臣は、被爆者年金又は遺族年金(以下「被爆者年金等」という。)の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に對し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(不正利得の徴収)

第五十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第五十五条 この法律に基づく援護を受ける権利は、その援護事由が生じた日から、医療費、医療手当、介護手当及び葬祭料については二年間、被爆者年金、遺族年金及び弔慰金については七年間行わないときは、時効によつて、消滅する。

2 被爆者年金等を受ける権利の時効は、当該被爆者年金等がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 時効時間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族年金又は弔慰金の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 被爆者でその者が死亡した場合に遺族年金又は弔慰金を受けることができる者があるもの

二 遺族年金又は弔慰金を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者(援護を受ける権利の保護)

第五十六条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被爆者年金等を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十七条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第五十八条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市特別区を含む(町村)の条例の定めるところにより、その者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(交付金)

第五十九条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県に交付する。

(広島市及び長崎市に関する特例)

第六十条 この法律中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替へるものとする。

(権限の委任)

第六十一条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(子又は孫に対する適用等)

る者の子(同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ。)又は孫から申出があつた場合には、これらの者に對して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二号各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかかつている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定(被爆者年金、遺族年金、弔慰金及び葬祭料に係る規定を除く。)を適用する。

(省令への委任)

第六十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第六十四条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に關して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十五条 第八条第一項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十四条第三項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)
二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下旧被爆者医療法)という。第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者援護手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、この法律の規定によりなされた被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九条又は第十四条の三の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第九条の規定により厚生大臣が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第七条 この法律の施行に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七条第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(被爆者年金等の額の自動的改定措置)
第十二条 被爆者年金等については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額(以下「平均給与額」という。)が昭和四十九年度(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の平均給与額の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の七月以降の被爆者年金等の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。
(見舞金の支給)
第十三条 国は、昭和三十二年四月一日から昭和四十一年六月三十日までの間に沖縄県の区域内に住所を有していた第二条各号に該当する者であつて、当該期間内に医療機関において厚生大臣の定める負傷又は疾病につき医療を受けたものに對し、政令で定めるところにより、十万円を限度として、見舞金を支給する。

(調査)
第十四条 厚生大臣は、速やかに、第二条各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(地方財政法の一部改正)
第十五条 地方財政法昭和二十三年法律第九十九号の一部を次のように改正する。

第十条第八号の四を削る。
(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第十六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項を

「原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第九号)第十二条第三項」に改め、「被爆者一般疾病医療機関若しくは」を削り、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者等援護法第十二条第四項」に改め、「一般疾病医療費若しくは」を削る。
(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)
第十七条 この法律の施行に行われた旧被爆者医療法第七条第一項又は第十四条の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に関しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(厚生省設置法の一部改正)
第十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の定めるところにより、」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第九号)の定めるところにより、被爆者年金、遺族年金及び弔慰金を受ける権利を裁定し、並びに」に改める。
第九号第三号を次のように改める。
三 原子爆弾被爆者等援護法を施行すること。

第九号第三号の二を削る。
第十五条中「検疫所」を「国立原子爆弾被爆者保護施設」に改める。
第二十条の次に次の一条を加える。

(国立原子爆弾被爆者保護施設)
第二十条の二 国立原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護を必要とする被爆者を取り容し、その保護を行う施設とする。

2 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。
第二十九条第一項の表中「(原子爆弾被爆者援護法)」を「(原子爆弾被爆者等援護法)」に改める。
(精神衛生法の一部改正)
第十九条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の下に」又は「原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第九号)」を加える。
(地方税法の一部改正)
第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第九号)」に改める。
第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者等援護法」に改める。
(結核予防法の一部改正)
第二十一条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十一年法律第六十八号)」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第九号)」を加える。
第三十五条第二項中「戦傷病者特別援護法」の下に「若しくは原子爆弾被爆者等援護法」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第二十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。
第十五条の二中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」の下に及び「原子爆弾被爆者等援護

護法(昭和四十九年法律第 号)を加える。

第三十二條の二「及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)」を「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)及び原子爆弾被害者等援護法」に改める。

第三十二條の三「船員保険法」の下に「及び原子爆弾被害者等援護法」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第一号中「原子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被害者等援護法(昭和四十九年法律第 号)」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十四條 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項に次の二号を加える。

七 原子爆弾被害者等援護法(昭和四十九年法律第 号)に基づく年金たる給付

第七條第二項第四号及び第五号中「第五号まで」の下に「及び第七号」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十五條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第四号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百一十七号)」に基づく障害年金を「戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百一十七号)に基づく障害年金又は原子爆弾被害者等援護法(昭和四十九年法律第 号)に基づく被爆者年金」に改め、同項第五号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金(遺族給与金を含む。以下略。)」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金(遺族給与金を含む。以下略。)」又は原子爆弾被害者等援護法に基づく遺族年金」に改める。

第二十六條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被害者等援護法(昭和四十九年法律第 号)に基づく年金たる給付

この法律の施行に要する経費は、約六千億円の見込みである。

十二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は十二月十四日)

一、雇用保険法案

一、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

雇用保険法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

雇用保険法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 適用事業等(第五条—第九条)

第三章 失業給付

第一節 通則(第十条—第十二条)

第一款 一般被保険者の求職者給付

第二款 基本手当(第十三条—第三十五条)

第三款 技能習得手当及び寄宿手当(第三十六—三十八条)

第四款 傷病手当(第三十七条)

第五款 短期雇用特例被保険者の求職者給付(第三十八—第四十一条)

第四節 日雇労働被保険者の求職者給付(第四十二—第四十六条)

第五節 就職促進給付(第五十七—第六十一条)

第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業(第六十二—第六十五条)

第五章 費用の負担(第六十六—第六十八条)

第六章 不服申立て及び訴訟(第六十九—第七十一条)

第七章 雑則(第七十二条—第八十二条)

第八章 罰則(第八十三—第八十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、雇用構造の改善、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(管掌)

第二条 雇用保険は、政府が管掌する。

2 雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(雇用保険事業)

第三条 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業給付を行うほか、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行うことができる。

(定義)

第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

2 この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

4 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対価として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもの)で支払われるものであつて、労働者省令で定める範囲外のものを除く。をいう。

5 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に關して必要な事項は、労働者省令で定める。

第二章 適用事業等

(適用事業)

第五条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)の定めるところによる。

(適用除外)

第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 第四十二条に規定する日雇労働者であつて、第四十三条第一項各号のいずれにも該当しないもの(労働者省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者を除く。)

二 四箇月以内の期間を予定して行われる季節的業務に雇用される者

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十七條の規定による船員保険の被保険者

四 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、失業給付の内容を超えると認められる者であつて、労働者省令で定めるもの

(被保険者に関する届出)

第七条 事業主徴収法第八條第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合に

あつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人（以下同じ。）は、労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第一項又は第二項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他労働省令で定める事項を労働大臣に届け出なければならぬ。当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

に規定する短期雇用特例被保険者に係る求職者給付は、特例一時金とし、第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に係る求職者給付は、日雇労働求職者給付金とする。

4 就職促進給付は、次のとおりとする。

- 一 常用就職支度金
- 二 移転費
- 三 広域求職活動費

（受給権の保護）

第十一条 失業給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

（公課の禁止）

第十二条 租税その他の公課は、失業給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第二節 一般被保険者の求職者給付

第一款 基本手当

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間、当該一年間に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）（第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。

（被保険者期間）

第十四条 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に相当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、そ

他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次の各号に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であつた期間に含めない。

- 一 最後に被保険者となつた日以前に、当該被保険者が受給資格（前条の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節及び第四節を除き、以下同じ。）又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間
- 二 第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日以前における被保険者であつた期間

（失業の認定）

第十五条 基本手当は、受給資格を有する者（次節及び第四節を除き、以下「受給資格者」という。）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。）について支給する。

2 前項の失業していることについての認定（以下この款において「失業の認定」という。）を受けようとする受給資格者は、離職後、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第十四条に規定する公共職業訓

練施設（第六十三条第一項第二号及び第五号において「公共職業訓練施設」という。）の行う職業訓練その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、失業の認定を受けることができる。

- 一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。
- 二 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。
- 三 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。
- 四 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

（基本手当の日額）

第十六条 基本手当の日額は、次条に規定する賃金日額に百分の六十（千五百円以上三千円以下の賃金日額その額が第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額については、百分の八十から百分の六十までの範囲で、賃金日額の通増に應じ、通減した率）を乗じて得た額を基準として、労働大臣が定める基本手当日額表における受給資格者の賃金日額の属する賃金等級に應じて定められた金額とする。

（賃金日額）

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第

3 前項の規定にかかわらず、第三十八条第一項

四 傷病手当

二 技能習得手当

三 寄宿手当

（失業給付）

第十條 失業給付は、求職者給付及び就職促進給付とする。

一 基本手当

二 技能習得手当

三 寄宿手当

四 傷病手当

十四条(第一項ただし書を除く。)(の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金の総額を百八十で除して得た額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められている場合には、前項に規定する六箇月間に支払われた賃金の総額を当該六箇月間に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数(賃金の一部が月によつて定められている場合には、一箇月を三十日として計算する。)で除して得た額と前号に掲げる額との合算額

3 前二項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

一 千五百円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)
二 七千五百円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

(基本手当の日額の自動的変更)
第十八条 労働大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額(以下この条において「平均定期給与額」という。)が、基本手当日額表の制定又は改正の基礎となつた平均定期給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて、基本手当日額表における第十六条に規定する千五百円以上三千円以下の賃金日額及び前条第四項各号に掲げる額を変更した上、基本手当日額表を改正しなければならない。

2 前項の規定により基本手当日額表が改正された場合において、改正の基礎となつた平均定期給与額が、当該平均定期給与額に係る月の前十二月のいずれかの月の平均定期給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るものであるときは、改正の基礎となつた平均定期給与額に係る月前に離職した受給資格者に支給すべき基本手当については、改正後の基本手当日額表は、適用しない。この場合において、労働大臣は、当該受給資格者に支給すべき基本手当については、その者が離職した日の属する月の平均定期給与額に対する改正の基礎となつた平均定期給与額の上昇又は低下の比率を考慮して、改正の基礎となつた平均定期給与額に係る月以後に離職した受給資格者に支給すべき基本手当の日額と均衡を失しないように、基本手当の日額を新たに定めるものとする。

(基本手当の減額)
第十九条 受給資格者が失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数(以下この項において「基礎日数」という。)分の基本手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

一 その収入の一日分に相当する額(収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。)から五百円を控除した額と基本手当の日額との合計額(次号において「合計額」という。)が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき、基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二 合計額が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えるとき、次号に該当する場合を除く。当該超える額(次号において「超過額」という。)を基本手当の日額から控除した残りの額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

三 超過額が基本手当の日額以上であるとき、基礎日数分の基本手当を支給しない。

2 受給資格者は、失業の認定を受けた期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、労働省令で定めるところにより、その収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(支給の期間及び日数)
第二十条 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年(当該一年の期間内に妊娠、出産、育児その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。)の期間内の失業している日について、第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

2 前項の場合において、同項の受給資格(以下この項において「前の受給資格」という。)を有する者が、前項の規定による期間内に新たに受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したときは、その取得した日以後においては、前の受給資格に基づき基本手当は、支給しない。

(待期)
第二十一条 基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日(疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。)が通算して七日に満たない間は、支給しない。

(所定給付日数)
第二十二条 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数(以下「所定給付日数」という。)は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 当該基本手当の受給資格に係る離職の日(以下この条において「基準日」という。)において五十五歳以上である受給資格者 三百日

二 基準日において四十五歳以上五十五歳未満である受給資格者及び基準日において四十五歳未満である受給資格者で労働省令で定める理由により就職が困難なもの 二百四十日

三 基準日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者(前号に掲げる労働省令で定める理由により就職が困難な者を除く。) 百八十日

四 基準日において三十歳未満である受給資格者(第二号に掲げる労働省令で定める理由により就職が困難な者を除く。) 九十日

2 前項第一号から第三号までに掲げる受給資格者であつて、基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に雇用された期間(以下この項において「基準日前の雇用期間」という。)が一年未満であるもの(当該基準日前の雇用期間に係る被保険者となつた日前一年の期間内に被保険者であつたことがある者であつて、当該基準日前の雇用期間と当該被保険者であつた期間(当該基準日前の雇用期間に係る被保険者となつた日以前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたことのある者については、これらの給付の受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であつた期間を除くものとし、当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日が第九條の規定による当該被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前の日である者については、当該期間のうち当該確認があつた日の二年前の日前の期間を除く。)とを通算した期間が一年以上であるものを除く。)に係る所定給付日数は、前項第一号から第三号までの規定にかかわらず、九十日とする。

2 前項第一号から第三号までに掲げる受給資格者であつて、基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に雇用された期間(以下この項において「基準日前の雇用期間」という。)が一年未満であるもの(当該基準日前の雇用期間に係る被保険者となつた日前一年の期間内に被保険者であつたことがある者であつて、当該基準日前の雇用期間と当該被保険者であつた期間(当該基準日前の雇用期間に係る被保険者となつた日以前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたことのある者については、これらの給付の受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であつた期間を除くものとし、当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日が第九條の規定による当該被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前の日である者については、当該期間のうち当該確認があつた日の二年前の日前の期間を除く。)とを通算した期間が一年以上であるものを除く。)に係る所定給付日数は、前項第一号から第三号までの規定にかかわらず、九十日とする。

(個別延長給付)

第二十三条 公共職業安定所長が政令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認めた受給資格者については、次項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を当該受給資格者が第二十条第一項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数、以下この節において同じ。)を超えて、基本手当を支給することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政令で定める日数を限度とするものとする。

2 前項の規定による基本手当の支給(以下「個別延長給付」という。)を受ける受給資格者の受給期間(当該期間内の失業している日について基本手当の支給を受けることができる期間をいう。以下同じ。)は、第二十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による期間に前項後段に規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

(訓練延長給付)

第二十四条 受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等(その期間が政令で定める期間を超えるものを除く。次項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項において同じ。)を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間内の失業している日について、所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる。

2 前項の規定による基本手当の支給(第二十八条において「訓練延長給付」という。)を受ける受給資格者が第二十条第一項の規定による期間を超えて公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるときは、その者の受給期間は、同項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間とする。

(広域延長給付)

第二十五条 労働大臣は、職業安定法昭和二十二年法律第四十一号(第十九条の二に規定する

職業紹介活動(以下この条において「広域職業紹介活動」という。)をすることを命じた場合において、当該広域職業紹介活動の命令に係る地域について、政令で定める基準に照らして必要があるとき、その指定する期間内に限り、公共職業安定所長が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると認定する受給資格者について、第四項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する措置を決定することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政令で定める日数を限度とするものとする。

2 前項の措置に基づく基本手当の支給(以下「広域延長給付」という。)を受けることができる者が労働大臣の指定する地域に住所又は居所を變更した場合に、引き続き当該措置に基づき基本手当を支給することができる。

3 公共職業安定所長は、受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であるかどうかを認定するときは、労働大臣の定める基準によらなければならない。

4 広域延長給付を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による期間に第一項後段に規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

2 前項に規定する特別の理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

(全国延長給付)

第二十七条 労働大臣は、失業の状況が全国的に著しく悪化し、政令で定める基準に該当するに至つた場合において、受給資格者の就職状況が

らみて必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、第三項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて受給資格者に基本手当を支給する措置を決定することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政令で定める日数を限度とするものとする。

2 労働大臣は、前項の措置を決定した後ににおいて、政令で定める基準に照らして必要があると認めるときは、同項の規定により指定した期間(その期間がこの項の規定により延長されたときは、その延長された期間)を延長することができる。

(延長給付に関する調整)

第二十八条 広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終了した後でなければ全国延長給付、個別延長給付及び訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者については、当該全国延長給付が終了した後でなければ個別延長給付及び訓練延長給付は行わず、個別延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付が終了した後でなければ訓練延長給付は行わない。

2 個別延長給付又は訓練延長給付を受けている受給資格者については広域延長給付又は全国延長給付が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について個別延長給付又は訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者については広域延長給付が行われることとなつたときは、広域延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項に規定する各延長給付を順次受ける受給資格者に係る

基本手当を支給する日数、受給期間その他これらの延長給付についての調整に必要事項は、政令で定める。

(給付日数を延長した場合の給付制限)

第二十九条 個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

2 前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

(支給方法及び支給期日)

第三十条 基本手当は、労働省令で定めるところにより、四週間に一回、失業の認定を受けた日分を支給するものとする。ただし、労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について別段の定めをすることができる。

2 公共職業安定所長は、各受給資格者について基本手当を支給すべき日を定め、その者に通知するものとする。

(未支給の基本手当)

第三十一条 受給資格者が死亡した場合において、その者に支給されるべき基本手当でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の基本手当の支給を請求することができる。

2 前項の規定により、受給資格者が死亡したた

め失業の認定を受けることができなかつた期間に係る基本手当の支給を請求する者は、労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について失業の認定を受けなければならない。

3 第一項の受給資格者が第十九条第一項の規定に該当する場合には、第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者は、労働省令で定めるところにより、同条第一項の収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならぬ。

4 第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

5 第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
(給付制限)

第三十二条 受給資格者(個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。)が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。
二 就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することをする場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

四 職業安定法第二十条(第二項ただし書を除

く。)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

五 その他正当な理由があるとき。

2 受給資格者が、正当な理由がなく、労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十三条 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、第二十一条の規定による期間の満了後一箇月以上二箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

2 受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十四条 偽りその他不正の行為により失業給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づく基本手当を支給する。

3 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二

条第二項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4 受給資格が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

(返還命令等)
第三十五条 偽りその他不正の行為により基本手当の支給を受けた者があつた場合には、政府は、その者に対して、支給した基本手当の全部又は一部を返還することを命ずることができる。また、労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた基本手当の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの届出、報告又は証明をしたためその基本手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に對し、その基本手当の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による基本手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 徴収法第二十六条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

第二款 技能習得手当及び寄宿手当
第三十六条 技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2 寄宿手当は、受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、そ

の者により生計を維持されている同居の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五十八条第二項において同じ。)と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給する。

3 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、技能習得手当及び寄宿手当を支給しない。

4 技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、労働省令で定める。

第三十一条第一項、第四項及び第五項、第三十四条第一項及び第二項並びに前条の規定は、技能習得手当及び寄宿手当について準用する。

第三款 傷病手当
第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出現し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項の規定による期間内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日(疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る)について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

2 前項の認定は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が行う。

3 傷病手当の日額は、第十六条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

4 傷病手当を支給する日数は、第一項の認定を受けた受給資格者の所定給付日数から当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差し引いた日数とする。

5 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、傷病手当を支給しない。

(第三十四条及び第三十五条の規定を除く。)の適用については、当該傷病手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。

7 傷病手当は、労働省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた日分を、当該職業に就くことができない理由がやんだ後最初に基本手当を支給すべき日(当該職業に就くことができない理由がやんだ後において基本手当を支給すべき日がない場合には、公共職業安定所長の定める日)に支給する。ただし、労働大臣は、必要があると認めるときは、傷病手当の支給について別段の定めをすることが出来る。

8 第一項の認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法、大正十一年法律第七十号、第四十五条の規定による傷病手当金、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十六条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による休業補償給付又は休業給付その他これらに相当する給付であつて法令(法令の規定に基づく条例又は規約を含む。)により行われるもののうち政令で定めるものの支給を受けることができる場合には、傷病手当は、支給しない。

9 第十九条、第二十一条、第三十一条、第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定は、傷病手当について準用する。この場合において、第十九条及び第三十一条第二項中「失業の認定」とあるのは、「第三十七条第一項の認定」と読み替へるものとする。

第三節 短期雇用特例被保険者の求職者給付

(短期雇用特例被保険者)
第三十八条 被保険者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。)が失業した場合には、この節の定めるところにより、特例一時金を支給する。

一 季節的に雇用される者(次号に掲げる者を除く。)

二 短期の雇用(同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が一年未満である雇用をいう。)(に就くことを常態とする者)

2 被保険者が前項各号に掲げる者に該当するかどうかの確認は、労働大臣が行う。

3 短期雇用特例被保険者に關しては、前節及び次節の規定は、適用しない。

(特例受給資格)
第三十九条 特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間(当該一年間に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった短期雇用特例被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を一年に計算した期間)その期間が四年を超えるときは、四年間(に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。

2 前項の規定により特例一時金の支給を受けることができる資格(以下「特例受給資格」という。)を有する者(以下「特例受給資格者」という。)(が次条第二項の規定による期間内に特例一時金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合(新たに第十四条第二項第一号に規定する受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。)(において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第二項の認定を受けたときは、その者は、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることができる。

(特例一時金)
第四十条 特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の五十日分(次項の認定があつた日から

同項の規定による期間の最後の日までの日数が五十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分)とする。

2 特例一時金の支給を受けようとする特例受給資格者は、離職の日の翌日から起算して六箇月を経過する日までに、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。

3 第二十一条、第三十一条第三項を除く。、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第三項まで及び第三十五条の規定は、特例一時金について準用する。この場合において、第二十一条中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格」とあるのは「特例受給資格」と、第三十一条第一項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、同条第二項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、同条第三項中「受給資格」とあるのは「特例受給資格」と、同条第四項中「受給資格」とあるのは「特例受給資格」とそれぞれ読み替へるものとする。

(公共職業訓練等を受ける場合)
第四十一条 特例受給資格者が、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等(その期間が政令で定める期間に達しないものを除く。)(を受ける場合には、第十条第三項及び前二条の規定にかかわらず、特例一時金を支給しないものとし、その者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、前節に定める

ところにより、求職者給付を支給する。

2 前項の特例受給資格者は、当該特例受給資格に係る被保険者となつた日以前に第二十九条第一項又は第三十四条第一項の規定により基本手当の支給を受けることができないこととされている場合においても、前項の規定により求職者給付の支給を受けることができる。

第四節 日雇労働被保険者の求職者給付(日雇労働者)
第四十二条 この節において日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者(次条第二項の認可を受けた者を除く。)(をいう。

一 日々雇用される者

二 三十日以内の期間を定めて雇用される者(日雇労働被保険者)

第四十三条 被保険者である日雇労働者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの及び第六条第一号の認可を受けたもの(以下「日雇労働被保険者」という。)(が失業した場合には、この節の定めるところにより、日雇労働求職者給付金を支給する。

一 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域(労働大臣が指定する区域を除く。)(又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、労働大臣が指定するもの(以下この項において「適用区域」という。)(に居住し、適用事業に雇用される者

二 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者

三 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて労働大臣が指定したものに雇用される者

2 日雇労働被保険者が前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合において、労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その

者は、引き続き、日雇労働被保険者となること
ができる。

3 前二月の各月において十八日以上同一の事業
主の適用事業に雇用された日雇労働被保険者が
前項の認可を受けなかつたため、日雇労働被保
険者とされなくなつた最初の月に離職し、失業
した場合には、その失業した月の間における日
雇労働求職者給付金の支給については、その者
を日雇労働被保険者とみなす。

4 日雇労働被保険者に關しては、第六條(第二号
に關する)及び第七條から第九條まで並びに前二
節の規定は、適用しない。

(日雇労働被保険者手帳)

第四十四條 日雇労働被保険者は、労働省令で定
めるところにより、公共職業安定所において、
日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければなら
ない。

(日雇労働求職者給付金の受給資格)

第四十五條 日雇労働求職者給付金は、日雇労働
被保険者が失業した場合において、その失業の
日の属する月の前二箇月に、その者について、
徴収法第十條第二項第四号の印紙保険料以下
「印紙保険料」といふが通算して二十八日分以上
上納付されているときに、第四十七條から第五
十二條までに定めるところにより支給する。

第四十六條 前條の規定により日雇労働求職者給
付金の支給を受けることができる者が第十五條
第一項に規定する受給資格者である場合におい
て、その者が、基本手当の支給を受けたときは
その支給の対象となつた日については日雇労働
求職者給付金を支給せず、日雇労働求職者給付
金の支給を受けたときはその支給の対象となつ
た日については基本手当を支給しない。

(日雇労働被保険者に係る失業の認定)

第四十七條 日雇労働求職者給付金は、日雇労働
被保険者が失業している日(失業していること
についての認定を受けた日に限る。第五十四條
第一号において同じ。)について支給する。

2 前項の失業していることについての認定(以

下この節において「失業の認定」といふ。)を受け
ようとする者は、労働省令で定めるところによ
り、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みを
しなければならぬ。

3 労働大臣は、必要があると認めるときは、前
項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者に係
る失業の認定について別段の定めをすることが
できる。

(日雇労働求職者給付金の日額)

第四十八條 日雇労働求職者給付金の日額は、次
の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

一 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、
徴収法第二十二條第一項第一号に掲げる額
(その額が同條第二項又は第四項の規定により
変更されたときは、その変更された額)の印紙
保険料(以下「第一級印紙保険料」といふ)が
二十四日分以上であるとき、二千七百円(そ
の額が次條第一項の規定により変更されたと
きは、その変更された額)

二 次のいずれかに該当するとき、千七百七
十円(その額が次條第一項の規定により変更
されたときは、その変更された額)
イ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、
第一級印紙保険料及び徴収法第二十二
條第一項第二号に掲げる額(その額が同條
第二項又は第四項の規定により変更された
ときは、その変更された額)の印紙保険料
(以下「第二級印紙保険料」といふ)が二十
四日分以上であるとき(前号に該当すると
きを除く)。

ロ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、
第一級印紙保険料及び第二級印紙保険
料が二十四日分未満である場合において、
第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保
険料の納付額との合計額に、徴収法第二十
二條第一項第三号に掲げる額(その額が同
條第二項又は第四項の規定により変更され
たときは、その変更された額)の印紙保険料

(次條第二項及び第五十四條において「第三
級印紙保険料」といふ。)の納付額のうち二
十四日から第一級印紙保険料及び第二級印
紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相
当する日数分の額を加算した額を二十四で
除して得た額が第二級印紙保険料の日額以
上であるとき。

三 前二号のいずれにも該当しないとき、千
百六十円(その額が次條第一項の規定により
変更されたときは、その変更された額)

(日雇労働求職者給付金の日額の自動的変更)
第四十九條 労働大臣は、日雇労働者の賃金水準
の変動等により、毎月における前條第一号に定
める額の日雇労働求職者給付金(以下この條及
び第五十四條において「第一級給付金」といふ)の
支給を受ける者の数(以下この條において「第
一級受給者数」といふ)に前條第二号に定める
額の日雇労働求職者給付金(以下この條及び第
五十四條において「第二級給付金」といふ)の支
給を受ける者の数(以下この條において「第二級
受給者数」といふ)の二つの一に相当する数を
加えた数と前條第三号に定める額の日雇労働求
職者給付金(以下この條及び第五十四條におい
て「第三級給付金」といふ)の支給を受ける者の
数(以下この條において「第三級受給者数」とい
ふ)に第二級受給者数の二つの一に相当する数
を加えた数との比率が著しく不均衡となるに
至つた場合において、その状態が継続すると認め
るときは、第一級給付金の日額、第二級給付金
の日額及び第三級給付金の日額並びに徴収法第
二十二條第一項に規定する印紙保険料の額の区
分に係る賃金の日額(その額がこの項の規定に
より変更されたときは、その変更された額。次
項において「等級区分日額」といふ。)を、次項及
び第三項に定めるところにより、変更すること
ができる。

2 前項の場合において、第一級受給者数に第二
級受給者数の二つの一に相当する数を加えた数
が第三級受給者数に第二級受給者数の二つの一
に相当する数を加えた数を著しく上回り、同項
に規定する比率が著しく不均衡となつたとき
は、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日
額並びに等級区分日額のうち第二級印紙保険料
と第三級印紙保険料との区分に係る賃金の日額
(以下この條において「二級・三級印紙保険料区
分日額」といふ)は、それぞれ、従前の第一級
給付金の日額及び第二級給付金の日額並びに等
級区分日額のうち第一級印紙保険料と第二級
印紙保険料との区分に係る賃金の日額(以下こ
の條において「一級・二級印紙保険料区分日額」
といふ)に相当する額に引き上げ、第一級給付
金の日額及び一級・二級印紙保険料区分日額
は、第二級給付金の日額を引き上げた比率に応
じて、引き上げるものとする。

3 第一項の場合において、第三級受給者数に第
二級受給者数の二つの一に相当する数を加えた
数が第一級受給者数に第二級受給者数の二つの
一に相当する数を加えた数を著しく上回り、同
項に規定する比率が著しく不均衡となつたとき
は、第一級給付金の日額及び第二級給付金の日
額並びに一級・二級印紙保険料区分日額は、そ
れぞれ、従前の第二級給付金の日額及び第三級
給付金の日額並びに二級・三級印紙保険料区分
日額に相当する額に引き下げ、第三級給付金の
日額及び二級・三級印紙保険料区分日額は、第
二級給付金の日額を引き下げた比率に応じて、
引き下げるものとする。

4 徴収法第二十二條第五項の規定により同條第
二項に規定する第一級印紙保険料日額、第二級印
紙保険料日額及び第三級印紙保険料日額の変更があつた場
合には、労働大臣は、その変更があつた日から
一年を経過した日の前日(その前日に当該変更
に關して国会の議決があつた場合には、その議
決のあつた日の前日)までの間は、第一項の規定
による第一級給付金の日額、第二級給付金の日
額及び第三級給付金の日額並びに一級・二級印
紙保険料区分日額及び二級・三級印紙保険料区
分日額の変更を行うことができない。

(日雇労働者給付金の支給日数等)
第五十条 日雇労働者給付金は、日雇労働者給付金が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前一月間に、その者について印紙保険料が通算して二十八日分納付されているときは、通算して十三日分を限度として支給し、その者について印紙保険料が通算して二十八日分を超えて納付されているときは、通算して、二十八日分を超えて四日分ごとに一日を十三日に加えて得た日数分を限度として支給する。ただし、その月において通算して十七日分を超えては支給しない。

2 日雇労働者給付金は、各週(日曜日から土曜日まで)の七日をいう。につき日雇労働者給付金が職業に就かなかつた最初の日については、支給しない。
(日雇労働者給付金の支給方法等)
第五十一条 日雇労働者給付金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日に支給するものとする。

2 労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働者給付金の支給について別段の定めをすることができ

3 第三十一条(第三項を除く。)の規定は、日雇労働者給付金について準用する。この場合において、同条第一項中「受給資格者」とあるのは「日雇労働者給付金の支給を受けることができる者」と、同条第二項中「受給資格者」とあるのは「日雇労働者給付金の支給を受けることができる者」と、「失業の認定」とあるのは「第四十七条第二項の失業の認定」と読み替へるものとする。

(給付制限)
第五十二条 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに

該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

三 職業安定法第二十条第一項ただし書を除く。の規定に該当する事務所に紹介されたとき。

四 その他正当な理由があるとき。

2 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者についての前項各号のいずれかに該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

3 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により失業給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、その支給を受け、又は受けようとした月及びその月の翌月から三箇月間は、日雇労働者給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、日雇労働者給付金の全部又は一部を支給することができる。

4 第三十五条の規定は、日雇労働者給付金について準用する。
(日雇労働者給付金の特例)
第五十三条 日雇労働者給付金が失業した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その者は、公共職業安定所長に申し出て、次条に定める日雇労働者給付金の支給を受けることができる。

一 継続する六月間に当該日雇労働者給付金に就いて印紙保険料が各月十一日以上、かつ、通算して八十四日以上納付されていること。

二 前号に規定する継続する六月間(以下「基礎期間」という。)のうち後の五月間に第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けていないこと。

三 基礎期間の最後の月の翌月以後二月間(申

出をした日が当該二月の期間内にあるときは、同日までの間)に第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けていないこと。

2 前項の申出は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内に行わなければならない。

第五十四条 前条第一項の申出をした者に係る日雇労働者給付金の支給については、第四十八条及び第五十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 日雇労働者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内の失業している日について、通算して六十日分を限度とする。

二 日雇労働者給付金の額は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額とする。

イ 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料が七十二日分以上であるとき。第一級給付金の日額
ロ 次のいずれかに該当するとき。第二級給付金の日額
(1) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分以上であるとき。イに該当するときは除く。
(2) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保険料の納付額との合計額に、第三級印紙保険料の納付額のうち七十二日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を七十二で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

ハ イ又はロに該当しないとき。第三級給付金の日額

第五十五条 基礎期間の最後の月の翌月以後二月の期間内に第五十三条第一項の申出をした者については、当該二月を経過する日までは、第四十五条の規定による日雇労働者給付金は、支給しない。

2 第五十三条第一項の申出をした者が、基礎期間の最後の月の翌月から起算して第三月目又は第四月目に当たる月において、第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたときは当該日雇労働者給付金の支給の対象となつた日については前条の規定による日雇労働者給付金を支給せず、同条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたときは当該日雇労働者給付金の支給の対象となつた日については第四十五条の規定による日雇労働者給付金を支給しない。

3 前条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けた者がその支給を受けた後に第五十三条第一項の申出をする場合における同項第二号の規定の適用については、その者は、第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたものとみなす。

4 第四十六条第四十七条第五十条第二項第五十一条及び第五十二条の規定は、前条の規定による日雇労働者給付金について準用する。
(日雇労働者給付金の特例)
第五十六条 日雇労働者給付金が二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後において離職した場合には、その二月を第十四条の規定による被保険者期間の二箇月として計算することができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによつて第十四条第二項第一号に規定する受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定す

る。

る賃金日額を算定する場合には、その二月の各月において納付された印紙保険料の額を労働省令で定める率で除して得た額をそれぞれその各月に支払われた賃金額とみなす。

第五節 就職促進給付

(常用就職支度金)

第五十七条 常用就職支度金は、受給資格者、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないもの(以下「特例一時金受給者」という。)を含む。以下同じ。又は日雇受給資格者(第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として政令で定めるものが安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が政令で定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

2 受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。)が、安定した職業に就いた日前三年以内の就職について常用就職支度金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、常用就職支度金は、支給しない。

3 常用就職支度金の額は、第十六条の規定による基本手当の日額(特例受給資格者については、その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額とし、日雇受給資格者については、第四十八条又は第五十四条第二号の規定による日雇労働者給付金の日額とする。)に三十を乗じて得た額を限度として労働省令で定める額とする。

(移転費)

第五十八条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

2 移転費の額は、受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に通常要する費用を考慮して、労働省令で定める。

第六十一条 第三十一条第一項、第四項及び第五項並びに第三十五条の規定は、就職促進給付について準用する。この場合において、第三十一条第二項中「受給資格者」とあるのは、「就職促進給付の支給を受けることができる者」と読み替へるものとする。

2 前項各号に掲げる事業の実施に必要となる基準は、労働省令で定める。

第五十九条 広域求職活動費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合において、公共職業安定所長が労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者以下この章において「被保険者等」という。に關し、雇用状態の是正、失業の予防その他雇用構造の改善を図るため、雇用改善事業として、次の事業を行うことができる。

一 職業訓練施設(公共職業訓練施設)の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。を設置し、又は運営すること及び公共職業訓練施設を設置し、又は運営する都道府県に對して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

第六十条 偽りその他の不正の行為により失業給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、就職促進給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、就職促進給付の全部又は一部を支給することができる。

二 事業主に對して、雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転による雇用機会の増大、季節的に失業する者が多数居住する地域における通年雇用の促進その他地域的な雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

三 求職者及び退職を予定する者に對して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習(第五号において「職業講習」という。)並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格又は特例受給資格を取得した場合に、同項の規定にかかわらず、その受給資格又は特例受給資格に基づく就職促進給付を支給する。

三 事業主に對して、産業構造の変化に伴い特定の産業から一時に多数発生した離職者の雇入れの促進その他産業間の雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うこと。

四 職業人としての資質の向上その他職業に關する教育訓練を受ける労働者に有給休暇(労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇)として与えられるものを除く。を与える事業主に對して、必要な助成及び援助を行うこと。

3 第一項に規定する者であつて、第五十二条第三項(第五十五条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により日雇労働者給付金の支給を受けることができないう者となつたものが、その支給を受けることができないう期間を経過した後において、日雇受給資格者である場合又は日雇受給資格者となつた場合には、第一項の規定にかかわらず、その日雇受給資格者たる資格に基づく就職促進給付を支給する。

四 事業主に對して、景気の変動、国際経済事情の急激な変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を行うこと。

五 職業訓練(公共職業訓練施設)の行うものに限る。以下この号において同じ。又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及び

4 第一項に規定する者(第五十二条第三項の規定により日雇労働者給付金の支給を受けることができる者となつて、その者を除く。)が新たに日雇受給資格者となつた場合には、第一項

五 前各号に掲げるもののほか、雇用構造の改善を図るために必要な事業であつて、労働省

五 職業訓練(公共職業訓練施設)の行うものに限る。以下この号において同じ。又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及び

びその雇用する労働者に職業訓練を受けさせる事業主(当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。)に対し、必要な助成を行うこと。

六 技能検定の実施に要する経費を負担すること及び技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 前項各号に掲げる事業の実施に必要となる基準については、同項第二号の規定による都道府県に対する経費の補助に係るものにあつては政令で、その他の事業に係るものにあつては労働省令で定める。

3 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

(雇用福祉事業)

第六十四条 政府は、被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他これらの者の福祉の増進を図るため、雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一 就職に伴いその住居を移転する者のための宿舍を設置し、及び運営すること。

二 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談その他の援助を行うこと並びに当該援助のための施設を設置し、及び運営すること。

三 教養、文化、体育又はレクリエーションの施設その他の福祉施設を設置し、及び運営すること。

四 求職者の就職のため、資金の貸付け、身元保証その他必要な援助を行うこと。

五 労働者の職業に対する適応性その他職業の安定に関する調査、研究及び資料の整備を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 前条第三項の規定は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部の実施について準用する。

(事業等の利用)

第六十五条 前三条の事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

第五章 費用の負担

(国庫の負担)

第六十六条 国庫は、次の各号に掲げる区分によつて、求職者給付に要する費用の一部を負担する。

一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

2 前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超え、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額(以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。)

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率(その率が徴収法第十二条第五項の規定により変更され

たときは、その変更された率。以下この条において同じ。)に應ずる部分の額(徴収法第十一條の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢労働者免除額(徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。)を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から高年齢労働者免除額を減じた額)

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三の率を雇用保険率で除して得た率(次項及び第六十八条第一項において「三事業率」という。)を乗じて得た額

4 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額(その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額)を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額

ロ イの額に相当する額に前項第二号に掲げる労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に三事業率を乗じて得た額を減じた額

二 支給した日雇労働求職者給付金の総額の三分の二に相当する額

5 国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

第六十七条 第二十五條第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一を負担する。

この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、一般保険料の額を超える場合には「とあるのは」一般保険料の額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には「と読み替へるものとする。

(保険料)

第六十八條 雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に三事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に三事業率を乗じて得た額は、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てるものとする。

第六章 不服申立て及び訴訟

(不服申立て)

第六十九條 第九條の規定による確認、失業給付に関する処分又は第三十五條第一項若しくは第三十六條第五項、第三十七條第九項、第四十條第三項、第五十二條第四項(第五十五條第四項において準用する場合を含む。)及び第六十一條において準用する場合を含む。)の規定による処分不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中

断に關しては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)(及び第五節の規定を適用しない。)(不服理由の制限)

第七十条 第九条の規定による確認に關する処分が確定したときは、当該処分についての不服を当該処分に基づく失業給付に關する処分についての不服の理由とすることができない。

(不服申立てと訴訟との關係)
第七十一条 第六十九条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に對する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第七章 雜則

(中央職業安定審議會への諮問)

第七十二条 労働大臣は、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第五十七条第一項の基準又は同項の就職が困難な者を政令で定めようとするとき、第二十三条、第二十条第一項又は第二十二條第一項第二号の理由を労働省令で定めようとするとき、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項、第三十三條第二項、第三十五条第一項(第三十六條第五項、第三十七條第九項、第四十条第三項、第五十二條第四項(第五十五條第四項において準用する場合を含む。))及び第六十一条において準用する場合を含む。)(又は第五十二条第二項(第五十五條第四項において準用する場合を含む。))の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に關する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議會の意見を聴かなければならない。

2 中央職業安定審議會は、労働大臣の諮問に應ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に關し、関係行政庁に建議し、又はその報告を求めることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第七十三条 事業主は、労働者が第八條の規定による確認の請求をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(時効)

第七十四条 失業給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第三十五条第一項又は第二項(第三十六条第五項、第三十七條第九項、第四十条第三項、第五十二條第四項(第五十五條第四項において準用する場合を含む。))及び第六十一条において準用する場合を含む。)(の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(戸籍事項の無料証明)

第七十五条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)(は、行政庁又は失業給付の支給を受ける者に對して、当該市(特別区を含む。)(町村の条例の定めるところにより、失業給付の支給を受ける者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。)(報告等)

第七十六条 行政庁は、労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者等を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に對して、この法律の施行に關して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができ、

2 離職した者は、労働省令で定めるところにより、従前の事業主又は当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として求職者給付の支給を受けるために必要な証明書の交付に關する事務を処理する労働保険事務組合に對して、求職者給付の支給を受けるために必要な証明書の交付を請求することができる。その請求があつたとき

きは、当該事業主又は労働保険事務組合は、その請求に係る証明書を交付しなければならぬ。

第七十七条 行政庁は、被保険者、受給資格者等又は未支給の失業給付の支給を請求する者に對して、この法律の施行に關して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができ、

(診断)

第七十八条 行政庁は、求職者給付の支給を行うため必要があると認めるときは、第十五條第四項第一号の規定により同条第二項に規定する失業の認定を受け、若しくは受けようとする者、第二十條第一項の規定による申出をした者又は傷病手当の支給を受け、若しくは受けようとする者に對して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(立入検査)

第七十九条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者若しくは受給資格者等を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に對して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しななければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置の命令への委任)

第八十条 この法律に基づき政令又は労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律に基づき、労働大臣が基本手当日額表その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

(権限の委任)

第八十一条 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。(労働省令への委任)

第八十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

第八章 罰則

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

一 第七條の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合

二 第七十三条の規定に違反した場合

三 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

四 第七十六条第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

五 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十四条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

一 第七條の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合

二 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三 第七十六条第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

四 第七十九条第一項の規定による当該職員の

質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十五条 被保険者、受給資格者等又は未支給の失業給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二 第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 第七十九条第一項の規定による当該職員の間質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十六条 法人（法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその労働保険事務組合を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、附則第二十一条の規定は、同年一月一日から施行する。

（失業保険法の廃止）
第二条 失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）は、廃止する。
（適用範囲に関する暫定措置）

第三条 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を除く。）であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五十一条第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

2 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものとし、徴収法附則第二条又は第三条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業は、第五十一条第一項に規定する適用事業に含まれるものとする。

（被保険者に関する届出等に関する経過措置）
第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生した事項につき附則第二条の規定による廃止前の失業保険法（以下「旧法」という。）第八十一条の規定により届け出なければならぬこととされてきた事項の届出については、なお従前の例による。

2 旧法第五条に規定する被保険者（以下「旧被保険者」という。）となつたこと又は旧被保険者でなくなつたことの確認及びその確認の請求については、なお従前の例による。

3 施行日の前日に旧被保険者であつた者であつて、引き続き同一の事業主に雇用され、施行日に第四十一条第一項に規定する被保険者（以下「新被保険者」という。）となつたもの（以下「継続雇用被保険者」という。）のうち、既に旧法第十条の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けているもの（前項の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けた者を含む。）については、施行日（前項の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けた日）に、新被保険者となつたこと（第九十一条の規定による確認がされたものとみなす。）

（被保険者期間に関する経過措置）
第五条 旧被保険者であつた者であつて新被保険者となつたものに関するこの法律の規定の適用については、旧法の規定による被保険者期間（施行日前に旧法第十五条第一項の規定に該当するに至つた場合における離職の日以前の被保険者期間は除く。）は、第十四条第一項の規定による被保険者期間とみなす。

2 継続雇用被保険者（施行日に短期雇用特例被保険者となつた者を除く。）のうち、昭和五十年四月における喪失応当日（第十四条第一項に規定する喪失応当日をいう。以下この条において同じ。）が同月一日（以下この条において「基準日」という。）以外の日である者同月に新被保険者でなくなつた者を含む。）に関する第十四条第一項の規定の適用については、基準日を基準日の属する月の前月における喪失応当日とみなす。

3 前項の規定により基準日を喪失応当日とみなされた者のうち、昭和五十年四月における喪失応当日（同月に新被保険者でなくなつた者については、当該新被保険者でなくなつた日の前日から基準日までさかのぼつた期間が第十四条第一項の規定による被保険者期間の一箇月として計算された者）に関する第十四条第一項の規定の適用については、当該一箇月として計算された被保険者期間は、同項に規定する被保険者期間に算入しない。

第六条 短期雇用特例被保険者が当該短期雇用特例被保険者でなくなつた場合（引き続き同一事業主に被保険者として雇用される場合を除く。）における当該短期雇用特例被保険者となつた日（以下この条において「資格取得日」という。）から当該短期雇用特例被保険者でなくなつた日（以下この条において「資格喪失日」という。）の前日までの間の短期雇用特例被保険者であつた期間についての第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。この場合において、同項本文中「十四日」とあるのは、「十一日」とする。

（旧法に規定する受給資格に関する経過措置）
第七条 旧法第十五条第一項の規定に該当する者に係る受給資格は、第十四条第二項第一号に規定する受給資格とみなす。

2 前項の受給資格を有する者に対する第三章の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第十五条第三項の規定の適用については、同項中「離職後最初に出頭した日」とあるのは、「旧失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第十六条第二項（附則第九条第一項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により最後に失業の認定を行つた日の翌日」とする。

二 前項の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日が施行日前である者に係る基本手当又は傷病手当の日額については、第十六条の規定による基本手当の日額が旧法第十七条の規定による失業保険金の日額（施行日の前日において旧法第二十七條第一項に規定する扶養親族があり、施行日以後最初に第十五条第二項に規定する失業の認定を受ける日までにその旨を公共職業安定所に届け出た者については、その失業保険金の日額に届出に係る扶養親族について旧法第二十七條の規定によりその者に支給される扶養手当の日額を加算した額。以下この号において同じ。）を下回ることとなるときは、第十六条又は第三十七條第三項の規定にかかわらず、旧法第十七條の規定による失業保険金の日額に相当する額とする。

三 第二十條の規定の適用については、同条第三

つては、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。この場合において、同項本文中「十四日」とあるのは、「十一日」とする。

（旧法に規定する受給資格に関する経過措置）
第七条 旧法第十五条第一項の規定に該当する者に係る受給資格は、第十四条第二項第一号に規定する受給資格とみなす。

2 前項の受給資格を有する者に対する第三章の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第十五条第三項の規定の適用については、同項中「離職後最初に出頭した日」とあるのは、「旧失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第十六条第二項（附則第九条第一項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により最後に失業の認定を行つた日の翌日」とする。

二 前項の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日が施行日前である者に係る基本手当又は傷病手当の日額については、第十六条の規定による基本手当の日額が旧法第十七条の規定による失業保険金の日額（施行日の前日において旧法第二十七條第一項に規定する扶養親族があり、施行日以後最初に第十五条第二項に規定する失業の認定を受ける日までにその旨を公共職業安定所に届け出た者については、その失業保険金の日額に届出に係る扶養親族について旧法第二十七條の規定によりその者に支給される扶養手当の日額を加算した額。以下この号において同じ。）を下回ることとなるときは、第十六条又は第三十七條第三項の規定にかかわらず、旧法第十七條の規定による失業保険金の日額に相当する額とする。

三 第二十條の規定の適用については、同条第三

つては、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。この場合において、同項本文中「十四日」とあるのは、「十一日」とする。

（旧法に規定する受給資格に関する経過措置）
第七条 旧法第十五条第一項の規定に該当する者に係る受給資格は、第十四条第二項第一号に規定する受給資格とみなす。

2 前項の受給資格を有する者に対する第三章の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第十五条第三項の規定の適用については、同項中「離職後最初に出頭した日」とあるのは、「旧失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第十六条第二項（附則第九条第一項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により最後に失業の認定を行つた日の翌日」とする。

二 前項の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日が施行日前である者に係る基本手当又は傷病手当の日額については、第十六条の規定による基本手当の日額が旧法第十七条の規定による失業保険金の日額（施行日の前日において旧法第二十七條第一項に規定する扶養親族があり、施行日以後最初に第十五条第二項に規定する失業の認定を受ける日までにその旨を公共職業安定所に届け出た者については、その失業保険金の日額に届出に係る扶養親族について旧法第二十七條の規定によりその者に支給される扶養手当の日額を加算した額。以下この号において同じ。）を下回ることとなるときは、第十六条又は第三十七條第三項の規定にかかわらず、旧法第十七條の規定による失業保険金の日額に相当する額とする。

一項中「当該一年の期間内」とあるのは、「昭和五十年四月一日から当該受給資格に係る離職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。

四 第二十条第一項の規定による期間内の失業している日については基本手当を支給することができ、第二十条の規定にかかわらず、旧法第二十条及び第二十条の二の規定により受給期間内において失業保険金を支給することができる日数から旧法の規定により失業保険金及び傷病給付金(旧法第二十三条第二項の規定により支給があつたことみなされた失業保険金並びに附則第九条第一項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る失業保険金及び傷病給付金を含む。)の支給を受けた日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。

五 第二十三条の規定は、適用しない。
六 第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十七条第一項及び第三十七条第四項の規定の適用については、これらの規定中「所定給付日数」とあるのは、「附則第七條第二項第四号の規定による基本手当を支給することができる日数」とする。

七 施行日前に旧法の規定により公共職業安定所が行つた公共職業訓練等を受けることの指示は、この法律の規定により公共職業安定所長が行つた公共職業訓練等を受けることの指示とみなす。

八 旧法第二十条の五第一項、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二條第一項又は第二十三條第一項(旧法第二十五條第四項、第二十六條第十一項又は第二十七條第五項において準用する場合を含む。)の規定(附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)によりされた給付に關する処分は、それぞれ、第二十九條第一項、第三十二條第一項若しくは第二項、第三十三條第一項又は第三十四條第一項(第三十六條

第五項又は第三十七條第九項において準用する場合を含む。)の規定によりされた給付に關する処分とみなす。

九 第五十七條第三項の規定の適用については、同項中「第十六條の規定」とあるのは、「第十六條又は附則第七條第二項第二号の規定」とする。

(基本手当の給付日数の延長措置に關する経過措置)

第八條 施行日の前日において旧法第二十条の四第一項の規定による措置が決定されてた地域について、施行日に第二十五條第一項の規定による措置が決定された場合においては、当該地域に係る旧法第二十条の四第一項の規定による措置及び同項の規定による認定を受けた受給資格者は、それぞれ、第二十五條第一項の規定により決定された措置及び同項の規定により認定を受けた受給資格者とみなして基本手当を支給する。

2 炭鉱離職者臨時措置法昭和三十四年法律第百九十九號(第三條の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動をする)を命じた場合には、第二十五條の規定の適用については、労働大臣が職業安定法第十九條の二に規定する職業紹介活動をする)を命じたものとみなす。

(旧法の規定による保険給付等に関する経過措置)

第九條 施行日前の期間に係る旧法の規定による保険給付、施行日前に就職するに至つた場合における旧法の規定による就職支度金及び施行日前に公共職業安定所の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更した場合における旧法の規定による移転費(以下「旧保険給付等」という。)の支給については、なお従前の例による。

2 旧法に規定する受給資格者が死亡したために旧法第十六條第一項の失業の認定又は旧法第二

十六條第二項の認定を受けることができなかつた場合におけるその者の配偶者その他旧法第十六條の二第一項又は第二十六條第三項に規定するその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に対する旧法の規定による失業保険金又は傷病給付金の支給については、なお従前の例による。

3 旧保険給付等については、旧法第二十条の五、第二十一条、第二十二條及び第二十三條(旧法第二十五條第四項、第二十六條第十一項、第二十七條第五項、第二十七條の三第五項又は第二十七條の四第三項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

(返還命令等に関する経過措置)

第十條 詐欺その他不正の行為によつて旧保険給付等の支給を受けた者並びに当該旧保険給付等の支給に關し虚偽の届出、報告又は証明をした事業主及び労働保険事務組合に対してするその支給した旧保険給付等の全部又は一部を返還すべきことの命令及び当該詐欺その他不正の行為によつて支給を受けた旧保険給付等に相当する額以下の金額を納付すべきことの命令については、なお従前の例による。

(短期雇用特例被保険者に関する経過措置)

第十一條 労働大臣は、継続雇用被保険者であつて、施行日に短期雇用特例被保険者となつたもの(次項において「継続雇用特例被保険者」という。)を雇用する事業主に、労働省令で定めるところにより、その雇用する短期雇用特例被保険者に關して必要な報告をすることを命ずることができる。

2 継続雇用特例被保険者が離職し、特例受給資格を取得した場合には、第十條第三項、第三十九條及び第四十條の規定にかかわらず、特例一時金を支給しないものとし、その者を第十五條第一項に規定する受給資格者とみなして、第三章第二節に定めるところにより、求職者給付を支給する。この場合において、その者に係る所定給付日数は、旧法第二十条及び第二十条の二

の規定がなおその効力を有するものとした場合に、これらの規定により受給期間内に失業保険金を支給することができる日数とする。

(旧法の規定による日雇労働被保険者等に関する経過措置)

第十二條 施行日前に旧法第三十八條の四第一項の認可を受けた者は、施行日に第六條第一号の認可を受けた者とみなす。

2 施行日前に旧法第三十八條の三第一項第一号の規定により労働大臣が指定した区域又は同項第三号の規定により労働大臣が指定した適用事業は、それぞれ第四十三條第一項第一号の規定により労働大臣が指定した区域又は同項第三号の規定により労働大臣が指定した適用事業とみなす。

3 施行日前に旧法第三十八條の五第二項ただし書の認可を受けた者は、施行日に第四十三條第二項の認可を受けた者とみなす。

4 施行日前に旧法第三十八條の三第二項又は第三十八條の四第二項の規定により交付された日雇労働被保険者手帳は、第四十四條の規定により交付された日雇労働被保険者手帳とみなす。

第十三條 旧法の規定による日雇労働被保険者であつた者についての施行日前の日に係る旧法の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

2 昭和五十年五月中の第四十七條第一項に規定する失業している日について支給する日雇労働求職者給付金に關する第四十八條第一号の規定の適用については、同号中「前一月間」とあるのは「昭和五十年四月」と、「二十四日分」とあるのは「十二日分」とする。

3 旧法第五章の規定により支給を受けた失業保険金(第一項に規定する失業保険金を含む。)は、第五十三條第一項の規定の適用については、この法律の規定により支給を受けた日雇労働求職者給付金とみなす。

4 施行日前に旧法第三十八條の九の二第一項の申出をした者は、第五十三條第一項の申出をし

た者とみなす。この場合において、その者が第五十四条第一号の規定により日雇労働者給付金の支給を受けることができる日数は、六十日から旧法第三十八条の九の三の規定による失業保険金(第一項に規定する失業保険金を含む。)の支給を受けた日数を差し引いた日数分を限度とする。

5 第五十三条第一項の申出をした者であつて、

昭和五十年四月	昭和五十年四月一日から同年三月三十一日までの期間	十二日分
昭和五十年五月	昭和五十年四月一日から同年五月三十一日までの期間	二十四日分
昭和五十年六月	昭和五十年四月一日から同年六月三十日までの期間	三十六日分
昭和五十年七月	昭和五十年四月一日から同年七月三十一日までの期間	四十八日分
昭和五十年八月	昭和五十年四月一日から同年八月三十一日までの期間	六十日分

6 旧法第三十八条の十第一項又は第二項(次項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定によりされた給付に関する処分は、第五十二條第一項又は第三項(第五十五條第四項において準用する場合を含む。)の規定によりされた給付に関する処分とみなす。

7 第一項に規定する失業保険金については、旧法第三十八条の十の規定は、なおその効力を有する。

8 旧法第三十八条の六の規定に該当する者又は旧法第三十八条の九の二第一項の申出をした者が死亡したために旧法第三十八条の九第三項の失業の認定を受けることができなかった場合におけるその者の配偶者その他同条第四項に規定するその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に対する旧法の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

(雇用改善事業等に関する経過措置)

第十四条 旧被保険者であつた者は、第四章の規定の適用については、新被保険者であつた者とみなす。

(国庫負担に関する経過措置)

第十五条 附則第九條第一項及び第二項の規定に

同項第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という。)が次の表の上欄に掲げる月であるものに対して支給する日雇労働者給付金に関する第五十四条第二号イの規定の適用については、同号イ中「基礎期間」とあるのは最終月の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、「七十二日分」とあるのは最終月の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和五十年四月	昭和五十年四月一日から同年三月三十一日までの期間	十二日分
昭和五十年五月	昭和五十年四月一日から同年五月三十一日までの期間	二十四日分
昭和五十年六月	昭和五十年四月一日から同年六月三十日までの期間	三十六日分
昭和五十年七月	昭和五十年四月一日から同年七月三十一日までの期間	四十八日分
昭和五十年八月	昭和五十年四月一日から同年八月三十一日までの期間	六十日分

より従前の例によることとされる旧保険給付等(就職支度金及び移転費を除く。以下この項において同じ。)は、第六十六條第一項及び第二項並びに第六十七條の規定の適用については、第六十六條第一項第一号に規定する求職者給付とみなす。この場合において、旧法第二十条の四第一項の措置に基づき支給された旧保険給付等は、第二十五條第一項の措置に基づき支給された求職者給付とみなす。

2 附則第十三條第一項又は第八項の規定により従前の例によることとされる旧法の規定による失業保険金は、第六十六條第一項又は第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する日雇労働者給付金とみなす。

3 次条の規定により徴収した旧法の規定による特別保険料がある会計年度については、第六十六條第二項中「一般保険料の額」とあるのは、「一般保険料の額と附則第十六條の規定により徴収した旧失業保険法昭和二十二年法律第百四十六号の規定による特別保険料の額との合計額」とする。

(旧法の規定による特別保険料に関する経過措置)

第十六条 施行日前に納付しなければならぬこととされていた旧法の規定による特別保険料及び当該特別保険料に係る徴収金については、なお従前の例による。

(不服申立てに関する経過措置)

第十七条 旧法の規定(これらの規定の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合を含む。)による処分であつて、旧法第四十条第一項に規定するものに対する不服申立て及び当該処分取消しの訴えについては、旧法第七章の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「失業保険審査官」とあるのは、「雇用保険審査官」とする。

2 旧法第十條(附則第四條第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による確認に関する処分は、第七十條の規定の適用については、第九條の規定による確認に関する処分とみなす。

(不利益取扱いの禁止に関する経過措置)

第十八条 旧法第九條附則第四條第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による確認の請求をしたことを理由とする労働者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止については、なお従前の例による。

(失業保険金等に係る時効等に関する経過措置)

第十九条 旧法の規定による保険給付に係る時効、受給権の譲渡及び差押えの禁止、公課の禁止並びに戸籍事項の無料証明については、なお従前の例による。

2 失業保険に関する書類に係る印紙税の非課税については、なお従前の例による。

(報告等に関する経過措置)

第二十条 旧法の規定(これらの規定の例によることとされる場合を含む。)に係る失業保険の施行に必要なる旧法第四十九條から第五十一條までにおいて規定する事項については、なお従前の例による。

(失業保険法の規定による福祉施設に関する暫定措置)

第二十一条 政府は、昭和五十年一月一日から施行日の前日までの間において、必要があるときは、失業保険法第二十七條の二第一項の規定による福祉施設として、事業主に対して、景気の変動、国際経済情勢の急激な変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を行うことができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十二條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた事項に関する施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(船員保険法の一部改正)

第一条 船員保険法昭和十四年法律第七十三号の一部を次のように改正する。

第四條第五項中「以下」の下に「本条及次条ニ於テ」を加える。

第三十三條ノ第三項中「一年ノ」を削る。

第三十三條ノ第五項中「二週間」を「四週間」に改める。

第三十三條ノ九第一項中「平均シタル額」の下に「(其ノ最後ノ月ノ報酬方法令又ハ労働協約若ハ就業規則ニ基ク昇給其ノ他之ニ準ズル報酬ノ増加ニ因リ其ノ前月ノ報酬ニ比シ多額トナリタルトキハ最後ノ月ニ於ケル標準報酬額トス以下本条ニ於テ給付基礎日額ト称ス)」を加え、ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

失業保険金ノ額ハ一日ニ付雇用保険法昭和四十九年法律第 号ニ依ル基本手当ノ日額トノ均衡ヲ考慮シ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キテ厚生大臣ノ定ムル失業保険金日額表

ニ於ケル給付基礎日額ノ区分ニ応ジ定メラレタル金額トス

第三十三条ノ九第四項中「百元」を「五百円」に、「標準報酬日額」を「給付基礎日額」に改め、同条第三項を削る。

第三十三条ノ十第一項中「失業保険金ノ支給ヲ受クル期間ハ」を「失業保険金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外」に、「一年間ノ限度トス」を「一年（当該一年ノ期間内ニ妊娠、出産、育児ノ他命令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ引続キ三十日以上職業ニ就クコトヲ得ザル者ガ海運局又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ旨ヲ申出タル場合ニ於テハ当該理由ニ因リ職業ニ就クコトヲ得ザル日数ヲ加ヘルモノトシ其ノ加ヘラレタル期間四年ヲ超ユルトキハ四年トス）ノ期間内ニ於テ第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル所定給付日数ニ相当スル日数分ヲ限度トシテ支給ス」に改め、同条第二項中「起算ス」を「起算スルモノトシ前ノ資格ニ基ク失業保険金ハ之ヲ支給セズ」に改める。

第三十三条ノ十二を次のように改める。

第三十三条ノ十一 失業保険金ヲ支給スベキ日数以下所定給付日数ト称スハ左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

一 当該失業保険金ニ係ル第三十三条ノ十第一項又ハ第二項ニ規定スル船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日（以下本条ニ於テ基準日ト称ス）ニ於テ四十五歳以上ナル者及当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ四十五歳未満ナル者ニシテ命令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ就職困難ナルモノ（二百四十日）

二 当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ三十三歳以上四十五歳未満ナル者（前号ニ規定スル理由ニ因リ就職困難ナル者ヲ除ク）百八十日

三 当該失業保険金ニ係ル基準日ニ於テ三十三歳未満ナル者（第一号ニ規定スル理由ニ因リ就職困難ナル者ヲ除ク）百一十日

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ当該失業保険金ニ係ル基準日迄船員（第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ）トシテ引続キ船舶所有者ニ使用セラレタル期間以下本項ニ於テ基準日前ノ使用期間ト称ス）一年未満ナルモノ（当該基準日前ノ使用期間ノ初日前一年ノ期間内ニ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタルコトアル者ニシテ当該基準日前ノ使用期間ト当該船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間中当該基準日前ノ使用期間ノ初日前ニ失業保険金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テハ当該失業保険金ニ係ル基準日以前ノ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ヲ除ク）ト通算シタル期間一年以上ナルモノヲ除クニ係ル所定給付日数ハ前項ノ規定ニ拘ラズ九十日トス第三十三条ノ十二の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ十二ノ二 海運局又ハ公共職業安定所ノ長ガ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ就職困難ナル者ト認メタル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ付テハ次項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数中当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三条ノ十第一項ニ規定スル期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ所定給付日数ニ満タザル場合ニ於テハ其ノ支給ヲ受ケタル日数トス以下本項、次条第一項及第三十三条ノ十三ノ二第一項ニ於テ之ニ同ジヲ超エテ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ政令ヲ以テ定ムル日数ノ限度トス

前項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給（以下個別延長給付ト称ス）ヲ受クル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項ノ規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル期間ニ前項後段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヲ加ヘタル期間トス

第三十三条ノ十三第一項中「一年」を「政令ヲ以テ定ムル期間」に、「前条第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ヲ支給スル日数」を「所定給付日数」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給（第三十三条ノ十三ノ三ニ於テ職業補導延長給付ト称ス）ヲ受クル者ガ第三十三条ノ十第一項ニ規定スル期間ヲ超エテ前項ノ規定ニ依ル職業補導延長給付トキハ其ノ者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ同条第一項ノ規定ニ拘ラズ当該職業補導延長給付終日迄の間トス第三十三条ノ十三の次に次の二条を加える。

第三十三条ノ十三ノ二 社会保険庁長官ハ失業ノ状況ガ全国的ニ著シク悪化シ政令ヲ以テ定ムル基準ニ該当スルニ至リタル場合ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ就職状況ニ照シ必要アリト認ムルトキハ其ノ指定スル期間内ニ限り第三項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル措置ヲ決定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ政令ヲ以テ定ムル日数ノ限度トス

社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル措置ヲ決定シタル後ニ於テ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ必要アリト認ムルトキハ同項ノ規定ニ依リ指定シタル期間（其ノ期間ガ本項ノ規定ニ依リ延長セラレタルトキハ其ノ延長セラレタル期間）ヲ延長スルコトヲ得

第一項ノ措置ニ基ク失業保険金ノ支給（以下全国延長給付ト称ス）ヲ受クル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項ノ規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル期間ニ第二項後段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヲ加ヘタル期間トス

社会保険庁長官ハ第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ決定シ又ハ第二項ノ規定ニ依リ期間ヲ延長セントスルトキハ予メ運輸大臣ニ協議スルモノトス

第三十三条ノ十三ノ三 全国延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該全国延長給付終日迄の間トス

非ザレバ個別延長給付及職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ個別延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該個別延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ

個別延長給付又ハ職業補導延長給付ヲ受クル者ニ付全国延長給付ガ為サルトキハ当該全国延長給付ガ為サル間ハ其ノ者ニ付個別延長給付又ハ職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ前二項ニ規定スルモノノ外第一項ニ規定スル各延長給付ヲ順次受クベキ者ニ係ル当該各延長給付ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三条ノ十四第一項中「二週間」を「四週間」に、「十四日分」を「二十八日分」に改める。

第三十三条ノ十六第一項中「第三十三条ノ十」を「第三十三条ノ十一」に改め、同条第三項中「第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル日数」を「所定給付日数」に改め、同条第四項中「第三十三条ノ十二第一項」を「第三十三条ノ十一第一項」に改める。

第五十二条ノ二第一項中「一月間」の下に「（個別延長給付又ハ全国延長給付ヲ受クル者ニ在リテハ当該延長給付ニ係ル期間ノ中其ノ拒ミタル日以後ノ期間トス）」を加え、同条第二号中「就職スル為」の下に「又ハ職業ノ補導ヲ受クル為」を加える。

第五十七条ノ三第一項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「職業ニ就ク為」の下に「又ハ海運局若ハ公共職業安定所ノ長ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受クル為」を加える。

（船員保険法の一部改正に伴フ経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係る失業保険金（船員保険法第三十三条ノ十六第一項の規定による給付を含む。）以下この条において同じ。）の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に船員保険法第三十三条ノ三第一項の規定に該当するに至つた後船員として船舶所有者に使用されなくなつた者（施行日前に海運

局又は公共職業安定所に求職の申込みをした者に限る。）であることにより支給される施行日以後の期間に係る失業保険金の額は、前条の規定による改正後の船員保険法（次項において「新船員保険法」という。）第三十三条ノ九第二項の規定による失業保険金の額が前条の規定による改正前の船員保険法第三十三条ノ九第二項の規定による失業保険金の額（施行日の前日において同条第三項に規定する配偶者又は子があり、施行日以後最初に失業の認定を受ける日まで）にその旨を海運局又は公共職業安定所の長に届け出た者については、その失業保険金の額に届出に係る配偶者又は子について同項の規定により加給すべき金額を加えた額。以下この項において同じ。）を下回ることとなるときは、同条第二項の規定による失業保険金の額に相当する金額とする。

3 施行日前に船員保険法第三十三条ノ三第一項の規定に該当するに至つた後船員として船舶所有者に使用されなくなつた者であることにより支給される施行日以後の期間に係る失業保険金については、次の各号に定めるところによる。

一 新船員保険法第三十三条ノ十第一項の規定の適用については、同項中「当該一年ノ期間内」とあるのは「昭和五十年四月一日ヨリ当該船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日ノ属スル年ノ翌年ノ之ニ相当スル日迄ノ期間内」と、「第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル所定給付日数ニ相当スル日数分」とあるのは「百八十日分」とする。

二 新船員保険法第三十三条ノ十二及び第三十三条ノ十二ノ二の規定は、適用しない。

三 新船員保険法第三十三条ノ十三第一項及び第三十三条ノ十三ノ二第一項の規定の適用については、これらの規定中「所定給付日数」とあるのは、「百八十日（当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三条ノ十第一項ニ規定スル期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ百八十日ニ滿タザル場合ニ於テハ

其ノ支給ヲ受ケタル日数トス）」とする。

四 新船員保険法第三十三条ノ十六第三項の規定の適用については、同項中「所定給付日数」とあるのは、「百八十日」とする。

（職業安定法の一部改正）

第三条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第七号中「失業保険法」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）」に、「失業保険制度」を「雇用保険制度」に改める。

第八条第一項及び第五十二条の二中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第四条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項第二号中「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改める。

（日本専売公社法の一部改正）

第六条 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の見出しを「（雇用保険）」に改め、同条中「失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）（第七号）」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）（第六号第四号）」に改める。

第五十六条中「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八條第一項」を「同法第六十六條第一項」に改める。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第七条 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出しを「（雇用保険）」に改め、同条中「失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）（第七号）」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）（第六号第四号）」に改める。

第六十二条中「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八條第一項」を「同法第六十六條第一項」に改める。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第八条 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第四百九号）の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「売上ばき代金の繰入」を「売りさばき代金の繰入れ」に改め、同条中「売上ばき代金」を「売りさばき代金」に、「売上ばき」を「売りさばき」に、「取扱」を「取扱い」に、「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

第九条 労働省設置法（昭和二十四年法律第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三号第九号を次のように改める。

九 雇用保険事業

第四号中第十三号の五を削り、第十三号の六を第十三号の五とし、同条第三十九号中「失業保険」を「雇用保険」に改め、同条第四十号を次のように改める。

四十 雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）に基づいて、雇用改善事業及び能力開発事業の実施に関し必要な基準を定めること。

第四号第四十一号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

第六号第一項第十一号の五中、「失業保険の特別保険料」を削る。

第十号第一項第五号中「失業保険事業」を「雇用保険事業」に改め、「大臣官房の下に」及び「職業訓練局」を加え、同項第六号中「失業勸定」を「雇用勸定」に改め、同項第七号及び第八号中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第十号の二第六号中「技能」の下に「及び知識」を加える。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第十八条第一項中「職業安定法（これに基づく命令を含む。）」を「職業安定法（これに基づく命令を含む。）」に、「失業保険法（これに基づく命令を含む。）」を「雇用保険法（これに基づく命令を含む。）」に改め、同条第二項中「ものの外を」もののほかに、「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第十条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）（第二十八條第二項及び）」を削る。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十二号中、「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第二百六十二條第三号中、「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」及び「失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）」を「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」及び「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」に改め、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）の規定によつて失業給付として支給を受ける金銭

第三百四十八條第二項第十九号中、「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第六百七十二條第三号中、「労働者災害補償保険法及び失業保険法」及び「労働者災害補償保険法」に改め、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

第十号の二第六号中「技能」の下に「及び知識」を加える。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第十八条第一項中「職業安定法（これに基づく命令を含む。）」を「職業安定法（これに基づく命令を含む。）」に、「失業保険法（これに基づく命令を含む。）」を「雇用保険法（これに基づく命令を含む。）」に改め、同条第二項中「ものの外を」もののほかに、「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第十条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）（第二十八條第二項及び）」を削る。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十二号中、「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第二百六十二條第三号中、「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」及び「失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）」を「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」及び「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」に改め、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）の規定によつて失業給付として支給を受ける金銭

第三百四十八條第二項第十九号中、「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第六百七十二條第三号中、「労働者災害補償保険法及び失業保険法」及び「労働者災害補償保険法」に改め、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

局又は公共職業安定所に求職の申込みをした者に限る。）であることにより支給される施行日以後の期間に係る失業保険金の額は、前条の規定による改正後の船員保険法（次項において「新船員保険法」という。）第三十三条ノ九第二項の規定による失業保険金の額が前条の規定による改正前の船員保険法第三十三条ノ九第二項の規定による失業保険金の額（施行日の前日において同条第三項に規定する配偶者又は子があり、施行日以後最初に失業の認定を受ける日まで）にその旨を海運局又は公共職業安定所の長に届け出た者については、その失業保険金の額に届出に係る配偶者又は子について同項の規定により加給すべき金額を加えた額。以下この項において同じ。）を下回ることとなるときは、同条第二項の規定による失業保険金の額に相当する金額とする。

3 施行日前に船員保険法第三十三条ノ三第一項の規定に該当するに至つた後船員として船舶所有者に使用されなくなつた者であることにより支給される施行日以後の期間に係る失業保険金については、次の各号に定めるところによる。

一 新船員保険法第三十三条ノ十第一項の規定の適用については、同項中「当該一年ノ期間内」とあるのは「昭和五十年四月一日ヨリ当該船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日ノ属スル年ノ翌年ノ之ニ相当スル日迄ノ期間内」と、「第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル所定給付日数ニ相当スル日数分」とあるのは「百八十日分」とする。

二 新船員保険法第三十三条ノ十二及び第三十三条ノ十二ノ二の規定は、適用しない。

三 新船員保険法第三十三条ノ十三第一項及び第三十三条ノ十三ノ二第一項の規定の適用については、これらの規定中「所定給付日数」とあるのは、「百八十日（当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三条ノ十第一項ニ規定スル期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ百八十日ニ滿タザル場合ニ於テハ

其ノ支給ヲ受ケタル日数トス）」とする。

四 新船員保険法第三十三条ノ十六第三項の規定の適用については、同項中「所定給付日数」とあるのは、「百八十日」とする。

（職業安定法の一部改正）

第三条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第七号中「失業保険法」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）」に、「失業保険制度」を「雇用保険制度」に改める。

第八条第一項及び第五十二条の二中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第四条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項第二号中「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改める。

（日本専売公社法の一部改正）

第六条 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の見出しを「（雇用保険）」に改め、同条中「失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）（第七号）」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）（第六号第四号）」に改める。

第五十六条中「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八條第一項」を「同法第六十六條第一項」に改める。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第七条 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出しを「（雇用保険）」に改め、同条中「失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）（第七号）」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）（第六号第四号）」に改める。

第六十二条中「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八條第一項」を「同法第六十六條第一項」に改める。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第八条 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第四百九号）の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「売上ばき代金の繰入」を「売りさばき代金の繰入れ」に改め、同条中「売上ばき代金」を「売りさばき代金」に、「売上ばき」を「売りさばき」に、「取扱」を「取扱い」に、「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

第九条 労働省設置法（昭和二十四年法律第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三号第九号を次のように改める。

九 雇用保険事業

第四号中第十三号の五を削り、第十三号の六を第十三号の五とし、同条第三十九号中「失業保険」を「雇用保険」に改め、同条第四十号を次のように改める。

四十 雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）に基づいて、雇用改善事業及び能力開発事業の実施に関し必要な基準を定めること。

第四号第四十一号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

第六号第一項第十一号の五中、「失業保険の特別保険料」を削る。

第十号第一項第五号中「失業保険事業」を「雇用保険事業」に改め、「大臣官房の下に」及び「職業訓練局」を加え、同項第六号中「失業勸定」を「雇用勸定」に改め、同項第七号及び第八号中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第十号の二第六号中「技能」の下に「及び知識」を加える。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第十八条第一項中「職業安定法（これに基づく命令を含む。）」を「職業安定法（これに基づく命令を含む。）」に、「失業保険法（これに基づく命令を含む。）」を「雇用保険法（これに基づく命令を含む。）」に改め、同条第二項中「ものの外を」もののほかに、「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第十条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）（第二十八條第二項及び）」を削る。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十二号中、「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第二百六十二條第三号中、「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」及び「失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）」を「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」及び「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」に改め、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）の規定によつて失業給付として支給を受ける金銭

第三百四十八條第二項第十九号中、「第三号」を「第二号、第四号」に改める。

第六百七十二條第三号中、「労働者災害補償保険法及び失業保険法」及び「労働者災害補償保険法」に改め、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 雇用保険法の規定によつて失業給付として支給を受ける金額

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十二条 国有財産特別措置法昭和二十七年法律第二百九十九号の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ト中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第十三条 日本電信電話公社法昭和二十七年法律第二百五十号の一部を次のように改正する。

第八十三条の見出しを「雇用保険」に改め、同条中「失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号(第七号)を「雇用保険法(昭和四十九年法律第七号)を「雇用保険法(昭和四十九年法律第七号)に改める。

第八十四条中「基く」を「基づく」に、「失業保険法に規定する保険給付」を「雇用保険法に規定する失業給付」に、「こえる」を「超える」に、「給付に相当する」を「求職者給付に相当する」に、「同法第二十八号第一項」を「同法第六十六号第一項」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第十四条 国家公務員等退職手当法昭和二十八年法律第八十二号の一部を次のように改正する。

第十条第一項各号列記以外の部分中「退職した職員」の下に「第三項の規定に該当する者を除く。」を加え、「第一号に規定する退職手当の額」を「第一号に掲げる額」に、「第二号に規定する額」を「第二号に掲げる額」に改め、「一年」の下に「(当該一年の期間内に妊娠、出産、育児その他総理府令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総理府令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項において同じ。)」を加え、「当該退職手当」を、「第一号に規定する一般の退職手

当等」に、「第二号に規定する失業保険金の日額」を「第二号に規定する基本手当の日額」に、「等しい日数をこえて」を「等しい日数(以下この項において「待期日数」という。)を超えて」に、「こえる」を「超える」に、「失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)の規定による失業保険金」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第七号)の規定による基本手当」に、「失業保険金の支給を受けることができる日数」を「所定給付日数」に、「当該退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数」を「未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」に等しい日数」を「待期日数」に、「こえては」を「超えては」に改め、同項第一号中「すでに」を「既に」に改め、「前条の規定による退職手当」の下に「(以下この条において「一般の退職手当等」という。)」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の勤続期間(当該勤続期間が一年未満である職員であつて、当該勤続期間に係る職員となつた日以前一年の期間内に職員又は政令で定める職員に準ずる者(以下この号において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間(当該勤続期間に係る職員となつた日以前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間を除く。))を含む。以下この号において「基準勤続期間」という。を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十二号第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同条第二項に規定する基準日前の雇用期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二号第一項に規定する所定給付日

数(次項において「所定給付日数」という。))を乗じて得た額

第十号第二項中「退職した職員」の下に「第四項の規定に該当する者を除く。」を加え、「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当」を「一般の退職手当等」に、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険金の日額」を「基本手当の日額」に、「金額を退職手当として」を「金額を、退職手当として」に、「規定による失業保険金」を「規定による基本手当」に、「場合によりその者が同法の規定により失業保険金の支給を受けることができる日数分をこえて」を「場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えて」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者となしたならば同法第三十八号第一項各号のいずれかに該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九号第二項に規定する特例受給資格者とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

4 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者となしたならば同法第三十八号第一項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前

項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

第十号第八項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「失業保険法第二十三号の二」を「雇用保険法第三十五号の二に、「詐欺」を「偽り」に、「第五項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「前項第三号」を「第七項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「必要に」に改め、失業保険法第二十五号及び第二十六号を「雇用保険法第二十六号、第二十七号及び第二十七号から第二十九号まで」に、「支給すること」を「支給する」に改め、同項第一号中「失業保険法第二十五号」を「公共職業安定所長の指示した雇用保険法第三十六号」に改め、「に相当する公共職業訓練等」を削り、同項第三号中「職業につく」を「職業に就く」に、「傷病給付金」を「退職の日において失業保険法第二十七号第一項に規定する扶養親族を有する者に係る傷病給付金にあつては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同条第三項の規定による扶養手当の額を加えた額とする。」「を「傷病手当」に改め、同項に次の三号を加える。

四 雇用保険法第五十七号第一項に規定する身体障害者その他の就職が困難な者として政令で定めるものに該当する者であつて、安定した職業に就いたものについては、常用就職支度金

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第五十八号第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、

広域求職活動費

第十條第五項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定は、第三項又は第四項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六條、第三十七條及び第五十七條から第五十九條まで」とあるのは「第五十七條から第五十九條まで」と読み替へるものとする。

第十條第四項の次に次の二項を加える。

5 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第四十一條に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。

6 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第二十三條から第二十八條までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

一 公共職業安定所長が雇用保険法第二十三條第一項の規定の例によりその者を同項に規定する就職が困難な者であると認めた場合
二 その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第二十四條第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

三 労働大臣が雇用保険法第二十五條第一項の規定による措置を決定した場合
四 労働大臣が雇用保険法第二十七條第一項の規定による措置を決定した場合
（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十五條 施行日前の期間に係る前条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十條の規定による失業者の退職手当の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に退職した職員のうちこの法律の施行の際現に旧退職手当法第十條の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する前条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（以下この条において「新退職手当法」という。）第十條の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 新退職手当法第十條第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「当該一年の期間内」とあるのは、「昭和五十年四月一日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。

二 新退職手当法第十條第一項第二号に規定する基本手当の日額が旧退職手当法第十條第一項第二号に規定する失業保険金の日額を上回る者であつて、当該退職の日から施行日の前日までの間の日数が同項本文に規定する日数に満たないものについての新退職手当法第十條第一項に規定する待期日数については、総理府令で定めるところにより算定した日数とする。

三 新退職手当法第十條第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧退職手当法第十條第一項又は第二項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第六項の規定により支給があつた

ものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。

四 新退職手当法第十條第三項から第五項まで及び第六項第一号の規定は、適用しない。

五 この法律の施行の際現に旧退職手当法第十條第三項又は第五項第一号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新退職手当法第十條第六項第二号又は第七項第一号に規定する公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等とみなす。
（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第十六條 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一條中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第二條第二項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に、「失業保険法昭和二十二年法律第四百六十六号」第四十條第一項を「雇用保険法昭和四十九年法律第 号」第六十九條第一項に改め、同条第三項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第三條中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第七條第二項中「失業保険法第四十條第一項」を「雇用保険法第六十九條第一項」に、「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

第二十五條第一項中「失業保険法第四十條第一項」を「雇用保険法第六十九條第一項」に改める。

第三十六條中「失業保険制度」を「雇用保険制度」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過措置）
第十七條 雇用保険審査官は、前条の規定による

改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下この条において「新審査会法」という。）第二條第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらに規定するもののほか、雇用保険法昭和四十九年法律第 号（附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第二條の規定による廃止前の失業保険法（昭和二十二年法律第四百六十六号）以下「旧失業保険法」という。）第四十條第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の審査請求に関する新審査会法第七條第二項前段の規定の適用については、同項前段中「雇用保険法第六十九條第一項」とあるのは、「雇用保険法附則第二條の規定による廃止前の失業保険法（昭和二十二年法律第四百六十六号）第四十條第一項」とする。

3 前条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下この条において「旧審査会法」という。）の規定により失業保険審査官が行つた審査請求の受理、審査請求に係る決定その他の手続きは、雇用保険審査官が行つた審査請求の受理、審査請求に係る決定その他の手続とみなす。

4 労働保険審査会は、新審査会法第二十五條の規定にかかわらず、同条に規定するもののほか、雇用保険法附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧失業保険法第四十條第一項の規定による再審査請求の事件を取り扱う。

5 施行日の前日において、失業保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者として旧審査会法第三十六條の規定による指名を受けていた者は、施行日において、雇用保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者として新審査会法第三十六條の規定による指名を受けたものとみなす。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）
第十八條 炭鉱離職者臨時措置法昭和三十四年法律第九十九号の一部を次のように改正す

る。

第十七条を次のように改める。

(手当の日額)

第十七条 手当の日額は、手帳の発給を受けた者の次条に規定する賃金日額に応じて定めるものとし、雇用保険法(昭和四十九年法律第

号)第十六条の規定による基本手当日額表(同表に掲げる賃金日額のうち、政令で定める範囲の賃金日額に係る部分に限る。)に準じて労働大臣が定める就職促進手当日額表におけるその者の賃金日額の属する賃金等級に応じて定められた金額とする。

第十七条の二第一項中「前条第一項の」を削り、「十一日」を「十四日」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第十七条の二第二項及び第三項」を「雇用保険法第十七条第二項から第四項まで」に改める。

第十八条第一項中「失業保険法の規定による失業保険金の受給資格者」を「雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格(以下この項において「受給資格」という。)を有する者」に、当該資格に基づく所定給付日数(同法第二十条第一項、第二十条の二第一項若しくは第四項若しくは第二十條の三第一項の規定により又は同法第二十條の四第一項の規定による措置に基づき失業保険金の支給を受けることができる日数をいう。以下この項において同じ。)分の失業保険金の支給を受け終わるか、又は受けることができなくなるまで」を「当該受給資格に基づく所定給付日数(同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数をいい、同法第二十八條第一項に規定する各延長給付を受ける受給資格者については、当該所定給付日数にこれらの延長給付に係る日数を加えた日数をいう。以下この項において同じ。)に相当する日数分の基本手当を受け終わる日(所定給付日数に相当する日数分の基本手当を受け終わる前に当該受給資格に係る同法第二十三條第二項に規定する受給期間(以下

この項において「受給期間」という。)が満了するときは、その満了する日)までに、「同法第二十条の五第一項又は第二十三條第一項(同法第二十六條第十一項において準用する場合を含む。)」を「同法第二十九條第一項又は第三十四條第一項(同法第三十七條第九項において準用する場合を含む。)」に、「失業保険金又は傷病給付金」を「基本手当又は傷病手当」に、「失業保険金の支給日数」を「基本手当の支給残日数」に、「当該失業保険金」を「当該基本手当」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「百円」を「五百円」に改め、「(当該手当の日額が第十七條第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額)」を削り、「同条第一項の」を「前条に規定する」に、「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項前段」の下に、「第三項前段」を加え、「当該失業保険金若しくは傷病給付金の日額(第一項に規定する者が失業保険法第二十七條第一項に規定する扶養親族を有する場合にあつては、当該失業保険金又は傷病給付金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。)」を「当該基本手当若しくは傷病手当の日額、特例一時金の額の算定に用いた基本手当の日額、日雇労働者給付金の日額」に、「当該失業保険金、傷病給付金」を「当該基本手当若しくは傷病手当の日額、特例一時金の額の算定に用いた基本手当の日額、日雇労働者給付金の日額」に改め、「残りの額を」の下に「それぞれこれらの給付を支給した日数に相当する日数(特例一時金については、その額をその額の算定に用いた基本手当の日額で除して得た数に相当する日数)分」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「失業保険法第三十八條の六又は第三十八條の九の二」を「雇用保険法第四十五條又は第五十三條」に、「同法

第三十八條の九若しくは第三十八條の九の三」を「同法第五十條若しくは第五十四條第一号」に、「失業保険金」を「日雇労働者給付金」に、「同法第三十八條の十第二項」を「同法第五十二條第三項(同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」に、「同条同項」を「同法第五十二條第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 手帳の発給を受けた者が雇用保険法第三十九條第二項に規定する特例受給資格(以下この項において「特例受給資格」という。)を有する者である場合には、当該特例受給資格に係る離職の日(翌日から起算して六箇月間)その者が同法第四十條の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、同条第二項の認定が行われた日から起算して五十日を経過するまでの間(その間に同項の規定による期間が経過する場合には、当該期間が経過するまでの間)とする。は、手当を支給しない。その者が同法第四十條第三項において準用する同法第三十四條第一項の規定による給付の制限を受けたため特例一時金の支給を受けることができなくなつた場合においては、同法第四十條第二項の認定が行われた日(同項の認定を受けていない者については、同項の認定が行われるべき日)から起算して五十日を経過するまでの間(その間に同項の規定による期間が経過する場合には、当該期間が経過するまでの間)も、同様とする。

第十九條中「二週間」を「四週間」に改める。

第四十條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四十條の二中又は扶養親族を削り、「行なう」を行うに改める。

第四十條の三中若しくは負傷を「又は負傷」に改め、又は廃疾の状態にあることを理由として第十七條第二項の規定による加算の対象となり、若しくはなろうとする者を削る。

第四十二條第一項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 施行日前の期間に係る前条の規定による改正前の炭鉱離職者臨時措置法(以下この条において「旧炭鉱離職者法」という。)(第十六條第一項の規定による就職促進手当(以下この条において「手当」という。))の支給については、なお従前の例による。

2 炭鉱離職者求職手帳(以下この条において「手帳」という。))の発給を受けた者のうち当該手帳の発給の申請をした日が施行日前である者に係る手当の日額については、前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法(以下この条において「新炭鉱離職者法」という。)(第十七條の規定による手当の日額が旧炭鉱離職者法第十七條第一項の規定による手当の日額(施行日の前日において同条第二項に規定する扶養親族がある旨を、施行日以後最初に新炭鉱離職者法第十四條の規定により出頭すべき日までに公共職業安定所長に届け出た場合(天災その他やむを得ない理由によりその日までに届出をすることができなかつた者については、その理由がやんだ日から七日以内に届け出た場合)には、旧炭鉱離職者法第十七條第二項の規定に準じて労働省令で定める額を同条第一項の規定による手当の日額に相当する額に加算した額。以下この項において「旧手当日額」という。))を下回ることとなるときは、新炭鉱離職者法第十七條の規定にかかわらず、旧手当日額に相当する額とする。

3 手帳の発給を受けた者が旧炭鉱離職者法第八條第一項第一号の離職の日(旧炭鉱離職者法第九條の二第一項の規定に該当する者であつて、同項に規定する離職の日まで一年以上引き続き雇用されたものについては、当該離職の日)が施行日前のものに係る新炭鉱離職者法第十七條の二の規定による賃金日額は、同条の規定にかかわらず、旧炭鉱離職者法第十七條の二の規定の

例により算定した額に相当する額とする。

4 新炭鉱離職者法第十八条第一項の規定の適用については、旧失業保険法の規定により支給された失業保険金又は傷病給付金は、雇用保険法の規定により支給された基本手当又は傷病手当とみなす。

5 旧炭鉱離職者法第四十条から第四十条の三までの規定は、施行日の前日において旧炭鉱離職者法第十七条第二項に規定する扶養親族がある者については、なおその効力を有する。

6 施行日前に旧炭鉱離職者法第四十二条第一項の規定により失業保険審査官に対してされた審査請求は、雇用保険審査官に対してされた審査請求とみなす。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二十条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「高等職業訓練校の下に」を「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

第十九条第五号中「簡易宿泊施設、託児施設、給食施設」を「教養、文化、体育又はレクリエーションの施設」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する業務は、雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。

第十九条第四項中「第一項第一号」の下に、「第四号」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十七条第二項中「第十九条第一項第四号」

を「第十九条第一項第三号」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十一条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出しを「雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例」に改め、同条第一項中「失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第八条」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第五条第一項」に、「同法第三十八条の五」に規定する日雇労働被保険者を「同法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者(第五項及び第七項において「特例被保険者等」という。)」に、「失業保険金(扶養手当を含む。以下同じ。)」を「基本手当」に改め、同条第二項中「失業保険金」を「基本手当」に改め、同条第三項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「同法第八条」を「同法第七條」に改め、同条第四項中「失業保険金」を「基本手当」に改め、同条第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條及び第五十條を「雇用保険法第十五條、第二十一條、第二十二條及び第二十三條」に改め、同条第六項中「失業保険法第四十条から第四十二條まで及び第五十二條」を「雇用保険法第六章及び第八十一條」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第五項の規定により特例被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合(新たに雇用保険法の規定による受給資格又は特例受給資格を取得した日以後におけるその者に係る同法第三章の規定の適用については、労働省令で特別の定めをすることができ。

第二十五条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を特例被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。

(所得税法の一部改正)

第二十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項第四号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

(港労働法の一部改正)

第二十三條 港労働法(昭和四十年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第三十條第四項中「失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第五章」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)第三章第四節」に、「失業保険金」を「日雇労働求職者給付金」に、「下廻らない」を「下回らない」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第三十五條第三項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第五十九條の見出し中「失業保険法等」を「雇用保険法等」に改め、同条第一項中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険」を「雇用保険」に改め、同条第二項中「失業保険法の規定による失業保険金(扶養手当を含む。)」を「雇用保険法の規定による求職者給付(基本手当及び日雇労働求職者給付金に限る。)」に、「失業保険金等」を「求職者給付等」に、「失業保険法第十七條の四第一項」を「雇用保険法第十九條第一項」に、「第三十三條ノ九第四項」を「第三十三條ノ九第三項」に改め、同条第三項中「に対する失業保険法第五章」を「に対する雇用保険法第三章」に、「失業保険法第五章の規定」を「雇用保険法第三章第四節の規定」に、「失業保険金」を「日雇労働求職者給付金」に、「同法第三十八條の十第二項」を「同法第五十二條第三項(同法第五十五條第四項にお

いて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」に、「同項」を「同法第五十二條第三項」に改める。

第六十五條第一項中「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

(港労働法の一部改正)

第二十四條 施行日前の日に係る前条の規定による改正前の港労働法第五十九條第二項の規定による同項に規定する失業保険金等の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の港労働法第六十五條第一項の規定により失業保険審査官に対してされた審査請求は、雇用保険審査官に対してされた審査請求とみなす。

(印紙税法の一部改正)

第二十五條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一 課税物件表」を「別表第一 課税物件表(第二條 第五條、第七條、第十一條、第十二條関係)」に改め、別表第二中「別表第二 非課税法人の表」を「別表第二 非課税法人の表(第五條関係)」に改め、別表第三中「別表第三 非課税文書の表」を「別表第三 非課税文書の表(第五條関係)」に改め、港労働法(昭和四十年法律第百二十号)に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書の項の次に次のように加える。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取若しくは当該還付金を受領するための委任状又は同法第三十三條第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書	同法の規定による事業主又は同法第三十三條第三項に規定する労働保険事務組合
---	--------------------------------------

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十六条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号を次のように改める。

三 雇用保険法

別表第一中「別表第二」を「別表第一(第二条関係)」に改め、同表第四号を次のように改める。

四 雇用保険法(昭和四十九年法律第

号)

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十一条関係)」に改め、同表免除科目の欄中「失業保険法」を「雇用保険法」に改め、同表免除資格者の欄中「失業保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険審査官」を「雇用保険審査官」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定による改正後の社会保険労務士法(次項において「新労務士法」という。)第五条第四号並びに第八条第四号及び第九号の規定の適用については、これらの規定に規定する労働社会保険諸法令には、当分の間、旧失業保険法を含むものとする。

2 新労務士法別表第二(雇用保険法に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、同表免除資格者の欄中「雇用保険法又は」とあるのは「雇用保険法若しくは同法附則第二条の規定による廃止前の失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)又は」と、「雇用保険審査官」とあるのは「雇用保険審査官又は雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第 号)第十六条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)第一条に規定する失業保険審査官」とする。

(職業訓練法の一部改正)

第二十八条 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「行なうように」を「行う」ともに、その労働者が職業訓練を受けることを容易にするために必要な配慮をするように」に改

める。

第九条第一項中「及び高等訓練課程」を「高等訓練課程及び特別高等訓練課程」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「高等訓練課程」の下に「及び特別高等訓練課程」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第十四条中「行なう」を「行う」に改め、「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第十六条の次に次の二条を加える。

(職業訓練短期大学校)

第十六条の二 職業訓練短期大学校は、次の業務を行う。

一 特別高等訓練課程の養成訓練を行うこと。

二 向上訓練を行うこと。

三 能力再開発訓練を行うこと。

四 再訓練を行うこと。

五 公共職業訓練施設以外のものを行う職業訓練について援助を行うこと。

六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に

関し必要な業務を行うこと。

2 職業訓練短期大学校は、雇用促進事業団が設置する。

(技能開発センター)

第十六条の三 技能開発センターは、次の業務を行う。

一 向上訓練を行うこと。

二 能力再開発訓練を行うこと。

三 再訓練を行うこと。

四 公共職業訓練施設以外のものを行う職業訓練について援助を行うこと。

五 技能検定について援助を行うこと。

六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に

関し必要な業務を行うこと。

2 技能開発センターは、雇用促進事業団が設置する。

第十八条第一項中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条第一項中「第十六条」を「から第十六条の三まで」に改め、「都道府県は高等職業訓練校の下に、職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第二十二條中「高等職業訓練校」の下に「職業訓練短期大学校、技能開発センター」を加える。

第二十五條中「行なう」を「行う」に、「又は高等職業訓練校」を「高等職業訓練校、職業訓練短期大学校又は技能開発センター」に改める。

(職業訓練法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九條 この法律の施行の際現にその名称中に職業訓練短期大学校又は技能開発センターという文字を用いているものについては、前条の規定による改正後の職業訓練法第二十二條の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第三十條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五條」を「第四十五條の二」に改める。

第二条第一項中「失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)による失業保険(以下「失業保険」という。))を「雇用保険法(昭和四十九年法律第 号)による雇用保険(以下「雇用保険」という。))に改める。

第四条第一項中「失業保険法第六條第一項の当然適用事業」を「雇用保険法第五條第一項の適用事業」に、「失業保険に係る」を「雇用保険に係る」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第九條中「すべての労働者」の下に「(船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)第十七條の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。))」

を加える。

第十一条第一項中「次条」を「第十二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に高年齢労働者(労働省令で定める年齢以上の労働者をいう。以下同じ。)を使用する場合に

は、政令で定めるところにより、その事業に係る一般保険料の額を、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、事業主がその事業に使用する高年齢労働者に支払う賃金の総額(労働省令で定める事業については、労働省令で定めるところにより算定した額。第十五條の二及び第十九條の二において「高年齢者賃金総額」という。)に雇用保険率(その率が次条第五項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下同じ。)を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができ

る。

第十二條第一項第一号を次のように改める。

一 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率を加えた率

第十二條第一項第三号中「失業保険」を「雇用保険」に、「千分の十二の率」を「雇用保険率に改め、同条第二項中「できるものでなければなら

ない」の下に「ものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害(労災保険法第七條第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。))及び通

勤災害(同項第二号の通勤災害をいう。次項において同じ。))に係る災害率その他の事情を考慮して労働大臣が定める」を加え、同条第四項中「徴収した労働保険料の額(第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十二の率(その率がこの項の規定により変更されたときは、その変更された率)に應ずる部分の額。同項第三号の事業に係る一般保険料の額及び印紙保

険料の額の合計額に限る。))に失業保険法第三十

四三

六条第一項の規定により徴収した特別保険料の額を加えた額以下この項において「徴収合計額」という。）と同法第二十八條第一項から第三項まで及び第二十八條の二の規定による国庫の負担額との合計額と同法の規定による保険給付の額と福祉施設に要した費用の額（翌年度への繰越額を含む。）との合計額を「徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六條第一項、第二項及び第四項並びに第六十七條の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業給付の額並びに雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要した費用の額（翌年度への繰越額を含む。）の合計額」に、「失業勘定」を「雇用勘定」に、「徴収合計額」を「徴収保険料額」に、「これを超え」に、「当該徴収合計額を、当該徴収保険料額に、「意見をきいて、第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を千分の十一から千分の十五までを、意見を聴いて、雇用保険率を千分の十一から千分の十五まで（前項ただし書に規定する事業については、千分の十三から千分の十七まで）に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 雇用保険率は、千分の十三とする。ただし、次の各号に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として労働大臣が指定する事業を除く。）については、千分の十五とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

四 清酒の製造の事業

五 前各号に掲げるもののほか、雇用保険法

第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

第十二条に次の一項を加える。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に定する部分の額（前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額（前条の規定により第一項第一号の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この条及び第三十條において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に定する部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額の総額、同項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

第十四條第一項中「できる」とされた者の下に「（次項において「第三種特別加入者」という。）を加え、「同法」を「労災保険法」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二種特別加入保険料率は、第二種特別加入者に係る保険給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

第十五條の次に次の一条を加える。

第十五條の二 第十一條の二の規定により一般保険料の額を同条の規定による額とすることとされた高年齢労働者を使用する事業（第九條の二及び第三十條において「高年齢者免除額に係る事業」という。）の事業主が前条第一項又は第二項の規定により納付すべき労働保険料のうち一般保険料の額は、政令で定めるところにより、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号の規定による額から、その保険年度に使用する高年齢労働者保

険年度の中途に保険関係が成立したものである。当該保険関係が成立した日からその保険年度の末日までに使用する高年齢労働者の端数がある場合には、労働省令で定めるところにより端数計算をした後の額。以下この条及び第十九條の二において同じ。）の見込額（労働省令で定めるところでは、直前の保険年度に使用した高年齢労働者に係る高年齢者賃金総額）に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とする。

第十六條中「前条」を「第十五條」に改め、同条後段を削る。

第十八條中「前三條」を「第十五條、第十六條及び第十九條」に改める。

第十九條の次に次の一条を加える。

第十九條の二 高年齢者免除額に係る事業の事業主が前条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書に記載する労働保険料のうち一般保険料の額は、政令で定めるところにより、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、当該各号の規定による額から、その保険年度に使用した高年齢労働者（保険年度中途に保険関係が成立し、又は消滅したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用した高年齢労働者）に係る高年齢者賃金総額に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とする。

第二十二條第一項を次のように改める。

印紙保険料の額は、雇用保険法第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者以下「日雇労働被保険者」という。（一人につき、一日当たり、次に掲げる額とする。

一 賃金の日額が三千五百四十円以上の者に
ついては、六十三円

二 賃金の日額が二千三百二十円以上三千五百四十円未満の者については、四十一円

三 賃金の日額が二千三百二十円未満の者については、二十七円

第二十二條第二項中「第十二條第四項を、第十二條第五項に、「同条第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を、雇用保険率」に改め、「同条第四項の規定により変更された率が千分の十三の率となつた場合を含む。」を削り、「及び前項第一号を、前項第二号」に改め、「以下「第二級保険料日額」という。）の下に、及び前項第三号の印紙保険料の額その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第三級保険料日額」という。）を加え、同条第三項中「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に、「第三十條第二項及び第三項を、第三十條第三項及び第四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 労働大臣は、雇用保険法第四十九條第一項の規定により同項に規定する第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額を変更する場合には、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を、それぞれ同項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額の変更に比率に応じて変更するものとする。

第二十二條第五項を削り、同条第六項中「すでに」を既にに、「失業保険法」を「雇用保険法」に、「保険給付」を「失業給付」に、「きいて」を「聴いて」に、「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第二級保険料日額」を、「第二級保険料日額及び第三級保険料日額」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十三條第二項中「失業保険法第三十八條の第三項又は第三十八條の四第二項を、雇用保険法第四十四條に、「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に、「行なわなければならない」を行わなければならないに改め、同条第四項中失

業保険法を「雇用保険法」に改める。

第三十条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者以下この条及び次条において「被保険者」という。は、当該各号に掲げる額を負担するの原則とする。

一 第十二條第一項第一号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる部分の額(高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)

ロ イの額に相当する額に千分の三の率を雇用保険率で除して得た率(次号において「三事業率」という。)を乗じて得た額

二 第十二條第一項第三号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額
ロ イの額に相当する額に三事業率を乗じて得た額

第三十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「きいて」を「聴いて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高年齢者免除額に係る事業に使用される高年齢労働者は、政令で定めるところにより、前項の規定にかかわらず、同項の規定による被保険者の負担すべき一般保険料の額を負担しない。

第三十一條第一項中「前条第二項又は第三項」を「前条第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條第一項中「構成員である事業主の下に」その他労働省令で定める事業主を加え、「こえる」を「超える」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「失業保険法を」を「雇用保険法」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十五條第三項中「失業保険法第二十三條の二第三項」を「雇用保険法第三十五條第三項(同法第三十六條第五項、第三十七條第九項、第四十條第三項及び第六十一條において準用する場合を含む。)」に改め、同条第四項中「失業保険法第二十三條の二第二項」を「同法第二十五條第四項、第二十六條第十一項、第二十七條第五項、第二十七條の三第五項及び第二十七條の四第三項において準用する場合を含む。)」を「雇用保険法第三十五條第二項(同法第三十六條第五項、第三十七條第九項、第四十條第三項及び第六十一條において準用する場合を含む。)」に改める。

第三十九條第一項中「行なう」を「行う」に「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第六章中第四十五條の次に次の一條を加える。

(労働省令への委任)

第四十五條の二 この法律に規定するもののほか、労働保険料の納付の手續その他この法律の実施に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第四十六條第一号を次のように改める。

一 削除

第四十六條第二号中「失業保険印紙」を「雇用保険印紙」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

附則を附則第一條とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、同条の次に次の六條を加える。

(雇用保険に係る保険関係の成立に関する暫定措置)

第二條 雇用保険法附則第三條第一項の任意適用事業以下この条及び次条において「雇用保険暫定任意適用事業」という。の事業主については、その者が雇用保険の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき第四條に規定する雇用保険に係る保険関係が成立する。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の二分の一以上の同意を得なければ行ふことができない。

3 雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の二分の一以上が希望するときは、第一項の申請をしなければならぬ。

4 雇用保険法第五條第一項の適用事業に該当する事業が雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第一項の認可があつたものとみなす。

第三條 雇用保険暫定任意適用事業に該当する事業が雇用保険法第五條第一項の適用事業に該当するに至つた場合における第四條の規定の適用については、その該当するに至つた日に、その事業が開始されたものとみなす。

(雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置)

第四條 附則第二條第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、第五條の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の四分の三以上の同意を得なければ行ふことができない。

(増加概算保険料の納付に関する暫定措置)

第五條 第十六條の規定は、第十二條第一項第二号又は第三号の事業が同項第一号の事業に該当するに至つたため当該事業に係る一般保

険料率を変更した場合において労働省令で定める要件に該当するときに於ける当該変更に伴う労働保険料の増加額の納付について準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第六條 事業主は、労働者が附則第二條第一項の規定による保険関係の成立を希望したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(罰則)

第七條 事業主が附則第二條第三項又は前条の規定に違反したときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 この法律の施行の際現に行われている事業であつて、雇用保険法第五條第一項の適用事業に該当するものに関する前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条において「新徴収法」という。)第四條の規定の適用については、施行日に、その事業が開始されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条及び第三十六條において「旧徴収法」という。)第四條第二項又は失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第九條若しくは第十條の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業であつて、新徴収法附則第二條第一項に規定する雇用保険暫定任意適用事業に該当するものについては、施行日に、その事業

につき同項の認可があつたものとみなす。

3 新徴収法附則第四条の規定は、前項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業に関する当該保険関係の消滅について準用する。

4 施行日前の期間に係る旧徴収法の規定による労働保険料及び当該労働保険料に係る徴収金並びに労働保険料の負担については、なお従前の例による。

5 前項の規定により徴収した労働保険料がある会計年度については、雇用保険法附則第十五条第三項の規定により読み替えられた同法第六十六条第二項中「特別保険料の額との合計額」とあるのは「特別保険料の額及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第 号）以下「整備法」という。）第三十一条第四項の規定により徴収した労働保険料の額整備法第三十条の規定による改正前の徴収法第十二条第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率、その率が同条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応ずる部分の額と同条第一項第三号の事業に係る一般保険料の額との合計額から、整備法第三十一条第四項の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額を減じた額をいう。」との合計額」と、同条第四項第一号イ中「印紙保険料の額」とあるのは「印紙保険料の額と整備法第三十一条第四項の規定により徴収した印紙保険料の額との合計額」と、同号ロ中「イの額に相当する額」とあるのは「徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額」とする。

6 雇用保険法第四十五条、第四十八条、第五十条、第五十三条第一項、第五十四条及び第五十六条第二項の規定の適用については、旧徴収法（第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により納付された印紙保険料は、新徴収法の規定により納付された印紙

保険料とみなし、旧徴収法第二十二條第一項第一号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額の印紙保険料は新徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額の印紙保険料と、旧徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額の印紙保険料は新徴収法第二十二條第一項第三号に掲げる額の印紙保険料とみなす。

7 第八條の規定による改正後の郵政事業特別会計法第四十條の規定の適用については、旧徴収法第二十三條第二項に規定する失業保険印紙は、新徴収法第二十三條第二項に規定する雇用保険印紙とみなす。

8 旧徴収法第四條第二項の規定による失業保険に係る保険関係の成立を希望したことを理由とする労働者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止については、なお従前の例による。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十二條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四條第一号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第十九條第三項中「第十六條前段」を「第十六條」に改める。

第二十三條に次の一項を加える。

2 徴収法第四十五條第二項の規定は、前項の規定による報奨金の交付に関する権限について準用する。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第三十三條 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八號）の一部を次のように改正する。

第一條中「失業保険法（昭和二十二年法律第四百六號）による失業保険事業（以下「失業保険事業」という。）を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）による雇用保険事業（以下「雇用保険事業」という。）に改める。

第三條中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第五條の見出し中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め、同条中「失業勘定」を「雇用勘定」に、「失業保険法第二十八條及び第二十八條の二」を「雇用保険法第六十六條及び第六十七條」に、「失業保険事業」を「雇用保険事業」に、「保険給付費及び能力開発事業費及び雇用福祉事業費」に改める。

第六條中「及び失業保険法第三十六條第一項の特別保険料（以下「失業保険の特別保険料」という。）を削り、「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第七條の見出し中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め、同条第一項中「同法第十二條第一項第一号」を「徴収法第十二條第二項」に、「同法第十二條第二項第二号」を「徴収法第十二條第二項第二号」に改め、同条第二項中「千分の十三の率」を「徴収法第十二條第四項の雇用保険率」に、「第十二條第四項」を「第十二條第五項」に、「同法第二十三條第三項」を「徴収法第二十三條第三項」に改め、「失業保険の特別保険料の額」を削り、「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第八條の見出し中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め、同条中「失業保険事業」を「雇用保険事業」に、「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第十條中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第十二條第二項中「失業勘定」を「雇用勘定」に、「失業保険事業の保険給付費」を「雇用保険事業の失業給付費」に改める。

第十三條第一項中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

第十八條第一項及び第二項中「失業勘定」を「雇用勘定」に改める。

「雇用勘定」に改める。

第十九條中「失業勘定」を「雇用勘定」に、「労災保険事業又は失業保険事業の保険給付費及び」を「労災保険事業の保険給付費又は雇用保険事業の失業給付費、雇用改善事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費並びに」に改める。

第二十條中「失業勘定」を「雇用勘定」に、「失業保険法第二十八條及び第二十八條の二第一項」を「雇用保険法第六十六條及び第六十七條」に、「翌年度」を「翌々年度」に改める。

第二十一條中「失業勘定」を「雇用勘定」に改め（労働保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四條 前條の規定による改正後の労働保険特別会計法（以下この条において「新労働保険特別会計法」という。）の規定は、昭和五十年年度の予算から適用する。

2 労働保険特別会計の昭和四十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同会計の失業勘定の昭和五十年年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、同会計の雇用勘定に繰り入れるものとする。

3 雇用保険法附則第九條第一項及び第二項並びに第十三條第一項及び第八項の規定によりその支給について従前の例によることとされた失業保険の保険給付、就職支度金及び移転費に要する費用は、労働保険特別会計の雇用勘定の歳出とする。

4 雇用保険法附則第十條の規定により従前の例によることとされた返還の命令に係る失業保険の保険給付、就職支度金及び移転費並びに同条の規定により従前の例によることとされた納付の命令に係る金額は、労働保険特別会計の雇用勘定の歳入とする。

5 雇用保険法附則第十六條の規定によりその納付について従前の例によることとされた特別保険料及びこれに係る徴収金は、労働保険特別会

計の徴収勘定の歳入とする。

6 前項の規定により徴収勘定の歳入とされる取入の額に相当する金額は、同勘定から労働保険特別会計の雇用勘定に繰り入れるものとし、当該繰入金金は、同会計の徴収勘定の歳出とする。

7 労働保険特別会計の失業勘定において、昭和四十九年度以前の各年度に一般会計から受け入れた金額が当該各年度における旧失業保険法第二十八条及び第二十八条の二第一項の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合においては、昭和五十年以降において、新労働保険特別会計法第二十条の規定の例により、労働保険特別会計の雇用勘定が国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、若しくは同勘定から一般会計に返還し、又は一般会計から同勘定へ補てんするものとする。

8 前項の規定による一般会計から雇用勘定への補てんのための繰入金及び雇用勘定から一般会計への返還金は、それぞれ同勘定の歳入及び歳出とする。

9 労働保険特別会計の失業勘定の昭和四十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法、昭和二十二年法律第三十四号（第十四条の三若しくは第四十二條ただし書又は前条の規定による改正前の労働保険特別会計法第二十三條の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいて施行日前に同勘定においてした債務の負担又は支出は、それぞれ、同会計の雇用勘定に繰り越されたもの及び同勘定においてした債務の負担又は支出とみなす。

10 労働保険特別会計の昭和四十九年度の出納の完結の際同会計の失業勘定に所屬する積立金の額に相当する金額は、新労働保険特別会計法第十八条第一項の規定により同会計の雇用勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

11 この法律の施行の際労働保険特別会計の失業勘定に所屬する権利義務は、同会計の雇用勘定に帰属するものとする。

12 前項の規定により雇用勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ同勘定の歳入及び歳出とする。

13 新労働保険特別会計法第九条第二項又は第十条第二項の規定により労働保険特別会計の歳入歳出予算計算書又は予算に添付すべき前々年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前々年度の損益計算書及び貸借対照表であつて、雇用勘定に係るものは、昭和五十年（前々年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前々年度末における積立金明細表については、昭和五十一年度を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添付を要しないものとする。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）
第三十五条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百一十九号）の一部を次のように改正する。
第四十四条第六項中「失保法に」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第 号）に」、「適用事業（この法律の施行の日の属する月前の月の主たる事業をいい、同日の属する月以後の月については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいう。）」を「雇用保険法第五十八條の六第一項並びに第三十八條の九第一項及び第二項を」雇用保険法第四十五条、第四十八條及び第五十条に改める。
（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三十六条 前条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第百四十四條第六項の規定の適用については、施行日前に旧徴収法の規定により失業保険に係る保険関係が成立していた事業は、雇用保険法第五條第一項に規定する適用事業であつたものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三十七条 この法律に規定するもののほか、この法律による各法律の改正に伴い必要な経過措置については、政令で必要な規定を設けることができる。
（罰則に関する経過措置）
第三十八条 施行日前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる事項に関する施行日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則
この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
（労働者災害補償保険法の一部改正）
第一条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第二十三条第一項を次のように改める。
政府は、この保険の適用を受ける事業に係る労働者の福祉の増進を図るため、保険施設として、業務災害及び通勤災害に係る療養に關する施設、業務災害又は通勤災害を被つた労働者の社会復帰に關する施設、業務災害の予防に關する施設その他必要な施設を行うことができ。
第二十三条の二を削る。
別表第一中「別表第二」を、別表第一（第十五條、第十五條の二、第十六條の三、第十八條、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十二條の六関係）に改め、同表障害補償年金の項中「二八〇日分」を「三三〇日分」に、「二四八日分」を「二七七日分」に、「二九日分」を「二四五日分」に、「一九日分」を「二二日分」に、「一六五日分」を「一八四日分」に、「一四〇日分」を「一五六日分」に、「一七七日分」を「二二日分」に改め、同表遺族補償年金の項中「百分の三十」を「百分

の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十」を「百分の五十六」に、「百分の五十五」を「百分の六十二」に、「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。
別表第二中「別表第二」を、別表第二（第十五條、第十五條の二、第十六條の八、第二十二條の三、第二十二條の四関係）に改め、同表障害補償一時金の項中「四五〇日分」を「五〇三日分」に、「三五〇日分」を「三九一日分」に、「二七〇日分」を「三〇二日分」に、「二〇〇日分」を「二三〇日分」に、「一四〇日分」を「一五六日分」に、「九〇日分」を「一〇一日分」に、「五〇日分」を「五六日分」に改める。
（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。
附則第四十二條第一項中「十年」を「二十年」に、「四百日分」に相当する金額を「千日分に相当する金額を限度として労働者令で定める金額」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 前項の一時金の請求に關し必要な事項は、労働者令で定める。
（労働災害防止団体の一部改正）
第三条 労働災害防止団体の法（昭和三十九年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。
第十一條第二項中「國のための業務」の下に「並びに化学物質等労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務」を加える。
（船員保険法の一部改正）
第四条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第二十三條ノ七第二項中「第四十一條第一項第一号ロノ額ノ二倍ニ相当スル額ニ加給金ノ額ヲ加ヘタル額」を「第四十一條第一項第一号ロノ

第五十條ノ三第一項中「一人アルトキハ九千六百円ヲ、二人アルトキハ一万九千二百円ヲ、三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」を「アルトキハ其ノ子ノ數ニ応ジ別表第三ノ二中欄ニ掲グル金額」第五十條第二号ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ同表中欄ニ掲グル額ニ同表下欄ニ掲グル額ノ二分ノ一ニ相當スル額を加ヘタル金額トシ同條第三号ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金第三号ニ在リテハ同表中欄ニ掲グル額ニ同表下欄ニ掲グル額ヲ加ヘタル金額トス」に改め、同條第二項中「二人アルトキハ九千六百円ヲ、三人アルトキハ一万九千二百円ヲ、四人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中三人ヲ除キタル子二人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」を「二人以上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子ノ數ニ応ジ別表第三ノ二中欄ニ掲グル金額」(第五十條第二号ニ該當シタルニ因リ支給スベキ遺族年金

第五十條ノ九第一項中「満タザルトキハ三万圓」の下に「トシ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ厚生大臣ノ定ムル該標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス」を加ふる。

別表第一中「別表第二」を「別表第一（第四十一条関係）」に改め、同表中欄中「九・三」を「一〇・四」に、「八・三」を「九・二」に、「七・二」を「八・

別表第四中「別表第四」を「別表第四第三十四条、第三十八条、第四十条、第四十一条ノ二、第五十条、第五十条ノ六、第五十八條關係」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第四十条、第四十二条關係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(附則第二項關係)」に改める。

別表第七中「別表第七」を「別表第七(附則第二項、附則第三項關係)」に改める。

別表第八中「別表第八」を「別表第八(附則第三項關係)」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第一

終標準報酬月額ノ一・三月分ニ相当スル金額	終標準報酬月額ノ二・〇月分ニ相当スル金額	終標準報酬月額ノ一・六月分ニ相当スル金額	終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額	額
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---

条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一（同法第二十二條の三第三項及び第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）及び別表第二（同法第二十二條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定、第二條の規定による改正後の労働者災害補償保険法の第一を改正する法律附則第四十二條第一項（労働者災害補償保険法の第一を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号附則第四條第一項）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定、第四條の規定による改正後の船員保険法の規定、附則第七條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号附則第十條の規定

2 適用日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日までの間に労働保険法第十六条の六第二号(労働保険法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。))の場合の遺族補償一時金又は遺族一時金(以下この項において「遺族補償一時金等」という。))を支給すべき事由が生じた場合における次の各号に掲げる保険給付の額は、第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下この項及び附則第六條案件において「新労働保険法」という。))の規定にかか

かわらず、当該各号に定める額とする。

一 当該遺族補償一時金等の額 第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法次号及び附則第六条において「旧労災保険法」という。の規定による額

二 当該遺族補償一時金等の支給に係る死亡に關して支給されていた遺族補償年金又は遺族年金(以下この号において「遺族補償年金等」という。)を受ける権利を有する者に対して支給すべき適用日の属する月から当該遺族補償一時金等を支給すべき事由の生じた日の属する月までの分の遺族補償年金等の額 旧労災保険法の規定による額(これらの月分の新労災保険法の規定による遺族補償年金等の額からこれらの月分の旧労災保険法の規定による

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「第五十条ノ第一項第二号イの下に」及び別表第三ノ二を加える。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項第一号中「及び子」を「子、孫及び弟妹」に改め、同項に次の二号を加える。
三 被保険者又は被保険者であつた者の配偶者で届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事

情にあるものの父母及び子であつて、これらの者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者により生計を維持するもの
四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者又は被保険者であつた者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者により生計を維持するもの
第四条の次に次の一条を加える。
(賃金日額の等級)
第四条の二 賃金日額の等級の区分は、被保険者の賃金日額に應じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級	賃金
第一級	一、五〇〇円未満
第二級	一、五〇〇円以上
第三級	二、五〇〇円以上
第四級	三、五〇〇円以上
第五級	五、〇〇〇円以上
第六級	六、五〇〇円以上
第七級	八、〇〇〇円以上
第八級	九、五〇〇円以上

第九条の二 給付基礎日額は、賃金日額の等級に應じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級	給付基礎日額
第一級	一、三三四円
第二級	二、〇〇〇円
第三級	三、〇〇〇円
第四級	四、四〇〇円
第五級	五、七五〇円
第六級	七、二五〇円

2 前項の規定による賃金日額の等級の区分は、被保険者が受ける賃金の水準に著しい変動があつた場合においては、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三條ノ二の規定による標準報酬の区別の改定の措置その他の事情を勘案して、速やかに改定の措置が講ぜられるべきものとす。
第六条第一号中「大正十一年法律第七十号」を削る。
第九条に次の一号を加える。
十 高額療養費の支給
第九条の次に次の一条を加える。
(給付基礎日額)

第七級	八、七五〇円
第八級	一〇、二五〇円

第十二条中「五十円」を「二百円」に改める。
第十四条第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「三年六箇月」を「五年」に改める。
第十六条の二第二項中「定める額」を「定める金額」に、「高い方の額」を「高い金額」に改め、各号を次のように改める。

一 当該被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日以上その保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二百八十分の六に相当する金額
二 当該被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日以上その保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八の日を選んだ場合における当該合算額の七百八十分の六に相当する金額
第十六条の二第三項中「より定められた」を「より傷病手当金の二に改め、同条第四項中「はじめた」を「始めた」に、「三十日」を「六箇月(厚生大臣の指定する疾病に関しては、一年六箇月)」に改める。
第十六条の三及び第十六条の四を次のように改める。
(埋葬料)

第十六条の三 被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日以上若しくは当該月の前六箇月間に通算して七十八日以上その保険料がその者について納付されているとき、又はその死亡の際その者が療養の給付を受けていたときは、

その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに對し、埋葬料を支給する。
2 埋葬料の額は、次の各号の区別に従ひ、それぞれ当該各号に定める金額とする。ただし、第一号及び第二号のいずれにも該当するときは、いずれか高い金額とする。
一 当該被保険者について、その死亡の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日以上その保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二十八分の一に相当する金額に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が三万円に満たないときは、三万円)

二 当該被保険者について、その死亡の日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日以上その保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日のうちからその納付された日に係るその者の給付基礎日額の合算額が最大となるように七十八の日を選んだ場合における当該合算額の七十八分の一に相当する金額に前号に規定する厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が三万円に満たないときは、三万円)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 三万円
3 第一項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合においては、埋葬を行つた者に対し、前項の規定による埋葬料の額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。
(分べん費)

第十六条の四 被保険者が分べんした場合において、その分べんの日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日以上その保険料がその者について納付されているときは、分べん費を支給する。
2 分べん費の額は、分べんの日の属する月の前四

箇月間の保険料が納付された日のうちからその納付された日に係る当該被保険者の給付基礎日額の合算額が最大となるように二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二十八分の一に相当する金額(以下「分べんの月前の平均給付基礎日額」という。))に一箇月当たりの被保険者の平均就労日数の二分の一に相当する日数を勘案して厚生大臣の定める日数を乗じて得た金額(その金額が六万円に満たないときは、六万円)とする。

3 被保険者が、分べんに関し病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき分べん費の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による分べん費の額の二分の一に相当する金額とする。

第十六条の五第一項中「被保険者が分べんしたときは」を「分べん費の支給を受けることができる被保険者には」に、「九日」及び「二十一日」を「四十二日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 出産手当金の額は、一日につき、分べんの月前の平均給付基礎日額の十分の六に相当する金額とする。

第十六条の五第三項中「より定められた」を「よる出産手当金の」に改め、同条第四項を削る。

第十七条第二項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十七条の二第二項中「二千元」を「三万円」に改める。

第十七条の三第一項中「一万円」を「六万円」に改める。

第十七条の七を第十七条の八とし、第十七条の六中「百分の五十」を「百分の七十」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第十七条の七 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費又は特別療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八條第二項中及び特別療養費を、特別療養費及び高額療養費に改める。

第三十條を次のように改める。

(保険料の額)

第三十條 保険料の額は、一日につき、被保険者の賃金日額の等級に應じ次の表に定めるとおりとする。

賃金日額の等級	保険料の額
第一級	六〇〇円
第二級	一一〇〇円
第三級	二二〇〇円
第四級	二八〇〇円
第五級	三七〇〇円
第六級	四七〇〇円
第七級	五六〇〇円
第八級	六六〇〇円

2 被保険者及び事業主は、それぞれ保険料の額の二分の一を負担する。ただし、賃金日額の等級が第一級である場合の保険料については、被保険者が二十五円を、事業主が三十五円を負担し、賃金日額の等級が第二級である場合の保険料については、被保険者が五十五円を、事業主が六十五円を負担する。

附則

1 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。

2 昭和四十八年十月一日前に同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關し療養の給付、特別療養費の支給又は家族療養費の支給の開始後二年を経過した被保険者、被保険者であつた者又は被扶養者の当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に關する療養の給付又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

族療養費の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の第十六條の二第二項第一号に規定する二十八日分以上の保険料又は同項第二号に規定する七十八日分以上の保険料のうちに日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十一号)による改正前の日雇労働者健康保険法第三十條第一項の規定による第一級又は同項の規定による第二級の保険料が含まれている場合における傷病手当金の額については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前に改正前の第十六條の二第四項に規定する支給期間が満了した傷病手当金及び改正前の第十六條の五第一項に規定する支給期間が満了した出産手当金の支給期間並びに同日前に分べんした者のその分べんの日間の期間に係る出産手当金の支給期間については、なお従前の例による。

5 改正後の日雇労働者健康保険法の規定の適用については、当分の間、同法第四條の二第二項の表

表	中
第一級	一、五〇〇円未満
特例第一級	四八〇円未満
第一級	四八〇円以上一、五〇〇円未満
と、同法第九條の二の表	第一級
とあるのは	特例第一級
一、三三四円	とあるのは
とあるのは	第一級
四〇〇円	と、同法第三十條第一項の表
一、三三四円	とあるのは
とあるのは	第一級
六〇〇円	とする。
特例第一級	二〇〇円
第一級	六〇〇円

6 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの間における改正後の日雇労働者健康保険法の規定の適用については、同法第四條の二第二項の表

第三級	二、五〇〇円以上
第四級	三、五〇〇円以上
第五級	五、〇〇〇円以上
第六級	六、五〇〇円以上
第七級	八、〇〇〇円以上
第八級	九、五〇〇円以上

とあるのは 第三級

第三級	三、〇〇〇円
第四級	四、四〇〇円
第五級	五、七五〇円
第六級	七、二五〇円
第七級	八、七五〇円
第八級	一〇、二五〇円

とあるのは

第三級	三、〇〇〇円
第四級	二八〇〇円
第五級	三七〇〇円
第六級	四七〇〇円
第七級	五六〇〇円
第八級	六六〇〇円

とあるのは

第三級	二〇〇円
第四級	二八〇〇円
第五級	三七〇〇円
第六級	四七〇〇円
第七級	五六〇〇円
第八級	六六〇〇円

対する補助制度を確保しつつ、現行財政調整交付金を十パーセント以上とし調整機能の強化を図ること。

三、一へき地等の医療を確保するための特別立法を早期に実現すること。

2 広域医療体制を確立し、国民健康保険における直営診療施設、保健婦等保健施設の地域医療組織における明確な位置付けを行い強化を図ること。

3 国民健康保険診療施設整備補助金を大幅に増額すること。

4 国民健康保険診療施設の立地条件等により生ずる不可避的赤字に対する財政措置を拡大強化すること。

第二号 昭和四十九年十二月九日受理

国民健康保険の改善強化に関する請願

請願者 北海道函館市東雲町四ノ二三函館市長 矢野康

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四一号 昭和四十九年十二月九日受理

国民健康保険の改善強化に関する請願

請願者 北海道阿寒郡鶴居村宇鶴居五鶴居村長 井原栄松

紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三六号 昭和四十九年十二月十日受理

国民健康保険の改善強化に関する請願(五通)

請願者 北海道芦別市北一条東一ノ三芦別市長 細谷徹之助外四名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四六号 昭和四十九年十二月十日受理

国民健康保険の改善強化に関する請願

請願者 北海道寿都郡黒松内町字黒松内三

〇二黒松内町長 関川龍彦

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四七号 昭和四十九年十二月十日受理

国民健康保険の改善強化に関する請願

請願者 北海道滝川市大町一九〇滝川市長 吉岡清栄

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三三号 昭和四十九年十二月十一日受理

国民健康保険の改善強化に関する請願

請願者 北海道伊達市鹿崎町二〇伊達市長 斎藤一也

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四四号 昭和四十九年十二月九日受理

医療改善 医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 新潟市佐渡郡金井町千種 浜本弘子外二万六千六百九十五名

紹介議員 志苦 裕君

医療を良くし、医療労働者を増やし、「いつでも、どこでも、良い医療」が受けられるよう、政府は、次の施策を緊急に実施されたい。

一、国民の要求にそつて医療機関を整備し、医療内容を改善すること。

1 国の責任で夜間・休日・救急診療体制を確立すること。

2 差額ベッド・付添看護の患者負担などをなくすること。

3 弾力条項発動をやめ、医療保険を改善すること。

4 老人無料医療制度を改善し、それに応じて老人専門病院、老人専用ベッドを増やすこと。

5 自治体立、国立医療機関の独立採算制をなくすること。

6 公的医療機関の整備、運営に対し、大幅な

公費助成をすること。

7 公的機関の拡充を妨げている「公的ベッド規制」を廃止すること。

8 医療労働者の正当な賃金と人員の保障を基礎に国と資本家負担で診療報酬をまともな医療を行うところまで緊急に引き上げること。

二、看護婦をはじめ医療労働者の大幅増員、労働条件を改善すること。

1 夜勤制限の人事院判定(昭和四十年)を即時実行し、複数、月八日以内の夜勤制限を実現するため、改善措置を昭和五十年政府予算に組み込むこと。

2 医療労働者の労働時間短縮について、当面、週四十二時間、隔週週休二日制を最低線として実施すること。

3 自治体立、国立、医療機関の定員削減計画をやめ、総定員法を廃止すること。

理由

国民の命と健康破壊はどんどん進行しているにもかかわらず医療は金がかり、病院通いが一日仕事になり、そのうえ満足な医療が受けられない状態になっているが、政府と独占資本は医療充実に金を惜しみ、医療を利益手段にすりしようにとし、看護婦をはじめ医療労働者は苛酷な労働を強いられ、作られた不足によつて、直接患者、国民の医療低下を生みだし、病と閉鎖が慢性化している。

第一三九号 昭和四十九年十二月九日受理

医療改善 医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 埼玉県川口市幸町二ノ一三ノ四 前島勝雄外三百六十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一五五号 昭和四十九年十二月九日受理

医療改善 医療労働者の大幅増員に関する請願(四通)

請願者 群馬県前橋市上泉町三、二二五 田部井文雄外七百二十名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一五六号 昭和四十九年十二月九日受理

医療改善 医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 広島県呉市青山町一ノ一〇 井上昭雄外千五百五十一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二五〇号 昭和四十九年十二月十日受理

医療改善 医療労働者の大幅増員に関する請願(一通)

請願者 沖縄県那覇市天久一、一三三 平良賀孝外五百七十三名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三六四号 昭和四十九年十二月十日受理

医療改善 医療労働者の大幅増員に関する請願(二五通)

請願者 静岡県伊東市鎌田二二二 森稔外六千九百八十名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三六五号 昭和四十九年十二月十日受理

医療改善 医療労働者の大幅増員に関する請願(二通)

請願者 大阪府天王寺区筆ヶ崎町五〇大阪赤十字病院内全日赤大阪赤十字病院労働組合内 山下千恵子外三千百七十八名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第四四一号 昭和四十九年十二月十日受理

医療改善 医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 長野市上野一四 田村勇外百九

十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第四四九号 昭和四十九年十二月十日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 愛媛県川之江市余生町下分一、五
九五ノ二 私田洋子外二百十七名
紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第五九六号 昭和四十九年十二月十日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 熊本県菊池郡合志町竹迫 桜井ツ
エ子外九百八十五名
紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第五九七号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 北九州市小倉区赤坂三ノ三ノ一
二〇三 上田敏彦外五十九名
紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第五九八号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 福岡県八女郡上陽町一、八五七
中村六美外百四十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第五九九号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 福岡県筑後市熊野一、八三三ノ二
田中梅子外四十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六〇〇号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 福岡県田川郡川崎町三井見晴町
杉山新一外五十九名
紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六〇一号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 福岡県田川郡川崎町東新町一四九
ノ四 小野香代子外四十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六〇二号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 熊本市御幸笹田町字八島三六五ノ
四 松本孝幸外三十九名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六〇三号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市鉄輪東五組 小山泰
子外十九名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六〇四号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県西国東郡真玉町 野田フミ
子外四十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六〇五号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市大字浜八〇八 小野順二郎
外六十七名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六〇六号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市山津二ノ七ノ一八 吉田昭
平外百五十九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六〇七号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市横田一、〇〇〇 工藤義人
外六十九名
紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六〇八号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(二
通)
請願者 大分市横田一、〇〇〇 大塚茂雄外
五百五十五名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六〇九号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県南海部郡蒲江町の浦 小
野アサ子外三十九名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六一〇号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県津久見市中央町六ノ二〇
鈴木幸治外四十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六一一号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市幸町一ノ四 片岡久
明外七十九名
紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六一二号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市莊園町一ノ二 山崎
栄一外三十六名
紹介議員 久保 巨君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六一三号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(二
通)
請願者 北九州市小倉北区愛宕町六ノ七
中村美智子外七十四名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六一四号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市田ノ湯町八ノ二〇
工藤馨外五十九名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六一五号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 福岡市博多区美野島一三ノ七 上
田年英外三十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六一六号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市莊園三ノ五 野田み

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六一七号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市鉄輪五ノ五 中村政
子外四十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六一八号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市田の湯五ノ一 松本
良子外五十九名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六一九号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市鶴見町五ノ一 松本
みち子外五十九名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六二〇号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県直入郡下田北藤目 野田真
由子外十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六二二号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 宮崎県串間市下田町 田中ソヨ外
十一名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六二三号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 宮崎県串間市上小路 田中勉外十
四名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六二三号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市南石垣七ノ二 田中
義彦外十二名

紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六二四号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市上人仲町 松本良外
十三名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六二五号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市大在字横田一、〇七八 工
藤富夫外十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六二六号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県南海郡蒲江町竹ノ浦 工藤
貞一外十九名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六二七号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市金池南一組 森武次外十九
名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六二八号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市大字坂ノ市三四五ノ二 工
藤武夫外二十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六二九号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市政所二、一一七ノ一 工藤
洋一外二十九名

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六三〇号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県速見郡日出町藤原 工藤平
喜外三十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六三二号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市莊園三組 工藤厚生
外三十九名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六三三二号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市大字浜八〇八 中村紹夫外
三十九名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市大字横田一、〇七八 工藤
富夫外二十九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六三四号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市大在字横田一、〇七八 工
藤公江外十六名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六三五号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県北海郡都佐賀岡町馬場 小
野智恵子外十五名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六三六号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市鶴見九組 辻健外十
六名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六三七号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市原町八ノ二 工藤茂
外十名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六三八号 昭和四十九年十二月十一日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市亀川町古市二組
佐々木清重外十五名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六三九号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市荘園町一ノ一 工藤次生外十二名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県大分郡庄内町佐平治 中村かよ子外二十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四一号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 熊本県玉名郡佐々木町宇土鍋 吉田弘子外二十九名

紹介議員 泰 豊君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四二号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市北浜二ノ一 工藤美樹外二十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四三号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(四通)
請願者 熊本市清水町万石一、七一五 中村英徳外九百四十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四四号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市大字大在六八一 佐々木洋外三十二名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四五号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市火売区四組 工藤博文外四十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四六号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市鶴見町五ノ一 中村美智子外三十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四七号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県速見郡日出町豊岡本町 中村道子外三十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四八号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市鉄輪井田二組 工藤令子外三十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四九号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市南王子町三丁目 野田直外三十九名

紹介議員 目黒今朝次君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六五〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市鶴見町五ノ一五 松本ハツエ外三十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六五一号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市実相寺一ノ二 中村真澄外四十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六五二号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 福岡市天神一丁目 中村とみ子外四十九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六五三号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市鶴見町五ノ二 野田美代子外五十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六五四号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分県別府市扇山町一組 田中ひとみ外四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六五五号 昭和四十九年十二月十一日受理

請願者 福岡県行橋市大字常松一二一 中村新栄外五十二名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六五六号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(五通)
請願者 大分市大字北二六七 小野満外二千六百二十六名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六五七号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 大分市宇竹下 森春江外五十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第八〇九号 昭和四十九年十二月十一日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願
請願者 埼玉県秩父市熊木町三四ノ一二 秋父中央診療所労働組合内 武内ヨネ子外二百三十名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一五号 昭和四十九年十二月九日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 兵庫県加西市下道山町六〇 竹内正行外八十名

紹介議員 中西 一郎君

雇用保険法は、前の国会において失業保険法の一部改正法案として審議され廃案となつたが、今国会において必ず成立を図られたい。

理由

織物業は操業短縮せざるを得ない実情であるが、労働者確保の折から機械操短によつてやむなく一時帰休を実施した場合、労働者の離脱を最

も恐れるものであるが、業界には帰休を保証する経済的能力に乏しいので、雇用保険法の成立によつて、一時帰休者に対する同法適用に労使共に絶大な期待をかけている。

第一八号 昭和四十九年十二月九日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 群馬県前橋市国領町二ノ二〇ノ一

○ 内山清外百名

紹介議員 最上 進君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三九号 昭和四十九年十二月九日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 愛知県豊田郡木曾川町黒田 高御

堂白外二十名

紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一四一号 昭和四十九年十二月九日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 栃木県佐野市植野町二、〇四〇

木果綿スフ織物工業組合理事長

紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一四二号 昭和四十九年十二月九日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)
請願者 静岡県浜松市海老塚町一五三 中

村年外八十一名

紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一四三号 昭和四十九年十二月九日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 群馬県高崎市宮元町五一 深沢幸

雄外八十名

第七部 社会労働委員会会議録第一号 昭和四十九年十二月二十一日 (参議院)

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一七八号 昭和四十九年十二月九日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(三通)
請願者 兵庫県多可郡八千代町中野間二七

五ノ八四 森垣五一外六十名

紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一七九号 昭和四十九年十二月九日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)
請願者 京都市上京区葎屋町通一条上ル晴

明町八〇六 田島恒三外二千二十一名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一八〇号 昭和四十九年十二月九日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)
請願者 岐阜県羽島市竹鼻町二六ノ二羽

島企業協同組合理事長 山田春市

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二〇九号 昭和四十九年十二月九日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(四通)
請願者 愛知県知多市大草字大瀬一 安藤

嘉治外四百九十六名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二一〇号 昭和四十九年十二月九日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 大阪府岸和田市田治米町五一三

野上勝外百三十九名

紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二一一号 昭和四十九年十二月九日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(六通)
請願者 愛知県一宮市千秋町屋敷一〇

田辺照男外六百五十一名

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三五五号 昭和四十九年十二月十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(三通)
請願者 静岡県磐田郡豊岡村平松四八八ノ

三 水野精一外八十一名

紹介議員 神田 博君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三五六号 昭和四十九年十二月十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(七通)
請願者 愛知県豊橋市花田町小松六三ノ五

間瀬雄一外五百三十一名

紹介議員 藤川 一秋君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三五七号 昭和四十九年十二月十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 石川県金沢市寺町三ノ九ノ四八

安井睦美外千八百八十三名

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三五八号 昭和四十九年十二月十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 静岡県浜松市馬郡町二、一七五

堀内定夫外二十名

紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三五九号 昭和四十九年十二月十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 大阪府泉佐野市一、〇一二大阪タ

オル工業組合理事長 阪上長一外

十五名

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四一〇号 昭和四十九年十二月十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)
請願者 静岡県磐田郡福田町中島三、五〇

四 伊藤辰外六十名

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四一一号 昭和四十九年十二月十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 福島県伊達郡川俣町字鉄炮町四七

福島県絹人織物構造改善工業組

合理事長 南大外三百四十二名

紹介議員 棚辺 四郎君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四一二号 昭和四十九年十二月十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願
請願者 兵庫県西脇市西脇一、一〇六ノ三

藤原一郎外十九名

紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四一三号 昭和四十九年十二月十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)
請願者 福岡県筑後市大字高江五九光延織

布有限会社内 光延進外三十名

紹介議員 有田 一寿君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四一四号 昭和四十九年十二月十日受理
雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)
請願者 岐阜県羽島郡笠松町下柳川町五三

勝野四郎外四百七名

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四一五号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 山梨県南都留郡西桂町小沼一、九

五二西桂織物工業協同組合代表理事
渡辺達夫外六十名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四一六号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 富山県東礪波郡城端町六四八城端
織物工業協同組合代表理事 藤田信

三外百三十七名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四九五号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 富山県高岡市戸出町一ノ五ノ二〇
戸出物産株式会社取締役社長 本

吉忠栄外三百二名

紹介議員 橘 直治君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四九六号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 埼玉県川越市大字藤間五〇六川越
綿スフ織物工業組合内 新井繁次

外八十名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四九七号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 新潟県栃尾市滝の下町一ノ一栃尾
織物工業協同組合代表理事 稲田正

三外百二十一

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四九八号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 群馬県桐生市川内町一ノ一 石原
丈吉外三百八十八名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四九九号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 滋賀県長浜市宮前町一ノ九滋賀県
絹人織物工業組合代表理事 大谷

源六外百八十一名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五〇〇号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願(七通)

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町塩沢織物工
業協同組合内 井口成一郎外五百

二十六名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五〇五号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 愛知県額田郡幸田町大字深溝字東
道祖神一二 日高恒夫外四十名

八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五〇六号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町大字里小字西
島口株式会社川越織物工場代表取

締役 川越権一郎外二十名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五〇七号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 徳島市佐古三番町一四ノ一二 長
尾順次外百名

紹介議員 小笠 公昭君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五〇八号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 東京都青梅市西分町三ノ一二三青
梅綿スフ織物構造改善工業組合理

事長 田中孫次郎外四十名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五〇九号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 京都府相楽郡山城町上粕北野田芝
一ノ二小嶋織物株式会社代表取締

役 小嶋益久外十九名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五一〇号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口三ノ二ノ
一三 井上尚外二十九名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五一一号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 埼玉県蕨市北町三ノ四ノ二中富
織物株式会社内 中村末吉外三十

九名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五一二号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 山形県米沢市門東町一ノ一ノ五米
沢絹人織物構造改善工業組合理

事長 青木厚一外八十名

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五一三号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 福岡県三潞郡大木町福土一、一一
二 田中利岡外三十名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五一四号 昭和四十九年十二月十一日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願

請願者 岐阜県羽島市竹鼻町駒塚八四〇ノ
一駒庄株式会社社長 渡辺庄一郎

外四百二十六名

紹介議員 藤井 内午君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五一五号 昭和四十九年十二月十一日受理

雇用保険法の早期成立に関する請願(二通)

請願者 埼玉県加須市愛宕一ノ六ノ五七
石井三造外七十九名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五一六号 昭和四十九年十二月九日受理

雇用保険制度創設に関する請願

請願者 兵庫県西脇市和田町七二二ノ二
在田一雄外千三百九十五名

紹介議員 中西 一郎君

第七十二回通常国会において審議未了、廃案とな
った雇用保険法案を早急に成立させ、経済変動等

に対する雇用調整措置、産業構造の高度化に対応できる教育訓練の振興等、今後の経済社会の動向に即した雇用保険制度を創設されたい。

理由

繊維業界は、昨年来のコストインフレーション等により、新規成約のストップ、工賃の暴落等、大不況にみまわれている。このため、大幅な操業短縮や休業を余儀なくされる企業が相当数にのぼり、従業員に対する賃金・休業補償が大きな負担となり、企業の存立すら危険な状態に直面している。

第一四〇号 昭和四十九年十二月九日受理

雇用保険制度創設に関する請願

請願者 兵庫県多可郡中町曾我井二八三
桑村敏郎外千三百九十六名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一八二号 昭和四十九年十二月九日受理

雇用保険制度創設に関する請願

請願者 京都市上京区黒門通一条上ル弾正
町七三三京都府繊維染色工業組合
理事長 西本正孝外千三百九十六名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二二二号 昭和四十九年十二月九日受理

雇用保険制度創設に関する請願

請願者 兵庫県加西市殿原五六〇 土屋次
男外千三百九十六名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二二三号 昭和四十九年十二月九日受理

雇用保険制度創設に関する請願(一通)

請願者 名古屋市中区浄心町二ノ四五愛知
繊維染色協同組合理事長 佐藤登

外千九百四名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四一九号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険制度創設に関する請願

請願者 新潟県五泉市吉沢三ノ一ノ一九新
潟県繊維染色工業組合理事長 堀
内岩吉外六百六十四名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四四八号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険制度創設に関する請願

請願者 群馬県桐生市永楽町六ノ六桐生染
色協同組合理事長 田島其一外百
七十七名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五八二号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険制度創設に関する請願

請願者 石川県金沢市長土堀二ノ一ノ二六
吉村松二外四百七十六名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二二一号 昭和四十九年十二月九日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法制定」促進に
関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ四ノ八
内山ビル内社会福祉法人日本保育
協合理事長 熊崎正夫外四千三十
六名

紹介議員 高田 浩運君

緊急に「保母の人材確保に関する特別措置法」を制
定し、保母の処遇を改善するよう次の事項の実現
を図られたい。
一、保母の給与について優遇措置を講ずること。

二、保母等社会福祉関係職員の身分の確立と、専
門職としての格付の制度化を図ること。

三、保母養成制度の拡充強化をはかるための十分
なる公費の補助を行うこと。又、保母の資質向
上のための研修制度を整備充実すること。

理由

保育所の保母は、長時間にわたる勤務条件のもと
に、乳幼児の保育という重要な職務に携わってい
るが、近年有能な保母の確保がますます困難とな
りつつあるにもかかわらず、現状は極めて低い給
与条件におかれている。

第一四七号 昭和四十九年十二月九日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 神奈川県平塚市山下六九三 川崎
エミ子外千二十一名

紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一四八号 昭和四十九年十二月九日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 愛媛県西条市水見乙一、〇四八
藤田研道外二百二十八名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一八三三号 昭和四十九年十二月九日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 兵庫県水上郡柏原町柏原 谷口務
外九名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第四二六号 昭和四十九年十二月十日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡大野町宝来 中島昭
子外百八十四名

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第四五〇号 昭和四十九年十二月十日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 滋賀県大津市本堅田町四九〇社会
福祉法人日本保育協会滋賀県支部
内 三上明暢外十三名

紹介議員 望月 邦夫君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第五八三三号 昭和四十九年十二月十日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 福井県坂井郡三国町米納津日本保
育協会福井県支部内 金林勉外七
百五十五名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七九五号 昭和四十九年十二月十一日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 埼玉県羽生市須影五七五 岡村武
治外九十一名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八五六号 昭和四十九年十二月十一日受理

「保母の人材確保に関する特別措置法」制定促進に
関する請願

請願者 鳥取市立川町五ノ四一七 藤野武
夫外二百三名

紹介議員 石破 二郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二十七号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市南一の沢町二ノ一
八梅林保育園内 斎藤一郎外千七
百九十六名
紹介議員 大島 友治君

民間保育事業振興のため、次の事項の実現を図ら
れた。

一、労基法の守れるための保母の増員を図ること。
特に休憩時間がとれるようにすること。

二、人材確保法の制定を実現すること。

三、保育の質を高め、職員の労働条件改善のため、
最低基準を抜本的に改定すること。

四、一般生活費、管理費にスライド制を導入する
こと。

五、保育料を軽減すること。

理由

保育所を増設し、その内容の遅れを改善すること
は、久しい間の国民的要望であり、緊急の課題で
ある。しかし、福祉優先の政治姿勢が強調される
なかで、民間保育所は、経営不安が深まっている。
すなわち、物価の異常な高騰に伴う保育内容の低
下、保母の求人難、職員の過労による病休欠の多
発等マイナスの要因は激化の一途をたどっている。

第二十八号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 熊本県玉名市築地 小信篤之外一
万八千名
紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第二十九号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町五ノ一八〇ノ
一三ミドリ丘保育園内 大家一雄
外二千三百十五名
紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第三〇号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 名古屋市中区天塚町一ノ二八 西
村金次郎外四万五千三百三十二名
紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第三十一号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都世田谷区祖師谷六ノ一ノ一
吉岡好直外八千三百三十九名
紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四〇号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)

請願者 愛知県豊橋市南松山町一〇七 服
部友巳外三万二千五百五十五名
紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四一〇号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 静岡県清水市横砂八九七袖師保育
園内 横山新治外千六百五十二名
紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四一〇号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)

請願者 神奈川県藤沢市下土橋一、〇一八
小菅作江外五千九百九十九名
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四一〇号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 北九州市小倉北区室町一ノ一ノ一
小倉北区役所内北九州市私立保育
園連盟内 西村法昭外二千三百五
十四名
紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四四四号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都北区上十条三ノ二一ノ二
高木律子外七千八百三十名
紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四四五号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 群馬県桐生市境野町六ノ二三六境
野保育園内 正和法隆外二千四百
七十四名
紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四四六号 昭和四十九年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 高知県高岡郡佐川町青源寺 生玉
まさ子外一万三千四百九十九名
紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四三五号 昭和四十九年十二月十日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 札幌市中央区北一条西二丁目札幌
市私立保育所連合会内 井上猛外
千七百六十七名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第三六一号 昭和四十九年十二月十日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 大阪府大正区千鳥町一五五めぐみ
保育園内 益谷寿外四千五百九十
名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四三〇号 昭和四十九年十二月十日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 福岡市博多区店屋町四ノ一福岡市
保育協会内 時枝駒太郎外四千三
百六十七名
紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四三二号 昭和四十九年十二月十日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 静岡県清水市横砂四九三ノ七三
高橋佑次外二千二百二十四名
紹介議員 神田 博君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四四二号 昭和四十九年十二月十日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 福井市宝永三ノ二二一福井県私
立保育園連盟内 金林勉外二千百
九十五名
紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四四三号 昭和四十九年十二月十日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 静岡県浜松市住吉一ノ三三ノ一八
浜松私立保育園連盟内 増谷小三
郎外千三百五十八名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第四四四号 昭和四十九年十二月十日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)

請願者 岐阜県養老郡養老町栗笠岐阜県私

立保育園連盟内 伊東博外二万六

千四百九十六名

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第五八二号 昭和四十九年十二月十日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 茨城県水戸市新莊町一ノ四ノ八茨

城県私立保育園連盟内 本阿弥愛

子外三千六百三十九名

紹介議員 岩上 妙子君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第五九二号 昭和四十九年十二月十日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 鳥取市賀露町一、七〇三鳥取県私

立保育園連盟内 和田邦夫外六千

二十五名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第七二八号 昭和四十九年十二月十一日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 茨城県岩井市大字岩井二、七二〇

ノ五 丹保君枝外八百七十五名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第七九二号 昭和四十九年十二月十一日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 茨城県鹿嶋郡神栖町平泉二、四一

三社会福祉法人万徳寺保育園内

岩堀法道外二千七百五十名

紹介議員 竹内 藤男君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第七九三号 昭和四十九年十二月十一日受理

民間保育事業振興に関する請願

第七部 社会労働委員会会議録第一号 昭和四十九年十二月二十一日【参議院】

請願者 横浜市保土ヶ谷区和田町七九 藤

田保夫外三千四百二十五名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第七九四号 昭和四十九年十二月十一日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 埼玉県春日部市小鳩保育園内 平

原寛空外六千七百十八名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第八六〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都千代田区飯田橋四ノ四ノ八

東京中央ビル内社団法人全国私立

保育園連盟内 谷口昭三外九千七

百八十六名

紹介議員 中村 植二君

この請願の趣旨は、第二十七号と同じである。

第一三八号 昭和四十九年十二月九日受理

「看護」の充実に関する請願(十三通)

請願者 神奈川県横浜須賀町二ノ四九ノ

六 会田ちか外十二名

紹介議員 秦野 章君

看護職員の労働条件を早急に改善し、国民に対し

て責任ある看護を行いうる体制を樹立するため、

次の事項の実現を図られたい。

一、看護職員の労働条件、特に基本給を大幅に引

き上げること。

二、国、地方公共団体の責任で、学校教育法に基

づく大学(短大三年課程を含む)による看護教育

課程の増設と充実を図ること。

三、夜勤体制の確立を図り、最低二人以上勤務で、

月八日以内とすることについて規則を制定する

こと。

四、二十四時間保育所の増設と充実を図るため十

分な公的補助を行うこと。

第二四八号 昭和四十九年十二月十日受理

「看護」の充実に関する請願

請願者 愛知県岡崎市吹矢町一〇 平松篤

子

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第八五七号 昭和四十九年十二月十一日受理

「看護」の充実に関する請願

請願者 鳥取県米子市皆生一、四八〇労災

病院内 崎前京子

紹介議員 石坂 二郎君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第二〇八号 昭和四十九年十二月九日受理

家内労働者の生活の向上安定のため休業保障制度

の制定に関する請願

請願者 埼玉県越谷市大林二六三 宮原寿

子外千一百十名

紹介議員 柄谷 道一君

専門的・家内労働者の特殊性を正しく認識し、家内

労働の労働基準を大幅に高め、労働基本権を保障

し、その他労働条件の徹底的改善を促進するため、

社会保障制度を準用するか又は特別立法を制定す

るなどして生活安定を図ることを強く要望すると

ともに、緊急に次の措置をとることを要請する。

一、休業保障制度を制定すること。

二、当面失業保険の拡大適用で救済すること。

理由

家内労働者は封建的従属関係に縛りつけられた低

賃で長時間労働を強要され、また仕事が終われば

見向きもされないなど業者の言いなりになら

ざるを得ないような仕組みの中に置かれているば

かりか、労働諸法の適用から締め出され、社会保

障の適用もなく、一般行政施策からも規準に合致

しない等不公平な法の谷間に放置されている。ま

た、家内労働法も家内労働の保護育成を基本方針

として制定されたものではなく、家内労働の現様

をそのまま包括的にとらえたもので、法体型も不

備だらけで真の保護立法となっていない。

第八〇八号 昭和四十九年十二月十一日受理

家内労働者の生活の向上安定のため休業保障制度

の制定に関する請願

請願者 東京都江東区北砂三ノ三七ノ一四

市山和雄外八百十二名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第二二四号 昭和四十九年十二月九日受理

労働者の生活の安定等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市仁川町三ノ一六五〇

片山芳隆外一万三千二百二十九名

紹介議員 柄谷 道一君

一、国民の生活を破たんさせるインフレの終息の

ために政府は全精力を傾注するとともに、イン

フレによる庶民の貯蓄金の目減りを補償するこ

と。

二、不況の深刻化により減収の危機にある繊維産

業をはじめとする関連産業に対し、適切な救済

処置を講ずること。特に、雇用保険法の即時制

定により労働者の雇用不安を解消すること。

第二二五号 昭和四十九年十二月九日受理

労働者の生活の安定等に関する請願

請願者 東京都板橋区若木二ノ一ノ一〇

ノ一二 大辰裕子外三千六百五

十四名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二六号 昭和四十九年十二月九日受理

労働者の生活の安定等に関する請願

請願者 千葉市新宿二ノ一ノ一一 高木

羊二外七千七百十四名

紹介議員 栗林 卓司君

六二

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二七号 昭和四十九年十二月九日受理

労働者の生活の安定等に関する請願

請願者 群馬県桐生市境野町五ノ二三七

井上米次郎外五千九百五十七名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二八号 昭和四十九年十二月九日受理

労働者の生活の安定等に関する請願

請願者 奈良市西大寺町二ノ一ノ二

妹尾明子外三千二百七十九名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二九号 昭和四十九年十二月九日受理

労働者の生活の安定等に関する請願

請願者 京都府宮津市惣二六二 岡野由記

子外八千七百八十八名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第三〇号 昭和四十九年十二月九日受理

労働者の生活の安定等に関する請願

請願者 熊本市東町四ノ二八 園田絹子外

五千四百五十二名

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第三二一号 昭和四十九年十二月九日受理

労働者の生活の安定等に関する請願

請願者 大阪府泉南市信達岡中九七三ノ四

五 橋本治外二千九百十九名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第三三二号 昭和四十九年十二月九日受理

労働者の生活の安定等に関する請願

請願者 岐阜県大垣市林町六ノ八〇 木村

真紀子外五千五百六十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第三三三号 昭和四十九年十二月九日受理

労働者の生活の安定等に関する請願

請願者 千葉県市川市鬼高一ノ一 飯

島那生子外三千九百七十五名

紹介議員 和田 春生君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第三三四号 昭和四十九年十二月十日受理

療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 滋賀県伊香郡高月町西柳生 安藤

哲雄外二名

紹介議員 神田 博君

あん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及

び柔道整復師以外の医療類似行為をなす療術行

為を規制するために、カイロプラクティック師、電

気光線師、器技師の免許制度を設けて、新規開業

を認められたい。

理由

療術行為は、あん摩、マッサージ、はり、きゆう

及び柔道整復とは異なる簡易療法として発達した

もので、国民の健康増進に寄与するところが多く、

広く愛好されているものであるから、今後は、学

校教育と地方庁試験により、資質の向上を計り、

カイロプラクティック師、電気光線師及び器技師の

三種の免許制によつて規制し、それぞれの業務を

適正に行わせることが必要である。

第二四九号 昭和四十九年十二月十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 佐賀市今宿町一ノ六 光永利美

紹介議員 福岡日出磨君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

療術の制度化に関する請願

請願者 山口市黄金町九ノ四 藤井敦子

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第四二四号 昭和四十九年十二月十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 広島市横川町二ノ一三ノ一八 浅

田芳明

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第五九五号 昭和四十九年十二月十日受理

療術の制度化に関する請願(十五通)

請願者 秋田市飯島字長野一九ノ六二 洪

谷芳雄外十四名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第七二七号 昭和四十九年十二月十一日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 広島県東広島市高屋町大字中島

一、〇〇八 橋本正二

紹介議員 永野 巖雄君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第三三七号 昭和四十九年十二月十日受理

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願

請願者 大阪市住吉区南加賀屋四ノ六ノ一

四 柳川里美外六百八名

紹介議員 対馬 孝且君

障害者の生活と医療と教育の保障のため、次の事

項の実現を図らるる。

一、生活保護基準、福祉年金額、特別児童扶養手

当金、障害者福祉手当金を大幅に引き上げ、障

害福祉年金の諸制限をなくすること。

二、障害者(児)が安全に歩行し、車イスでも生活

できるように、公共の建物、道路、交通機関、

スポーツ・文化施設などを改善し、障害者も利

用できる街づくりを促進すること。

三、公営住宅を大量に建設し、障害者の生活困窮

をなくすること。なお、障害者の住宅を使いや

すいように改造する費用を支給すること。

四、すべての交通機関の運賃割引を拡充し、無

料化をすすめる。また、その手続きを簡素化する

こと。

五、在宅障害者施設を抜本的に改善し、介護手当

の支給、介護人の派遣を図ること。

六、障害者(児)の医療費を無料にし、特に「難病」

の治療研究を促進し、更生医療、育成医療の諸

制限をなくするとともに、障害者(児)の補装具、

補助具の研究開発を急ぐこと。

七、五十四年度からの障害児の義務教育開始を待

つことなく、養護学校の未設置県を早急になく

し、必要な障害児学級を増設し、就学猶予、免

除をなくし、教育費の父母負担を軽減するととも

に、すべての障害児に教育を受ける権利を保

障すること。

八、障害者に、希望に応じた職場を保障し、賃金、

労働条件などの差別をなくし、雇用率を当面二

パーセントに引き上げ、国及び地方公共団体は

率先して障害者を雇用すること。また当面、授

産所、生活労働施策などを多くつくり、障害者

の働く場を保障すること。

九、医療、生活、労働など社会保障施設を数多く

つくり、希望する障害者(児)が利用できるよう

にすること。また、学校、施設などの教員、職

員の賃金、労働条件を改善し、定員は大幅に増

やすこと。

十、労働災害、職業病による障害者の完全な医療、

生活補償を大幅に改善し、また、職場復帰訓練

のための諸施設を抜本的に拡充、改善すること。

十一、在宅の重度障害者や患者並びに小病入院

患者が選挙の投票ができるように在宅投票制を

復活し、また、点字の選挙公報や手話通訳を制

度化すること。

第四二五号 昭和四十九年十二月十日受理

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願
(二通)

請願者 熊本県菊池郡合志町栄二、四三八

作吉初夫外二百二十八名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第八一〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願

請願者 石川県金沢市京町五ノ三 本田善雄外九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第八一一号 昭和四十九年十二月十一日受理

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願

請願者 青森市石江平山九松ヶ丘保養園内西谷竹治外九十九名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第八五八号 昭和四十九年十二月十一日受理

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願

請願者 岐阜県羽島市福寿町間島三 田中勝義外二百一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第二三八号 昭和四十九年十二月十日受理

被爆者援護法制定に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長 鈴木正一

紹介議員 鈴木 省吾君

原爆被爆者を優先的に国家補償の対象とし、核兵器のたまたぐ残虐な被害への救済と補償を行なうため、被爆者援護法の制定を図るよう強く要望する。

理由

戦後二十九年を経た今日においても原爆被爆者に

対する生活援護については、まだ救済措置もなく、対策が立ち遅れている。被爆者は、放射線的大量被爆によつて肉体がむしばまれ、年とともに被爆者の加齢化現象を促し、病弱化を強めている。

第四二八号 昭和四十九年十二月十日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 鹿児島市上荒田町二ノ一七 山口和代外九百名

紹介議員 宮之原貞光君

国民の医療を守る立場から、国立病院、国立療養所における医療内容と労働条件を改善するよう次の事項について要請する。

一、公務員の「総定員法」を撤廃すること。当面、医療従事者を総定員法のわくから外し、定員削減計画を直ちに取りやめること。

二、国立病院、国立療養所の全職員の大増員をはかり、看護婦の定数基準を当面、患者二対看護婦一とし、重症については一対一とすること。

三、増員をもつて夜勤制限(複数夜勤・月八日以内)を即時実現すること。

四、国立病院、療養所の差額ベッドを廃止すること。また、患者の自費負担による付添看護人をなくすること。

五、患者給食を冷凍食にしたり、洗濯下請をはじめとする一切の下請導入は絶対に行わないこと。

理由

国立病院、療養所の中ではひどい人手不足で、看護婦は月十日以上に及ぶ夜勤が当たり前になり、夜間は一人で四十人から五十人の患者を看護しており、看護婦以外の職場でも洗たくの下請や、患者給食に冷凍食を導入すること等が考慮されている状態であるにもかかわらず、政府は公務員の第三次定員削減計画による更に大幅な定員削減を進めようとしているが、これによるサービス低下、医療破壊を認めるわけにはいかない。

第五七五号 昭和四十九年十二月十日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

(二通)

請願者 熊本市清水町八景水谷一、一四二

城芳子外二千六名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七三〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分市大道町五ノ一ノ三六 小野ヒサシ外二十五名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七三二号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分市大道町五ノ一ノ三六 小野サチ子外二十五名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七三三号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分市牧平組 工藤敏子外二十五名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七三三三号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市上人町十九組 上田靖徳外二十七名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七三三九号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 北九州市小倉北区金田一ノ六ノ一 九野田春子外二十六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七三六号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県大分郡庄内町下武宮 工藤友吉外二十四名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七三五号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県大分郡庄内町下武宮 工藤チエ外二十四名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七三七号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 福岡県京都郡犀川町大字久富 中村芳弘外二十二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七三八号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市莊園町五 松本弘之外十二名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七三九号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市光町二四ノ一四 田中花子外十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市光町二四ノ一四 田中花子外十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市光町二四ノ一四 田中花子外十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市光町二四ノ一四 田中花子外十九名

紹介議員 加瀬 完君

請願者 大分県別府市野口中町 野口五月
外二十三名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四一号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市鶴見区九ノ三 中村
正人外二十二名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四二号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市北中一組 中村和子
外二十四名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四三号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市鶴見区九ノ三 中村
智恵子外十八名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四四号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 熊本県荒尾市府本 和田清一外二
十六名

紹介議員 神沢 淳君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四五号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市天間一〇三 吉田昭
利外十九名

紹介議員 久保 巨君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四六号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市光町三ノ一七 工藤
道子外二十五名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四七号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分市上春日町十一組 小野いず
み外十九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四八号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市平田三ノ一七 工藤
好丸外二十五名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七四九号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市餅ヶ浜五組 久保豊
之外二十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七五〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市鶴見四、〇七五 森
美智子外二十一名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七五一号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分市八幡字東八幡四ノ五 片山
六郎外二十二名

紹介議員 佐々木 静子君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七五二号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市秋葉町四ノ五 松本
泉一外二十一名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七五三号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分市大道町二ノ八ノ三 森陸保
外二十二名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七五四号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県日田市鈴連町 野田文亮外
二十一名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七五五号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分市顕徳町三ノ二ノ一二 松本
美博外二十四名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七五六号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市平田町六ノ二三 小
谷正勝外二十一名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七五七号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 福岡県行橋市大字大橋九六二 藤
原省吾外二十名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七五八号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県大野郡大野町田中 竹田京
子外二十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七五九号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市南石垣九組 佐々木
純一外二十二名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七六〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市京町二ノ五 吉田卓
司外二十一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七六一号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市莊園町七組一 鈴
木ミヤ子外二十四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七六二号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分市東萩原 吉田善吾外二十六名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 村馬 孝且君

第七六三号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 熊本市健康町一、八四〇ノ一 青木孝司外二十四名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 辻 一彦君

第七六四号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市鶴見大畑二組 小林トシ子外十五名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 鶴岡 哲夫君

第七六五号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市鶴見区大畑二組 小林民雄外十四名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 寺田 熊雄君

第七六六号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市幸町八ノ一五 松本正行外二十名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 田 英夫君

第七六七号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市東山 小野千秋外十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七六八号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市上野口二六ノ一二 山崎恵美子外二十一名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 戸田 菊雄君

第七六九号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市南立石二区四組 西村寛外十四名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 中村 波男君

第七七〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 北九州市門司区上馬寄二ノ六ノ一二 林康彦外十五名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 中村 英男君

第七七一号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市上人仲町一〇ノ一六 田中健外十八名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 野口 忠夫君

第七七二号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市東山 小野千代香外十七名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 野田 哲君

第七七三号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市上野口町二四ノ八 中村千代外十九名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 野々山一三君

第七七四号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県豊後高田市開 中村総外二十名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 羽生 三七君

第七七五号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市幸町八ノ一五 鈴木明雄外二十二名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 秦 豊君

第七七六号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市上人南町一九 高岡マス子外十二名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 浜本 万三君

第七七七号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市野口中町 野口豊子外十二名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 藤田 進君

第七七八号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市上人仲町五ノ六三 野田利昭外十四名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七七九号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市上人南町十七組 松本文夫外十五名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 松永 忠二君

第七八〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県下毛郡山国町平小野 田中勇外十八名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 松本 英一君

第七八一号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県下毛郡山国町平小野 田中ヒサノ外十二名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 宮之原貞光君

第七八二号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分市中島東三ノ一ノ八松本アバート内 和田紀久代外二十二名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 村田 秀三君

第七八三号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 北九州市小倉北区新高田一ノ三ノ二 中村孝子外十九名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 目黒今朝次郎君

第七八四号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 大分県別府市鉄輪上町七組 工藤博文外二十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七八五号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 福岡市東区下和自塚原六四ノ二

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七八六号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 福岡県宗像郡福岡町上西郷 野田順一外二十名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七八七号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県別府市扇山三組 山崎さき子外十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七八八号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 北九州市門司区田の浦新開一組 吉田金二外二十三名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七八九号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分市白滝一組 大塚悦子外二十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七九〇号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分市富士見ヶ丘 大塚秋義外二十一名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第七九一号 昭和四十九年十二月十一日受理

国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願
請願者 大分県南海部郡鶴見町沖松浦 青木清隆外二十一名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第四四七号 昭和四十九年十二月十日受理

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願
請願者 石川県金沢市大手町三ノ二一石川 向井藤次平

紹介議員 安田 隆明君

国民健康保険と公営国保との格差を速やかに是正のうえ、国民健康保険組合の財政を強化し、もつて、被保険者の負担の軽減を図るため、次の事項について適切な措置を講ぜられたい。
一、療養給付費補助金の定率二割五分を公営なみに引上げること。
二、臨時調整補助金は公営なみ定率化すること。

理由

国民健康保険組合は、制度上公営国保と併存しながら、国の補助においては公営国保に比し、格差が極めて大きい。従つて被保険者の負担する保険料は公営国保に比し極めて高い。特に昨年以来老人医療の無料化、大幅な医療費の引上げ、高額療養費制度の実施に伴つて、医療費はますます増高の傾向にあり、国民健康保険組合財政への大きな

圧迫となり、組合被保険者の保険料負担も既に限界に達している。国民健康保険組合の被保険者は公営国保の被保険者と同様地域住民であり、国民皆保険の今日、国の補助金等に差別的取扱があることは地域住民の負担公平の原則から不合理といわざるを得ない。

第五八五号 昭和四十九年十二月十日受理

雇用保険法の早期実現等に関する請願
請願者 福井市板垣町北川二 板本邦男外四千五百九十二名

紹介議員 柄谷 道一君

労働者の暮らしと職場を守るため、次の事項の実現を要求する。
一、雇用保険法の早期実現

不況の深刻は生活の不安にまで発展し労働者の暮らしは危機にひんしている。政府は適切な救済処置を講ずること。特に雇用保険法の即時制定により労働者の休業不安を解消すること。

二、預貯金の目減り補償
労働者の生活を破たんさせるインフレの終息のために政府は全精力を傾注するとともに、インフレによる庶民の預貯金の目減りを補償すること。

第五八七号 昭和四十九年十二月十日受理

原爆被害者援護法制定促進に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会 議長 山田幸一

紹介議員 村田 秀三君

政府は、広島、長崎の惨禍を繰り返させないという国民の世論にこたえ核兵器の完全禁止の実現を図るとともに被爆者に対する補償責任を明らかにし、速やかに被爆者援護法を制定し生活救済の措置を確立されたい。

第八〇五号 昭和四十九年十二月十一日受理

戦災遺家族援護法の立法化に関する請願(七通)

請願者 福島県郡山市横塚一ノ二六ノ六 大越要吉外三十五名

紹介議員 鈴木 省吾君

一、一般民間被災者のうち戦時災害によつて身体に障害をうけた者及び死亡した者の実態調査を実施されたい。
二、一般民間被災者遺族の老齢化にかんがみ、早急に戦災援護法の立法化並びに救済の措置を講ぜられたい。

理由

太平洋戦争中空襲により約三十の都市が焼土と化し、五十万人に及ぶ非戦闘国民が死亡した。これらの遺族は住むに家なく乏しい食糧にもたえ、粉骨碎身、現在の経済大困日本の基礎を築いた。このような中で、軍関係並びに学徒動員の遺族等に対しては援護の措置が講ぜられているが、一般民間人たる戦災犠牲者並びにその遺族に対しては、なんらの処遇も実施されていない。

第七十三回国会閉会後社会労働委員会会議録第二号中正誤

ペジ 段行 誤 正
一六 二 終わり といふこと といふこと